

法科大学院認証評価

自 己 評 価 書

近畿大学大学院法務研究科法務専攻

平成20年6月

近 畿 大 学

目 次

I	対象法科大学院の現況及び特徴	1
II	目的	2
III	章ごとの自己評価	
第1章	教育目的	4
第2章	教育内容	12
第3章	教育方法	24
第4章	成績評価及び修了認定	41
第5章	教育内容等の改善措置	58
第6章	入学者選抜等	66
第7章	学生の支援体制	79
第8章	教員組織	94
第9章	管理運営等	109
第10章	施設、設備及び図書館等	125

I 対象法科大学院の現況及び特徴

1 現況

(1) 法科大学院（研究科・専攻）名

近畿大学大学院法務研究科法務専攻

(2) 所在地

大阪府東大阪市小若江 3-4-1

(3) 学生数及び教員数

(平成 20 年 5 月 1 日現在)

学生数：121 人

教員数：17 人（うち実務家教員 4 人）

2 特徴

(1) 沿革と理念

本法科大学院が所属している近畿大学は、現在、本法科大学院、大学院 11 研究科、11 学部 46 学科、19 の研究所、3 つの総合病院をもつわが国有数の私立総合大学である。大正 14 年創立の大阪専門学校法律科・商科・政治科と、昭和 18 年創立の大阪理科大学を母体として、昭和 24 年、新学制により近畿大学として設立された。法学教育については、昭和 25 年の法学部法律学科設置及び昭和 40 年の経営法学科設置以降、大学院法学研究科修士課程の設置、同博士課程の設置、とその教育活動の幅を広げてきた。さらに平成 16 年に、今般の司法制度改革の一環として構想された法科大学院を設置するに至った。

本学は「人格の陶冶と実学教育」という建学精神を有し、また「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人を育成する」という教育理念を掲げている。これに基づき法学部では、実学重視の法学教育を実践し、法律学科と経営法学科の 2 学科を設け、実社会の需要に応じた法律専門職や法的素養を備えた社会人の養成をめざしてきた。平成 16 年度からは、教育内容をより拡充発展させるために経営法学科を政策法学科に名称変更した。さらに、当初は全国的にも数少なかった法廷教室を設置し、国家試験研修所（司法試験部門・公務

員試験部門）を開設するなど施設の整備に努めてきた。

本法科大学院は、こうした教育的伝統と豊かな制度的資産を引き継ぎながら、時代の要請に応える新たな実学重視の専門教育をめざし、これに取り組もうとするものである。

(2) 目的

国際化の時代を迎え、複雑化・多様化した今日の社会において、各種法的問題を「法の支配」の理念に基づき迅速、適切に処理するための社会的基盤の整備が求められている。法科大学院構想は、このための人的基盤の整備にかかわるものである。

本法科大学院は、このような社会的要請のもとで設置され、前述のような、本学の建学精神と教育理念を尊重しつつ、幅広い教養と専門的知識、また、健全な市民感覚とグローバルで多角的な視座を持ち、チャレンジ精神旺盛な法曹を養成することを、その目的としている。

(3) 特徴

(ア) 密度の高い少人数教育

本法科大学院は、入学定員を 60 名とし、密度の高い専門教育を行っている。司法制度改革がめざす新しい日本社会では、行政指導などの事前の個別規制に代えて、法的ルールに従った自由で創造的な個人や企業の活動が期待され、それを支える法曹も創造的な権利実現とルール作りを可能にする能力を身につける必要がある。そのために、授業では、基本的な知識のみならず、専門的かつ高度な学問的内容の教材も用い、徹底した双方向・多方向の授業により、柔軟で創造的な思考の鍛錬をしている。

他方で、基本的な知識の習得のために、様々な補習や学習会、学習指導教員やティーチング・アシスタントの採用、クラス担任制、インターネットによる学習支援システムの整備など、多様な教

育支援体制を整えている。

(イ) 地域社会への貢献

本法科大学院の位置する東大阪には、人工衛星の独自開発計画などの高度な技術を有し、世界に羽ばたく中小企業が多く存在している。従来看過されがちであった、そのような企業に対する法的支援は、今後の重要な課題の一つである。本法科大学院は、そのような領域で活躍しうる人材を養成するとともに、かかる国際性を備えた地域の法的拠点となることをめざし、地域社会の発展に貢献しうる科目を開設し、リーガルクリニックを実施している。

(ウ) 教育方法の改善と教職員の連携

学生による授業評価アンケートや、ピア・レビューの実施、FD（ファカルティ・ディベロップメント）研修会の開催により、新しい法科大学院での教育のあり方について現状分析をした上で、

教職員間で相互に積極的に議論し、研鑽を積んでいる。教員組織も小規模であり、法科大学院の開設に向けて協力してきた事務部との緊密な連携もあり、組織全体において、司法制度改革の理念や本法科大学院の教育理念・目的に対する深い理解が共有されている。

(エ) 施設の充実

本法科大学院の施設は、法科大学院開設と同時に完成した新校舎の8階・9階・10階にあり、様々な機器を備え付けたマルチメディア教室や演習室、個人専用のデスクを置いた自習室、専門の司書を置いた図書室を擁するなど、教育目的の実現にふさわしいものとなっている。自習室や図書室は学生の24時間利用が可能である。

II 目的

1 教育理念と基本目的

前述のように、本学の建学の精神は、「人格の陶冶と実学教育」であり、「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人を育成すること」をその教育理念としている。本法科大学院は、このような建学精神と教育理念を踏まえつつ、今般の司法制度改革という国家的事業の一環として、将来の日本において「法の支配」を実現するために不可欠な人的基盤としての法曹を養成する専門職大学院として設置された。これまで法的サービスの観点からは看過されてきた地域や生活関係にも、必要かつ適切な法的救済を与え、個々人が自由でありかつ公正な社会が実現されていくために専門的能力を発揮し、またこれからの国際化時代に備えるために、幅広い教養と高い識見、また、健全な市民感覚とグローバルで多角的な視座をもち、チャレンジ精神旺盛な法曹を養成することを基本目的としている。

2 養成しようとする法曹像

この教育理念と基本目的の下に、具体的には次のような法曹養成をめざしている。

(1) 市民生活法曹の養成

法曹には、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力などの基本的資質が求められる。本法科大学院では、非法学部出身者や社会人にも開かれた選抜方法をとることで社会の中から多様で幅の広い人材を確保するとともに、少人数の双方向・多方向授業による法学教育を通じて、これらの基本的資質の涵養をはかり、「国民の社会生活上の医師」にふさわしい法曹（市民生活法曹）の養成をめざしている。

グローバル化が進んだ今日においては、国内外の動向を視野に入れ、個人、企業、行政、政治をはじ

めとする幅広い分野で高度の専門性をもって活躍する信頼される法曹が強く求められている。また、これまで日本では司法の過疎が放置されてきたが、全国どの街でも市民が適切な法的救済を受けられるような社会となることも強く要請されている。この要請に応える社会生活上の医師としての法曹の養成は、まさに「信頼される人の育成」という本学の教育理念を実践するものに他ならない。

（２） 国際性豊かなビジネス法曹の養成

上記（１）に述べた法曹として求められる基本的資質を前提に、本法科大学院では、さらに、国際性を備えた法曹の養成をめざしている。わが国の社会・経済は、否応なく国際化を遂げているものの、法曹の国際化は十分ではなく、今回の司法制度改革の遠因の一つもそこにあると考えられる。層の厚い法曹を背景とする諸外国の弁護士サービスなどの進出に対抗していけるだけの能力を備えた、国際性豊かなビジネス法曹（国際ビジネス法曹）の養成が必要である。

また、本学が位置する東大阪市とその周辺には、日本経済を牽引してきた世界で活躍する中小企業が多く存在する。このような立地環境にかんがみると、中小規模の企業の法的需要に十分応えられる法曹の養成も重要な目標でなければならない。経済活動の国際化に伴い、これらの企業も、従来型の法的紛争のみならず、国際的あるいは先端的分野の法的紛争に対して新たな対応を迫られている。これまで司法の容量不足のため、とりわけこれらの分野において十分な法的サービスが受けられなかった地域社会に対し、本法科大学院が世界に通用する法的サービスや情報を供給することのできる拠点となることも重要な役割であると考ええる。本法科大学院は、地域と国際的先端分野が結びついたような場面で活躍する法曹の養成をめざしている。これは、「実学」という建学の精神を実現するものである。

（３） 目的と理念などの公表

以上に述べた、司法制度改革にそった本法科大学院の設置の経緯、教育の基本的理念と目的、養成しようとする法曹像については、募集要項、法科大学院案内、ホームページ上で明記して公表している。法科大学院への進学を考えている人や受験生や入学予定者に対しては、説明会などの開催により、これらの教育理念などの理解をうながし、本法科大学院で教育を受けるのにふさわしい学生を迎えることができるように努めている。

Ⅲ 章ごとの自己評価

第1章 教育目的

1 基準ごとの分析

1-1 教育目的

基準 1-1-1

各法科大学院においては、その創意をもって、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育が体系的に実施され、その上で厳格な成績評価及び修了認定が行われていること。

（基準 1-1-1 に係る状況）

本法科大学院は、将来の日本において、「法の支配」に基づいた透明かつ公正な社会を実現しようとする、今般の司法制度改革の理念にそって、その人的基盤を整備するために不可欠な、新しい法曹養成のための専門教育の一翼を担おうとするものである。

国際化、価値観の多様化に直面する現代の日本社会においては、従来になく多様で複雑な紛争が、行政、企業活動、日常生活などのあらゆる分野で生じてきており、それに対処するために、多様な資質を持った優れた法曹が全国に広く活躍し、求められる高度の専門性を提供していかなければならない。しかし、ここで要求される法曹教育には、単に多様性と専門性の追求だけでなく、透明で公正なルールに基づいた人々の相互理解の追求という、「法の支配」の理念に対する深い共感と理解を必要とする。

このような社会の要請に応じて、本法科大学院は、幅広い教養と専門的知識、また、健全な市民感覚とグローバルで多角的な視座を持ち、チャレンジ精神旺盛な法曹の養成を基本的な教育目的としている。

資料「設置の趣旨および必要性」

国際化の時代を迎え、複雑化・多様化した今日の社会において、各種法的問題を「法の支配」の理念に基づき迅速かつ適切に処理するための社会的基盤の整備が求められています。今般の司法制度改革は、人的基盤の拡充、制度的基盤の整備、国民的基盤の確立をめざして、司法制度整備に関する諸課題を明らかにしています。法科大学院構想は、これら諸課題の根底にある基盤整備にかかわり、「法の支配」が貫徹された公正な社会を実現するための担い手である法曹を養成しようとする国家的な一大事業であります。かかる21世紀の司法を担う法曹には、その基本的資質として、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等と、さらに、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野の知見、外国法の知見、国際的視野、語学力等が要求されます。

本法科大学院の設置は、このような国家的事業の一翼を担おうとするものであるとともに、本学の建学精神および教育理念を尊重しつつ、広い教養と良識、また、健全な市民感覚とグローバルで多角的な視座をもち、チャレンジ精神旺盛な法曹を養成することを、その基本理念および目的とします。これらを実現するために、本法科大学院は、法学教育に関する伝統的資産を活用して、社会の要請に応える新たな実学重視の教育を行い、21世紀の市民社会に貢献しようとするものであります。

(出典:設置認可申請書・近畿大学法科大学院募集要項 2009)

この目的の実現のために、本法科大学院は、まず、非法学部出身者や社会人にも開かれた選抜方法を採用し、上記の多角的視座を備えた法曹となる可能性のある、多様な人材を迎えている。

教育面においては、1年次には、将来の法曹として必要な基本的学識を習得させることを目的とした法律基本科目を開設し、2年次からはその応用能力を磨くための演習科目を開設するとともに、法律基本科目における実体法と手続法を統合した総合演習科目を開設している。これらの基本科目においては、単なる知識や論点の暗記ではなく、多角的かつ主体的な思考力の習得を目指している。そのために、高度な理論的内容や先端的内容の学術論文を教材とし、また、多様な事例を比較検討する授業を行っている。それと同時に、法律基本科目においては、基礎的な知識を確実に習得した上で応用的な問題に進むことが、特に法学未修者については教育効果が高いという認識に至り、基礎知識の重視の方向を開設当初よりは強めている状態にある。

3年次には、法律実務の基礎的素養を涵養し、理論と実務の架橋を目的とした実務基礎科目を開設している。これらの科目は、訴訟実務の基礎的な知識を習得させ、また法曹三者の違いを理解させることを目的としている。

以上の科目は1年次から3年次まで、基礎から応用へ、また基礎的学識から理論的かつ実践的な教育へと、段階的な学習を目指しており、個々の科目及び法律学全体についての体系的な教育が行われるように配置されている。

豊かな人間性や幅広い教養を身につけるために、法のあり方を根本から考えることを目的とした基礎法学・隣接科目を開設し、また、展開・先端科目においては、本学の位置する東大阪の中小企業への貢献を念頭においた科目や、国際化への対応を念頭においた科目を含めて、学生の幅広い興味と関心に応じることができるよう多様な科目を開設している。

このような段階的、体系的な教育課程を前提に、授業の方法は、将来の法曹に必要な柔軟な思考力や交渉と説得の能力を育成するために、教員と学生間また学生相互間の双方向・多方向の質疑応答と議論の形式で行っている。

成績の評価は予め成績評価基準を設定してシラバスで公表している。「リーガルクリニック」などの一部の科目を除き、学期末ごとの筆記試験に対する評価が主であるが、筆記試験、平常点、レポートなどの割合は授業開始時に一覧表で公開している。答案の採点においては、匿名性が確保されている。模範答案または優秀答案の公表及び成績分布表の公表によって、評価の客観性と厳格性を担保している。修了認定については、進級制を採用し、修了までの段階的な成績評価を通じて、司法修習を経れば法曹として自立するに足ると客観的に判断される者のみを修了させることとしている。

基準 1－1－2

各法科大学院の教育の理念、目的が明確に示されており、その内容が基準 1－1－1 に適合していること。各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施され、成果を上げていること。

（基準 1－1－2 に係る状況）

（1） 本法科大学院の教育の理念、目的は、幅広い教養と専門的知識、また、健全な市民感覚とグローバルで多角的な視座を持ち、チャレンジ精神旺盛な法曹の養成であり、より具体的には次の法曹像を掲げている。

① 市民生活法曹の養成

本法科大学院では、「国民の社会生活上の医師」にふさわしい法曹（市民生活法曹）の養成を目指している。行政主導型の社会ではなく、公正なルールに基づいた市民の自発的な紛争解決を助けるための、社会生活上の医師としての法曹の養成は、基準 1－1－1 で述べたように、必要とされる法的救済が社会にいきわたり、健全で公正な社会を実現しようとする司法制度改革と、それにそった本法科大学院の教育目的に適合するものである。

② 国際性豊かなビジネス法曹の養成

本法科大学院では、さらに、国際性を備えた法曹の養成を目指している。本学が位置する東大阪市とその周辺には、日本経済を牽引してきた、世界で活躍する中小企業が多く存在する。このような立地環境にもかんがみて、中小規模の企業の経済活動の国際化に伴う法的需要に十分応えられる、国際性豊かなビジネス法曹（国際ビジネス法曹）の養成を目標としている。

資料「どのような法曹を養成するのか」

本法科大学院においては、法曹として求められる基本的資質を身に付けさせるとともに、国際性さらには地域に根ざした国際性を備えた法曹を養成することを基本方針とします。

法曹には、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等といった基本的資質が求められます。本法科大学院では、非法学部出身者や社会人にも開かれた選抜方法をとるとともに、少人数の双方向教育を通じて、これらの基本的資質の涵養をはかり、「国民の社会生活上の医師」にふさわしい法曹（市民生活法曹）の養成をめざします。

そのような基本的資質を前提に、本法科大学院では、とくに、国際性を備えた法曹の養成をめざします。わが国の社会・経済は、否応なく国際化を遂げているものの、法曹の国際化は十分ではなく、今回の司法制度改革の遠因の一つはそこにあると考えられます。層の厚い法曹を背景とする諸外国の弁護士サービス等の進出に対抗していけるだけの能力を備えた国際性豊かな法曹（国際ビジネス法曹）の養成が必要であります。

なお、本法科大学院の立地環境の特性に鑑みると、中小規模の企業の法的需要に十分応えられる法曹の養成も、重要な課題であると考えられます。経済活動の国際化に伴い、これらの企業といえども、従来型の法的紛争のみならず、国際的あるいは先端的分野の法的紛争に対して十分な対応を迫られています。そのような需要に応えるべく、本法科大学院では、地域に根ざした国際性を備えた法曹の養成をもめざします。

（出典：設置認可申請書・近畿大学法科大学院募集要項 2009）

この目標もまた、基準1-1-1で述べた、国際化に直面する日本社会における法曹養成という司法制度改革の趣旨と、それにそった本法科大学院の教育目的に適合するものである。

(2) 以上のような法曹を養成するために、①市民生活法曹については、とりわけ、専任教員によるものも含め、展開・先端科目として「消費者法」「現代商取引法」「労働法」「生命倫理と法」「特別演習(損害賠償責任法)」「特別演習(少年法)」「特別演習(現代地方自治論)」を開設している。

また「リーガルクリニック」が2年・3年生向けの実務基礎科目のひとつとして実施されている。その目的は、学生に対して、生の事実に接しながら生きた法律を学ぶ機会を与えるとともに、本法科大学院の立地する東大阪の市民や中小企業に対して民事及び商事に関する様々な法的サービスが無償で提供するところにある。

平成18年度からは八尾市による法律相談との連携により、本法科大学院の法律相談を紹介してもらう体制を整え、臨床教育と地域貢献の連結を図っている。

このような「リーガルクリニック」や法律相談の実施に関しては、平成18年度からは臨床教育委員会を新たに設置し、「リーガルクリニック」のいっそうの充実化や成績評価の緻密化、法律相談の広報の拡大、他の臨床教育科目である「エクスターンシップ」と「模擬裁判」のカリキュラム編成やその実施方法について継続的に検討しており、成果を挙げている。

また、本法科大学院の主催により、各界の有識者を招き、定期的に公開の講演会を開催している。これは、将来の日本のあり方を視野に入れつつ、法科大学院の社会的役割や法曹の将来像についての学生の見識を深めるとともに、これらの課題についての問題意識を広く社会に喚起する趣旨で行われているものである。

法科大学院講演会2006

開催日時:平成18年6月10日(土)14:00~15:30

開催場所:B館MM教室

テーマ「45年間の裁判官生活を振り返って」

講師:金谷 利廣氏(前最高裁判所判事)

法科大学院講演会2007

開催日時:平成19年6月30日(土)14:00~15:30

開催場所:B館MM教室

テーマ「これからの社会に求められる法律実務家の役割」

講師:滝井 繁男氏(前最高裁判所判事)

(出典:案内ポスター・ホームページ等)

上記②国際性豊かなビジネス法曹の養成に適った教育として、まず国際性の涵養については展開・先端科目群において、「国際法A(基本構造)・B(紛争解決)」「国際私法」「国際取引法」「国際経済法」「国際租税法」などの科目を開設しており、またアメリカ人弁護士を担当者とした「英語法文書作成」も開設している。

また、基礎法学・隣接科目群において、「英米法」「アジア法」「比較法史」を開設しており、上記アメリカ人と中国人の教員などによって行われている。外国の法思想や法制度のあり方を学ぶことにより、学生は日本法とその背景である日本社会における特殊性について、異なった観点からの理解を深めることが期待される。

また、平成19年度には、(5)に後述するキャリア支援委員会の活動の一環として、10月にアジア極東犯罪防止研修所研修員との懇話会を実施した。

アジア極東犯罪防止研修所は、東京・府中にある国連機関であり、アジア各国の若手の裁判・検察・警察・矯正などの刑事司法関係者を集め、刑事司法の発展のために研修を行う組織であり、アジア各国、ラテンアメリカ、アフリカ、オーストラリア、南太平洋諸国からの参加者が多い。

今回は、参加者の中から外国人3名（ブラジル、スリランカ、アフリカ・ボツワナ）と日本人と本法科大学院の院生との懇談会を開催し、通訳付きの英語による討論が行なわれ、各国からその国の刑事司法手続きの概要説明があり、院生からは積極的に質問がなされた。

さらに、本法科大学院は、2009年に法科大学院の開設を予定している韓国の慶熙大学校法科大学と、2007年11月に国際交流協定を締結した。この協定は、近畿大学と慶熙大学の間で2005年5月に締結された国際交流協定を基礎としたものであり、両大学の法科大学院間での協定の具体的内容としては、1. 学生、教員、研究者の相互派遣、2. 共同研究、相互に教員を派遣しての講義、シンポジウムの開催、3. 研究資料、記録、研究成果の相互交換、が挙げられている。

次に、ビジネス法曹の養成に関連しては、中小企業の多い東大阪市とその周辺での貢献を念頭においた「知的財産法A（特許・実用新案・意匠）・B（著作権・商標・不正競争）」「金融担保法」「倒産処理法A（破産法）・B（倒産法制）」「特別演習（企業活動におけるコンプライアンス）」を2・3年次に開設している。

(3) 本法科大学院が養成することを目指している法曹像は、募集要項、パンフレット、ホームページや日常の教育実践において学生に周知されており、それぞれの法曹像にそって3年間の履修モデルが作られており、各学生が目指す目的に応じて履修を行うための参考の用に供している。

(4) 法学完全未修者（未修者の中には、法学部出身者と初めて法律を勉強する者）がいる。完全未修者とは、後者をさす）も含めた学生の多くは、従来の大学教育においてはなじみのなかった、双方向・多方向の授業に、緊張感を持って主体的に参加している。学生により差はあるが、おおむね予習が熱心になされており、教員の側も予習が成果をあげやすいように、前もってポイントを示したレジュメや予習課題を準備している。そのため学生は、問題意識を持って授業に参加することができ、必修科目以外の基礎法学・隣接科目群や展開・先端科目群においても多様な科目を受講しており(基準3-1-1における別添資料7「年度別履修者数」の平成19年度「特別演習（情報ネットワーク法）」「アジア法」「比較法史」などの項を参照)、期末試験などにおいても一定水準に達する成績をあげるに至っている。しかし、本法科大学院の行なっている基礎知識補強講座やTKCの短答式の試験の結果からは、基礎知識の不十分さもうかがわれるため、この点についてFD研修会などで対策が論じられ、授業方法の見直しや、学生の状況の把握の努力が重ねられている。

法科大学院修了者は、平成17年度6名（既修者のみ）、同18年度22名（既修者1名含む）、同19年度26名（既修者2名含む）となっており、その進路状況は資料のとおりである。【解釈指針1-1-2-1】

法科大学院修了者進路状況(平成20年5月1日現在)

(単位:人)

17年度	3		3	6
18年度	2	1	19	22
19年度			26	26

(出典:法科大学院資料)

(5) 平成18年度から実務家教員を中心に構成するキャリア支援委員会を新設した。この委員会においては、18年度の3名の新司法試験合格者に対しては2カ月に一回程度の面接を行い、全員が弁護士希望であったため、弁護士事務所に関する情報を提供し、修習の状況をききながら相談に応じた結果、全員が集合修習の前に就職先を決定することができた。

また、司法試験に合格できなかった者への求人依頼の情報提供を行い、1名が民間企業の企業法務に就職した。【解釈指針1-1-2-1】

2 優れた点及び改善を要する点等

(1) 優れた点及び特徴

(ア) 本法科大学院が目指す上記の理念と目的は、これに携わる教員のみならず、何より本法科大学院に学ぶ学生が深くこれを共有するものでなければならない。幸い、「法の支配」に基づく社会の実現の重要性と、そこにおいて必要な、健全な市民的良識や多角的・主体的思考能力を備えた法曹の養成という基本目的については、開設以来の教育や啓発活動を通して学生の間に浸透しつつある。

(イ) 授業では、多角的な視座と幅広い教養を身につけ、チャレンジ精神と主体的な思考力を鍛えるために、単なる知識や論点の暗記ではなく、背景となる思想や、先端的な問題も扱い、応用力の強化のために多様な事例の比較検討を行うことを目指している。

他方で、このような高度な授業内容の前提となる基本的な知識の学習については、様々な補習や学習会、学習指導教員やティーチング・アシスタントの採用、クラス担任制、インターネットによる学習支援システムである「TKC 法科大学院教育研究支援システム」の整備などにより、多様な支援体制を整えている。

必要な基礎知識の習得の手助けとして、各学生がパソコンからアクセスして択一式等の問題に解答する「基礎知識及び学習到達度確認システム」を導入しており、これと連携して基本的な概念や制度の理解を記述式の問題で問う「基礎知識補強講座」を実施している（基準3-2-1における記述を参照）。

現況においては、「基礎知識補強講座」やTKCの短答式試験の結果などから、一部の学生については、基礎知識の習得が不十分であることが認識されるに至っており、分野ごとの話し合いやFD研修会で、対応についての議論を重ねている。その結果、授業の中で、基本的な概念の理解や基本的な法的思考のあり方を適宜確認することが必要であるとされ、そのような方向での授業の改善を進めている。しかし、このような授業が、単なる暗記的で問題意識に欠けた勉強方法を招くものであってはならないことは強く意識されており、そのような共通理解の上で、試行錯誤を重ねているのが現在の状況である。

(ウ) 幅広い教養と多角的な視座を身につけることができるよう、とくに展開・先端科目群において多様な授業科目を開設している。

(エ) 本法科大学院で重視している双方向・多方向の授業により質疑応答の仕方を学ぶことは、「国民の社会生活上の医師」として、議論を通じて紛争を解決する力を養うことにも役立つ。

(オ) 本法科大学院の目指す法曹像の一つである①市民生活法曹の養成のための教育として、基準1-1-2で述べたように、それに適した科目を開設している。「リーガルクリニック」をはじめとする臨床教育科目における教育については、臨床教育委員会を設置し、その内容の充実を図っている。また、有識者を招き定期的に講演会を開催することにより、学生がこれからの日本社会において市民や企業から必要とされる新しい法曹像についての見識を深め、自己の将来の法曹像を自覚的に形成できる機会を与えることに努めている。

(カ) 本法科大学院が目指すもう一つの法曹像である②国際性豊かなビジネス法曹の養成のための教育としては、基準1-1-2で述べたように、それに適した科目を開設している。またアジア極東犯罪防止研修所の外国人参加者との懇談会や、韓国の慶熙大学で2009年に開設される法科大学院との国際交流協定を結ぶ準備を進めており、継続的な交流の機会の確保に向けて努力している。

(キ) 平成18年度より、実務家教員を中心とするキャリア支援委員会を新設した。

その目的は学生に将来の法曹の具体像を得させるために、法曹三者との接触の機会を設けること、司法試験合格後の弁護士事務所への就職の相談窓口となること、司法試験に合格できなかった者に対しても就職の相談窓口となることである。基準1-1-2で述べたように、18年度の司法試験合格者への弁護士事務所就職に対する援助や、不合格者の就職援助を積極的に行なった。

(2) 改善を要する点

(ア) 一部の学生について、基礎知識の学習が不十分であり、学生もこの点について危惧を感じている場合がある。これに対しては、(1)優れた点及び特徴において述べたような、学生の自習の支援体制をより充実していくとともに、復習時間を確保するために、授業の教材やレポート課題の分量の調整をより厳密に行う必要がある。また、授業内容についても、必要な基礎的知識や法的思考の基本を繰り返し確認する機会を設け、学生が自己に不足している点を自覚して有効な勉強の方針が立てられるように指導する必要がある。

(イ) 国際性豊かなビジネス法曹の養成については、外国人法曹との交流や、国際交流協定の締結に向けた努力などがなされているが、これらの活動を恒常的なものとして定着させていく必要がある。

第2章 教育内容

1 基準ごとの分析

2-1 教育内容

基準2-1-1

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

（基準2-1-1に係る状況）

（1） 本法科大学院は、本学唯一の専門職大学院として、既存の法学部や法学研究科とは全く独立の組織として設置されている。教育内容としては、法科大学院は法曹養成を目指す教育機関として、法学部は、それ以外の法律関係職従事者、法的素養を持った社会人、各種の公務員等を養成する教育機関として、それぞれ異なった目的を有しており、カリキュラム上の連続は全く存在していない。また、本学の法学研究科（特に博士前期課程）においては、従来から税理士、司法書士及び公務員等を目指す者が多く、法曹以外の法律関係職従事者の養成に一定の役割を果たしており、法科大学院教育とは、その目的においても組織においても明確に異なっている。なお、本学の法学研究科の後期博士課程は法学研究者の養成を目的としており、本法科大学院が法曹実務家の要請を主眼としている点で区別される。将来的には法科大学院修了者の中から法学研究者も養成されるべきであると考えるが、現在は実務家養成を主眼としている。

別添資料1「法学部履修要項(平成20年度)」

別添資料2「大学院法学研究科履修要項(平成20年度)」

また、本法科大学院のアドミッション・ポリシーである公平性、開放性、多様性の確保にかんがみ、入学に関する本学法学部及び法学研究科出身者に対する優遇措置は一切講じていない。

資料「アドミッション・ポリシー」

本法科大学院の入学選抜にあたっては、公平性、開放性、多様性を旨とし、多様なバックグラウンドを持ち、良き法曹となる資質を有する学生を広く受け入れます。

（1）公平性を確保するために、本学出身者枠を設けるなどの優遇措置はいっさい講じず、志願者をすべて公平に扱います。また、法学既修者認定に際し、本学法学部出身者を含む法学部出身者を一律に法学既修者と認定することはいたしません。

（2）開放性、多様性を確保するために、学部段階での専門分野を問わず、多様なバックグラウンドを有する者を広く受け入れることとします。また、社会人等にも広く門戸を開放し、入学定員の3割以上の合格者を社会人や非法学部出身者から選抜することをめざします。

（出典：近畿大学法科大学院ホームページ・近畿大学法科大学院募集要項 2009）

(2) 教育課程においては、法律基本科目群、実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群の4種の授業科目群を開設している。本法科大学院の教育理念と目的に基づき、法曹としての専門性を培うことができるように、「市民生活法曹」と「国際ビジネス法曹」に関する履修モデルを提示して、計画的履修ができるように配慮している。

別添資料3「近畿大学法科大学院 2009(パンフレット)」p.7

履修モデル

別添資料4「近畿大学法科大学院募集要項 2009」p.34～35

履修モデル

このうち、法律基本科目群については、法曹としての実務に必要となる法知識や思考力の段階的習得を考慮して、1年次配当の科目では、基本的な法知識と法的思考を体系的に理解させ、2年次配当の演習科目では、応用的・発展的な問題を学びつつ、より高度な法的思考力・分析能力を習得させ、さらに総合演習科目において、実体法と手続法を統合するとともに、個別法分野を超えた法制度相互間の関係を理解させることを目的としている。

実務基礎科目群については、法曹としての責任感及び倫理観の涵養のために「法曹倫理」を開設し、また、理論と実務の架橋のために民事訴訟実務及び刑事訴訟実務に関して、「民事訴訟実務の基礎」「民事弁護演習」「要件事実論」「刑事訴訟実務の基礎」の4科目を開設し、これらを法曹三者に属する実務家が担当している。さらに、理論と実務を架橋する実践の場として、「リーガルクリニック」「模擬裁判」「エクスターンシップ」を開設している。

また、本法科大学院では、実務基礎科目や一定の展開・先端科目の授業、学習指導教員(若手弁護士)による学習会、最高裁判所判事や弁護士による講演会を行っている他、7-4-1にも記述するキャリア支援委員会を設置し、豊かな人間性並びに法曹としての責任感、倫理観を涵養するために、各年代の実務法曹と直接に接する機会の確保に努めている。

基礎法学・隣接科目群については、豊かな人間性並びに法曹としての正義感や「法の支配」の思想の理解を深め、人間社会や企業活動への理解を深めるために、「比較法史」「法社会学」「法理学」「会計学」を開設している。

展開・先端科目群については、豊かな人間性を養い、学生の幅広い興味関心を喚起するために、また本法科大学院の目指す法曹像のひとつである国際性を備えた法曹を養成するために、専門的かつ先端的な科目を多数開設している。

(3) 理論的教育においては、単に知識や論点を暗記させるのではなく、確実な基礎知識を学んだ上で、さらに、それを用いた主体的な思考や分析の力を習得させることを目指している。そのために、法の背景にある思想、法理論の体系、先端的な理論を学ばせ、また多様な事例や判例の比較検討を行っている。

実務的教育においては、法曹三者の出身の実務家により、事件記録教材などを使用し、実務家としての経験を十分に生かした、理論と実務の架橋にふさわしい内容の授業を提供している。

これらの教育の段階的かつ完結的な実施のために、次のような教育課程が編成されている。法律基本科目については、1年次で基礎的な内容を学び、2年次で応用・発展的な内容に進むとともに、実体法と手続法の統合の面から学ぶ。実務基礎科目については、法曹となるための心構えとして重要な「法曹倫理」を入学初年度に学び、さらに、訴訟

実務に関する科目を、理論的教育がひととおり終了した3年次の段階で学ぶ。展開・先端科目群についてもまた、法学未修者が1年次に最も基本的な法律の学習を終えた後で、各々の興味にしたがって学習範囲を拡げていくことができるように、2・3年次の配当となっている。なお、基礎法学・隣接科目群は、法解釈学の知識を必ずしも前提としない科目（会計学、比較法史、法社会学）については、1年次からの履修を認めている。

教育の方法としては、柔軟な思考力、分析力、表現力等の習得のために、質疑応答や議論により思考を深める「ソクラティックメソッド」、これにより事例を分析していく「ケースメソッド」という、双方向・多方向の授業を、科目の性質を勘案しつつ、可能な限り採用している。【解釈指針2-1-1-1】

資料「近畿大学法科大学院学則」

（目的）

第1条 本大学院は、法理論と法実務を架橋する実践的な法学教育を行うことにより、高度で専門的な職業能力を有する法曹の養成に寄与することを目的とする。

（教育方法・内容）

第5条 本大学院の教育は、理論と実務の架橋をめざし、法理論教育を中心としつつ実務教育の導入部分も併せて実施するものとする。その実施にあたっては、少人数教育を基本とし、講義、事例研究、討論、実務演習、その他の適切な方法により、これを行うものとする。

（出典：近畿大学法科大学院学則）

基準 2－1－2

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

(基準 2－1－2 に係る状況)

(1) 1 年次配当の法律基本科目においては、基礎的な法知識を確実に習得させるとともに、基本的な考え方を体系的に理解させることを目的としている。公法系科目としては、統治の基本構造、基本的人権の基礎、行政法が、民事法系科目としては、民法総則、物権総論、債権総論、担保物権、債権各論、家族法、会社法、商法総則・商行為・手形法、民事訴訟法が、刑事法系科目としては、刑法総論・各論、刑事訴訟法に関する科目が開設されており、すべて必修科目である。

2 年次の演習は、応用的・発展的な問題を学びながら、法的思考力・分析能力をより高度なものとすることを目的としている。学習効果をより高めるため、ここではクラス分けを行っている(基準 3－2－1 における記述を参照)。

さらに、法律基本科目の仕上げとして、実体法と手続法を統合し、個別法分野を超えた法制度間の相互関係を理解させるために、民事法、刑事法の総合演習科目を開設している。公法については、「憲法演習 B (憲法訴訟)」において憲法訴訟と行政法が総合された内容の授業を行っている。民事法については、平成 18 年度における「民事法総合演習」の授業内容は、要件事実にしたがって事案を分析するという、民法方法論の基礎としての、民事訴訟法と民法の融合を念頭に置いた要件事実論であった。しかしながら、要件事実論は従来司法修習の前期において学ばれていたものであり、法科大学院の理論と実務の架橋という目的から重視されるべき科目である。そこで、平成 19 年度から、「要件事実論」を 3 年次配当で必修の実務基礎科目として独立させ、「民事法総合演習」を民事法における手続法と実体法の総合的内容を有する科目に改めた。刑事法については、「刑事法総合演習」において、このような総合的な内容の授業が実施されている。なお教育課程の編成として、当初は、すべての法律基本科目を 2 年次までに修得させ、3 年次には実務基礎科目を中心に展開・先端科目等を修得させるという方針であったため、3 年次には法律基本科目を配当していなかった。しかし、3 年次にも更なる応用を目的として、一定程度の法律基本科目は配当すべきではないかという課題が生じた。そこで、これに対処するため、平成 19 年度から、「公法総合」(2 単位)及び「民法総合」(1 単位)を、それぞれ選択科目として 3 年次に配当した。なお、平成 20 年度からは、後述するように(基準 2－1－3 (1)) 民事法系の法律基本科目の編成を大幅に改定し、それまで 2 年次の配当科目であった「民事法総合演習」を 3 年次の配当科目としたため、「民法総合」は廃止した。ただし、旧カリキュラムが適用される平成 18 年度および 1

9年度入学生に対応するため、平成21年度まで「民法総合」を3年次配当科目として開講し、平成20年度まで「民事法総合演習」を2年次配当科目として開講する。【解釈指針2-1-2-1】

(2) 実務基礎科目については、理論と実務の架橋を重視し、民事訴訟実務の基礎に関しては裁判官と訴訟代理人の立場の違いを明らかにする趣旨で、また刑事訴訟実務の基礎に関しては法曹三者の立場の違いを明らかにする趣旨で、「民事訴訟実務の基礎」「要件事実論」「刑事訴訟実務の基礎」の3科目を、必修科目として開設し、それぞれ関係実務家教員が担当している。

「法曹倫理」は、必修科目として1年次に配当しているが、法学既修者として入学した者には初年度に履修させている。また、法情報調査については、基準2-1-3(2)(ウ)に後述するように、1年次・2年次の法律基本科目の一部において習得させている。

2年次には「エクスターンシップ」を、2・3年次には「リーガルクリニック」を、3年次には「民事弁護演習」「模擬裁判」を、それぞれ選択必修科目として開設している。【解釈指針2-1-2-2】

(3) 基礎法学・隣接科目については、法のあり方を根本から考える上で重要な基礎科目として、「法理学」や「法社会学」を開設するとともに、本法科大学院が重視している国際関係科目として「英米法」「アジア法」「比較法史」を開設している。これらの科目の内容は、学術論文や諸外国の判例や歴史的資料を用いたものである。この科目群を少しでも充実させることが課題となっているところ、平成19年度から、「会計学」を新たに設けた。

なお、これらの科目は、1年次の法律基本科目を修得したうえで、基本的な法律学の理解を前提にして履修させることを予定しているため、配当学年を2・3年次としている。ただし、「比較法史」「法社会学」「会計学」については、法解釈学的な知識が必須の前提となるわけではないので、平成19年度の実務基礎科目群のカリキュラム改訂に伴い1年次における履修制限枠に余裕が生じたことを勘案して、1年後期からの履修を認めている。しかし、これらの科目の1年次の受講生は若干名にとどまっている。【解釈指針2-1-2-3】

(4) 展開・先端科目については、国民の社会生活上の医師にふさわしい「市民生活法曹」及び国際性豊かな「国際ビジネス法曹」という2つの履修モデルにしたがって履修できるように、公法系7科目、民事法系19科目、刑事法系3科目、国際法務系10科目を、2・3年次配当科目として開設している。

これらのうちには、中小企業の多い東大阪市とその周辺での貢献をも念頭においた「知的財産法A(特許・実用新案・意匠)・B(著作権・商標・不正競争)」「実践企業法務」「金融担保法」「倒産処理法A(破産法)・B(倒産法制)」「特別演習(企業活動におけるコンプライアンス)」などがある。

また、「市民生活法曹」養成との関連では「消費者法」「労働法」「生命倫理と法」「特別演習(損害賠償責任法)」などがある。

さらに、「国際ビジネス法曹」養成との関連では「国際私法」「国際取引法」「国際租税法」「国際経済法」「英語法文書講読」などがある。また、3年次には基本的な法律英語の習得と文書作成の方法を学ぶ「英語法文書作成」をアメリカ人弁護士の担当により開設している。【解釈指針2-1-2-4】

(5) 展開・先端科目において、租税法、知的財産法、倒産処理法、国際法、国際私法の事例演習を平成18年度から3年次において開設している。これは、展開・先端科

目における多様な科目の開設という従来の方針に加え、学生からの要望の多い科目についてより深く学ぶことが可能となるように配慮したものである。平成19年度から「労働法」の事例演習を新たに設けた。

以上に述べたところから理解できるように、実質的に法律基本科目にあたる授業科目が基礎法学・隣接科目や展開・先端科目として開設されているような状況は存在しない。

なお、行政法に関連するものとして、法律基本科目である「行政法」「行政法演習」以外に、展開・先端科目に「特別演習（行政訴訟）」が設置されていた。そして、予備評価においては、「特別演習（行政訴訟）」が内容的に法律基本科目にあたらないかという問題が指摘された。しかし、この科目は、行政訴訟の実例に即しながら、実務的・先端的な内容を扱うものであり、法律基本科目としての教育内容を超えるものである。とはいえ、こうした疑念を解消するために、平成19年度は、研究者教員のほかに実務家2名（法務省での訟務検事の経験を有する者1名及び行政訴訟に精通した弁護士1名）を担当者に加え、より実務的・先端的な内容になるようにした。さらに、平成20年度には、この科目を廃止し、新たに「特別演習（現代地方自治論）」を展開・先端科目として開設している。【解釈指針2－1－2－5】

基準 2-1-3

基準 2-1-2 の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、法科大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

(基準 2-1-3 に係る状況)

(1) 法律基本科目における開設科目数、単位数等については次のとおりである。

(ア) 公法系科目は、7 科目開設し、3 年次の「公法総合」を選択 2 単位とするほかは、すべて必修 2 単位としており、合計 14 単位である。

(イ) 民事系科目は、17 科目開設し、3 年次の「民法総合」を選択 1 単位とするほかは、すべて必修 2 単位で、合計 33 単位であった。しかし、平成 20 年度入学生から、民事系科目のカリキュラムを以下の資料のように改編した。すなわち、民事系科目は 13 科目開設し、そのうち 4 科目が 4 単位、9 科目が 2 単位であり、合計 34 単位である。なお、2 単位の必修科目である「民法演習 C」を新たに追加したため、1 単位の選択科目である「民法総合」を廃止する。

資料「カリキュラム変更に伴う民事系科目対照表」

配当	平成 19 年度	平成 20 年度
1 年次	民法 A (総則) 民法 B (契約法 1) 民法 C (契約法 2) 民法 D (担保法) 民法 E (不法行為法) 民法 F (家族法) 民事訴訟法 A (基礎) 民事訴訟法 B (応用) 【各 2 単位】	民法 A (総則・物権総論) 民法 B (債権総論・担保物権) 民法 C (債権各論・家族法) 民事訴訟法 【各 4 単位】
2 年次	民法演習 A (判例演習) 民法演習 B (事例演習) 民事法総合演習 【各 2 単位】	民法演習 A (総則・物権総論) 民法演習 B (債権総論・担保物権) 民法演習 C (債権各論・家族法) 【各 2 単位】
3 年次	民法総合 【1 単位】	民事法総合演習 【2 単位】

注：変更科目のみ記載

(出典：平成 19 年 6 月教授会資料)

(ウ) 刑事系科目は、6 科目開設し、すべて必修 2 単位で、合計 12 単位である。【解釈指針 2-1-3-1】

(2) 実務基礎科目における開設科目の内容、単位数は次のとおりである。なお、実

務基礎科目群の一層の充実とその効率的な学習を可能にするため、カリキュラムの大幅な改訂を試み、平成19年度から実施した。

資料「実務基礎科目群改定案」

1. 現行カリキュラム

科目名	配当年次	単位数	
		必修	選択
リーガル・リサーチ	1・2(前期)	1	
法曹倫理	1・2(後期)	2	
民事裁判	3(前期)	1	
民事弁護	3(前期)	1	
刑事裁判	3(前期)	1	
検察実務	3(前期)	1	
刑事弁護	3(後期)	1	
法文書作成	3(前期)		2
模擬裁判	3(前期)		2
リーガルクリニック	2(後期) ・3(前期)		2
エクスターンシップ	2(後期)		2

2. 改定案

科目名	配当年次	単位数	
		必修	選択
法曹倫理	1・2(後期)	2	
要件事実論	2(前期)	2	
民事訴訟実務の基礎	3(前期)	2	
刑事訴訟実務の基礎	3(前期)	2	
模擬裁判	3(前期)		2
民事弁護演習	3(後期)		2
リーガルクリニック	2(後期) ・3(前期)		2
エクスターンシップ	2(後期)		2

(出典:平成18年7月教授会資料)

(ア) まず、法曹としての責任感や倫理観を涵養することを目的とし、法曹及び法曹倫理に関する理解を深めていく「法曹倫理」を2単位で開設し、必修としている。

次に、民事紛争の法的解決のために重要な事実の意義やその構造を理解させることを内容とする「要件事実論」、事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする「民事訴訟実務の基礎」を、それぞれ2単位で開設し、これらを必修としている。また、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする「刑事訴訟実務の基礎」を2単位で開設し、必修としている。

(イ) 上で述べたように、「法曹倫理」は独立の科目として開設している。他の実務

基礎科目においても、法曹三者それぞれの経験者としての立場から、法曹としての社会的責任感や倫理観が自ずと伝えられている。

(ウ) 法情報調査及び法文書作成に関する科目を開設している状況については、次のとおりである。

まず、法情報調査の指導に関しては、入学前教育として、①判例の意義及び読み方の学習が、基準7-1-1(3)(ア)に詳述する開講前補習の一内容となっているほか、②入学後の学習に必要な法情報の収集方法を指導する目的で、法情報に関するデータベースの講習会である「リーガルリサーチセミナー」や図書館ガイダンスを実施している。応用的な内容は、19年度は1年次の法律基本科目である「憲法B」で、20年度は「憲法B」「民法B」「刑法A」、2年次の法律基本科目である「憲法演習A」の各一部において習得させている。さらに、3年次の「民事弁護演習」では、その発展的な内容を学ぶことができる。

次に、法文書作成の指導に関しては、必修である「法曹倫理」「民事訴訟実務の基礎」「刑事訴訟実務の基礎」において、法文書作成の基本的技能を、添削指導により習得させることが、その内容として含まれている。

さらに企業における内部報告文書、契約書、調査報告書、法律意見書等の作成方法の習得も含めた「民事弁護演習」を、実務家教員の担当により2単位で開設し、選択必修科目としている。展開・先端科目群においては、英語法文書作成の基本的技能を、添削指導により習得させることを内容とする「英語法文書作成」を、アメリカ人弁護士の担当により2単位で開設し、選択科目としている。

(エ) 「民事弁護演習」「模擬裁判」「リーガルクリニック」「エクスターンシップ」の4科目を、それぞれ2単位合計8単位で開設し、4単位以上を選択必修としている。民事に関しては、「民事弁護演習」のなかで証人尋問の準備・方法・心得を学習させている。なお、エクスターンシップの2年次配当については、3-2-1(ウ)の記述を参照。

(オ) 行政訴訟実務及び専門的訴訟領域の実務に関する科目は開設していない。行政訴訟実務に関する科目が「市民生活法曹」の養成にとって、知的財産法関係といった専門領域の訴訟実務に関する科目が「国際ビジネス法曹」にとって、それぞれ有用であることを認識しているが、これらは必須とまではいえず、担当者の確保の点から、科目の設置には至っていない。【解釈指針2-1-3-2】

(3) 基礎法学・隣接科目については、豊かな人間性や深い洞察力あるいは国際性を涵養するために、6科目を各科目2単位合計12単位で開設し、4単位以上を選択必修としている。【解釈指針2-1-3-3】

(4) 展開・先端科目については、本法科大学院の目指している国民の社会生活上の医師にふさわしい「市民生活法曹」、国際性豊かな「ビジネス法曹」という養成目標に応じて、その専門性を高めるために、可能なかぎり多くの科目を開設するように企図した。その結果、公法系7科目、民事法系19科目、刑事法系3科目、国際法務系10科目を、民事法系の「労働法」4単位を除いてすべて2単位で開設し、12単位以上を選択必修としている。【解釈指針2-1-3-4】

基準 2-1-4

各授業科目における、授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切であること。

(基準 2-1-4 に係る状況)

(1) 本法科大学院では、1年を2セメスター(学期)に分け、学則上は4月1日から9月20日までを前期セメスター、9月21日から3月31日までを後期セメスターとして位置付け、その中で各15週、年30週の授業を実施している。

(2) 単位の計算基準は、2単位の授業科目においては、毎週1時間15週をもって1単位とし、毎週90分(2時間と計算)の授業を行っている。この場合、1回の授業につき、教員が教室で行う授業時間が90分、学生が教室外での予習や復習に要する時間が平均4時間と計算し、15回で、合計90時間の学習時間としている。

4単位の授業科目においては、毎週90分の授業を2回、各セメスターで合計30回の授業を実施している。

なお、期末試験は、2単位科目については15回の授業終了後、4単位科目については30回の授業終了後に実施している。

(3) 「リーガルクリニック」については、相談者の訪問の便宜を考慮して、毎週1回5・6時限目に連続で実施し、学生が2つのグループに分かれて隔週で出席する方法により、実質15回分の授業を行っている。

(4) 「エクスターンシップ」は、法科大学院長が依頼した研修先法律事務所における担当弁護士の指導の下に、2週間(実質約10日間)にわたって、集中的な研修を行う。この集中研修、事前の説明会やオリエンテーション、及び研修後の報告会を含め、2単位としている。

(5) 授業時間は、月曜日から土曜日まで1時限(9:00~10:30)・2時限(10:40~12:10)・3時限(13:10~14:40)・4時限(14:50~16:20)・5時限(16:30~18:00)・6時限(18:10~19:40)としている。授業時間割は、学生が1日に受講可能な授業数や、授業間の空き時間の確保に留意して作成している。

別添資料5「法科大学院時間割表(平成20年度前期・後期)」

(6) 休講に対する補講は、授業の連続性と学生の学習効率を考慮して、特別な補講期間を設けることなく、その都度行っている。補講通知は、インターネットによる学習支援システムである「TKC 法科大学院教育研究支援システム」の電子掲示板に掲載している。

資料「休講および補講通知(例)」

掲載日:2008/04/30

件名:【休講・補講】藤田先生:5/28 商法演習A、5/29 現代商取引法

内容:休講:5/28(水)2・4時限 商法演習A、5/29(木)4時限 現代商取引法

補講:7/16(水)2・4時限 商法演習A、7/17(水)4時限 現代商取引法

(出典:TKC 法科大学院教育支援システム「お知らせ」)

別添資料6「休講・補講一覧(平成19年度)」

資料「近畿大学法科大学院学則」

(履修方法)

第6条 本大学院における授業科目、単位数及び履修方法は、別表(1)のとおりとする。

(単位基準)

第7条 単位の計算基準は、講義及び演習については毎週1時間 15 週をもって1単位とする。

(学年・学期)

第23条 本大学院の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年は、これを2期に分け、4月1日から9月20日までを前期とし、9月21日から翌年3月31日までを後期とする。

(出典：法科大学院学則)

2 優れた点及び改善を要する点等

(1) 優れた点及び特徴

(ア) 実務基礎科目において、民事系科目に関しては裁判官と訴訟代理人の立場の違いを理解させるために「民事訴訟実務の基礎」を元裁判官が、「民事弁護演習」を弁護士がそれぞれ担当し、刑事系科目に関しては法曹三者の立場の違いを理解させるため、「刑事訴訟実務の基礎」を、裁判官・元検察官・弁護士が共同して担当している。

(イ) カリキュラムの内容や学年・学期の科目配当について、授業効果や学生の要望を勘案しつつ、常に改善に努めている。例えば、平成18年度までは3年次に法律基本科目の配置がないことが問題となっていたが、平成19年度に「公法総合」を2単位の選択科目、「民法総合」を1単位の選択科目として、それぞれ3年次に配当した。また、平成18年度まで、法律基本科目群の「民事法総合演習」は、訴訟過程を念頭におき、要件事実にしたがって事実関係を分析しつつ行われる私法の具体的な適用のあり方について学ぶことを内容としており、実体法と訴訟法の融合を目指す科目とされていた。しかしながら、民事要件事実論は、これまで司法修習の前期において学ばれていたものであり、法科大学院の理論と実務の架橋という目的にそって重視されるものである。そこで、平成19年度からは、「要件事実論」を実務基礎科目群における2単位の必修科目として独立させ、別途「民事法総合演習」を民事法における手続法と実体法の総合的科目とするように、その内容を改めた。

(ウ) 履修の参考とするために「市民生活法曹」と「国際ビジネス法曹」の2つの履修モデルを学生に提示している。

(エ) 開設以来、基礎法学・隣接科目群については、隣接科目の開設が、展開・先端科目群については、より実践的な科目の開設が望まれていた。

そこで、前者については、平成19年度から、「会計学」を設置した。後者については、平成18年度から、学生の要望の強い専門分野についての学習を深めるために、展開・先端科目の一部において「事例演習」を新たに設けていたが、平成19年度には、新たに「労働法事例演習」を設置した。また、最先端の内容を有する「生命倫理と法」「金融担保法」を平成19年度から、「実践企業法務」を平成20年度から新たに設けた。

(2) 改善を要する点

(ア) 近い将来においては、本法科大学院の修了生の中から法学研究者も養成されるべきであると考えるが、その際には、本学の法学研究科後期博士課程との連携も視野に入れなければならない。

(イ) 法律基本科目群中、公法系における行政法関係の科目については、現在のカリキュラムによった場合の学生の学習到達度を勘案しながら、将来的にどのような内容の科目をどのように配置すべきかに関して議論がなされているが、まだ一定の成案をみるに至っていない。

(ウ) 法律基本科目群、実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群のいずれの科目も、半期2単位として設けられていたために、科目内容として不合理な分割を余儀なくされる科目も生じていた。そこで、半期2単位の科目を合体させ、半期4単位の科目を設けることも検討し、平成20年度から、1年次の法律基本科目である民法や民事訴訟法、展開・先端科目である労働法については、各4単位科目として開講しているが、その他の科目の単位数についても検討していく必要がある。

第3章 教育方法

1 基準ごとの分析

3-1 授業を行う学生数

基準3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

（基準3-1-1に係る状況）

本法科大学院は、徹底した少人数教育を、大きな特徴の一つとしている。入学定員を60名としているが、責任をもって教育できる入学生の資質を維持・確保するために、入学試験において厳正な選考を行っている結果、実際の入学者数は、入学定員をかなり下回っている。

各授業科目について同時に授業を行う学生数は具体的には以下のとおりである。【解釈指針3-1-1-1】

（1） 1年次配当の法律基本科目である12科目については、必修科目であるため、1年生全員が1教室で同時に受講している。平成20年度の受講生は、再履修者（原級留置者及び科目のみ再履修者）がいるため、科目によって43名から45名である。1年次配当の法律基本科目は、基礎的な法的知識の習得や基本的な法的思考の鍛錬にとどまるため、2年次配当の法律基本科目である演習科目に比して、双方向・多方向による授業の必要性は若干弱いといえるし、また、体系的な知識の習得のためには講義という授業方式を加味することにも一定の合理性が認められる。したがって、受講生を40～50名とする授業によっても十分な教育効果が期待できる。

（2） 2年次配当の法律基本科目である必修の12科目は、判例または事例などを学生に与え、双方向・多方向の授業によって、事実関係の分析、問題発見及び問題解決などの能力を涵養する演習科目である。このような科目においては、授業への学生の主体的な参加を促すため、とくに少人数で行うことが望ましい。そこで、各科目のクラスを習熟度別に2つに分け、一教室の受講者が多くとも20名程度の規模にとどまるように配慮している。平成20年度は、各科目とも最大21名を1クラスとして授業を行っている。

（3） 基礎法学・隣接科目である選択必修の6科目については、平成20年度の受講生は8名から41名（後期開講科目についての履修確定は後期開始時）であり、各科目とも双方向授業を効果的に行うことができる。

（4） 実務基礎科目群のうち、「法曹倫理」「要件事実論」「民事訴訟実務の基礎」「刑事訴訟実務の基礎」の4科目は、必修科目であるため、上述（1）の法律基本科目と全く同一の状況にある。また、「民事弁護演習」や「模擬裁判」等の選択必修科目については、履修科目の選択が可能であるため、上述の基礎法学・隣接科目の状況と同一である。

（5） 展開・先端科目群（39科目）については、すべて選択必修科目であるため、上述の基礎法学・隣接科目群における状況とほぼ同じである。ただし、一つの学年に在籍する学生数と比較して、選択可能科目が多数あるため、若干の科目においては履修者の数が僅少になり、多方向授業に困難が生じている。しかし、各学生の目指す法曹像に

従って専門性を高めるためには展開・先端科目を多く設置せざるをえず、小規模な法科大学院において、こうした困難は甘受せざるをえないものとする。

(6) 平成19年度の原級留置者(平成20年度に再度履修)は、1年生5名、2年生3名であり、3年生は存在しなかった。また、進級したものの19年度の必修科目不合格者は、1年次配当科目、2年次配当科目ともに2科目2名にとどまり、その他の科目では存在しなかった。したがって、平成20年度においては、再履修による科目を受講する学生数の増加も、上記(1)(2)(4)で述べたとおり授業規模の適正さに全く影響を与えていない。《別紙2(別紙様式1)参照》【解釈指針3-1-1-2-(1)】

別添資料7「年度別履修者数(平成16年度～19年度)」

(7) 本学の他専攻等の学生が法科大学院の科目を履修することは、近畿大学大学院学則で認められているが、その必要性が現在までのところ存在しない。また、科目等履修生は、展開・先端科目においてのみ認めることとしているが、本法科大学院開設以来、その希望者はいない。【解釈指針3-1-1-2-(2)】【解釈指針3-1-1-3】

資料「近畿大学大学院学則」

(他研究科等の履修)

第12条 各研究科において教育研究上有益と認めるときは、本大学院の他の専攻若しくは研究科又は他大学の大学院の授業科目を履修させることができる。

2 各研究科において、教育研究上有益と認めるときは、他大学の大学院又は研究所等と予め協議の上、学生が当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程又は博士前期課程の学生について認める場合は、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(出典:大学院学則)

資料「近畿大学法科大学院学則」

(科目等履修生)

第41条 本大学院の一科目、又は複数科目を履修し、単位の修得を希望する者があったときは、選考のうえ、科目等履修生として許可することができる。

(出典:法科大学院学則)

基準 3-1-2

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

(基準 3-1-2 に係る状況)

(1) 1年次に配当されている法律基本科目は、「憲法A(統治の基本構造)」「憲法B(基本的人権の基礎)」「行政法」「民法A(総則・物権総論)」「民法B(債権総論・担保物権)」「民法C(債権各論・家族法)」「商法A(会社法)」「商法B(商法総則・商行為・手形法)」「民事訴訟法」「刑法A(総論)」「刑法B(各論)」及び「刑事訴訟法」の12科目である。これらは、すべて必修であり、1年生全員が一つの教室で同時に受講している。すなわち、平成20年度は、各科目とも原級留置者を含めて44名である(ただし、科目のみの再履修者がいる場合には、これに1名から2名加算される)。なお、このうち「行政法」は、既修者が既に修得したとみなされる認定科目に入らないので、既修者として入学した者も、必修科目として、その履修が必要となる。そこで、「行政法」の授業は、各年度の入学者の全員が、既修者と未修者を問わず、同時に一つの教室で受講している。すなわち、平成20年度は、再履修者も含めて46名の受講者である。

(2) 2年次に配当されている法律基本科目は、「憲法演習A(基本的人権)」「憲法演習B(憲法訴訟)」「行政法演習」「民法演習A(判例演習)」「民法演習B(事例演習)」「商法演習A(会社法各論1)」「商法演習B(会社法各論2)」「民事訴訟法演習」「民事法総合演習」「刑法演習」「刑事訴訟法演習」及び「刑事法総合演習」の12科目である。これらの科目については、双方向・多方向授業を効率的に実施しうるようにするため、習熟度別にクラスを2つに分け、1教室で同時に履修する受講者が20名程度となるように配慮した。平成20年度は、各科目とも20名ずつのクラスに分けて、少人数で授業を行っている。

(3) 1、2年次ともに、原級留置者や科目のみの再履修者を加えても、その人数が若干名増える程度にとどまっている。また、他専攻等の学生は現在のところ存在しない(基準3-1-1(7)における記述を参照)。【解釈指針3-1-2-1】

(4) 法律基本科目の授業形態が全て演習科目であるのは、少人数教育の実効性をあげるために、全ての授業において双方向による教育方法を取りいれていることを示すものである。

3-2 授業の方法

基準 3-2-1

法科大学院における授業は、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分にあげられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(基準 3-2-1 に係る状況)

(1) 授業においては、本基準に述べられているような法曹として必要な能力を育成するために、従来の法学部教育にみられたような、教員による講義の方式によるものではなく、双方向・多方向の方式によって進められるべきことが、専任教員をはじめ全教員によって強く認識されている。すべての科目(「リーガルクリニック」など授業内容の性格からこうした授業方式を採用できない科目を除く)において、担当教員は、授業ごとに用意された座席表を用いて、基本書や論文における重要な法的知識の確認をしたり、判例における重要な事実や法的推論を確認したり、それらから発展・敷衍できる一定の法的結果や法理論を構築するため、学生に対し質問を発してそれに応答させ、かつそれらを他の学生にも吟味させる形で授業を進めている。

法律基本科目についてみれば、1年次の必修科目においては、一定の割合で講義形式を採用する科目もあるが、その割合は科目の特性に応じた合理的な教育方法として是認できる限度にとどまる。特に2年次の演習科目は、判例または事例を学生に与え、事実関係の分析、問題発見及び問題解決などの能力を養成するという趣旨から、常に授業での発言の機会を確保できるように、クラス分けをして20名規模で行っている。【解釈指針3-2-1-1】【解釈指針3-2-1-2】【解釈指針3-2-1-3】

ちなみに、このクラス分けは学生の習熟度別で行なっている。双方向・多方向による「ケースメソッド」「ソクラテスメソッド」の授業では、学力が同程度の学生同士での発言・討論が可能な点で、習熟度別のクラス分けには利点が存在するからである。

(2) 1年間の授業計画や各科目の授業内容及び方法は、シラバスとホームページ上で授業概要、学習・教育目標及び到達目標、授業計画の項目・内容及び到達目標を記載して、あらかじめ学生に知らせている。成績評価の基準と方法については、学期末試験、平常点、レポート・起案などの課題の評価要素が占める割合を公表し、全科目についての評価基準の一覧を「TKC 法科大学院教育研究支援システム」上の電子掲示板において掲載している。

別添資料8「成績評価基準(平成19年度前期・後期・平成20年度前期)」

(ア) 法科大学院における臨床教育の重要性に鑑み、また臨床教育としての指導方針の統一性の観点から、平成18年度に臨床教育委員会を設置した。本委員会は、エクス

ターンシップ及び模擬裁判の実施に関する事項ならびにリーガルクリニック室の運営を所管している。

(イ) 「リーガルクリニック」及び「エクスターンシップ」においては、履修希望の学生に対してあらかじめ「ガイダンス」ないしは「事前説明会」を開き、関連法令の遵守や守秘義務に関して関係教員が説明している。また、「エクスターンシップ」では、参加学生が決定した後、研修期間直前に開かれる「オリエンテーション」でもこれらを再度、指導している。そして、いずれの科目共に、参加学生には、守秘義務等の遵守を含む「誓約書」の提出を義務づけている。さらに「リーガルクリニック」においては担当教員が、「エクスターンシップ」においては研修先の担当弁護士が、参加学生による法令違反行為、守秘義務を含む法曹倫理にもとる行為が発生しないように実地の指導・監督にあたっている。【解釈指針3-2-1-4(1)】

参加学生が、これらの違反行為をした場合に、退学を含む厳しい処分を行うものとしている。また、学生が損害賠償義務を負担する場合に備えて、参加学生に対し責任賠償保険に加入することも義務づけており、平成18年度からは基準7-2-1(5)にも記すとおり、法科大学院生教育研究賠償責任保険に全員加入している。【解釈指針3-2-1-4(1)】

資料「リーガルクリニック実施要領」

5. 担当教員の責務

- (1) 担当教員は、相談者に対する受講学生の回答内容や応接態度が不適切なものとならないよう監督・指導・助言を行うものとする。
- (2) 担当教員は、リーガルクリニックを通じて知り得た秘密を漏洩してはならない。

6. 学生の義務等

- (1) 学生は、リーガルクリニックに際して知り得た秘密を、履修中及び履修後に、漏洩してはならない。
- (2) 学生は、相談者や法科大学院に損害を与える言動をとらないよう特段の注意を払わなければならない。
- (3) 学生は、研修前に、守秘義務等の遵守を誓約する文書を提出しなければならない。

7. リーガルクリニック実施における責任

- (1) 受講学生に守秘義務違反の行為があった場合には、退学を含む厳しい処分を行うものとする。
- (2) リーガルクリニックの実施に伴い、相談者あるいは第三者において、紛争その他の事故による損害が発生した場合の責任の所在については、別途これを定めるものとする。

8. 5. ガイダンス

リーガルクリニックの実施にあたり、ガイダンスを行い、下記の内容について説明する。

- ① 実施の時間、場所、主体、目的、内容、方法、相談担当予定日時等について
- ② 単位認定・成績評価について
- ③ 法律相談の方法について
- ④ 守秘義務について
- ⑤ その他

8. 6. 受講要件

学生は、次の要件を充たす場合に限り、リーガルクリニックを受講できるものとする。

- ① 「法曹倫理」を履修していること
- ② 事前に実施するガイダンスに参加すること
- ③ 所定の誓約書を法科大学院に提出すること

8. 7. 事前指導

リーガルクリニック担当教員は、リーガルクリニック実施前に、受講学生に対して、「ガイダンス」を行い、リーガルクリニックの目的・内容とともに、守秘義務等の、受講に関する注意事項について、十分な指導を行うものとする。

また、履修後も守秘義務が継続することに関しても、指導を行う。

(出典：平成 20 年度リーガルクリニック実施要領)

資料「エクスターンシップ実施要領」

6. 担当教員、研修先法律事務所および研修担当弁護士

- (1) 本法科大学院専任教員の中から2名の者をエクスターンシップ担当教員とする。
- (2) 院長は、エクスターンシップの実施に際し、臨床教育委員会を置き、研修内容その他の事項につき定めることができる。
- (3) エクスターンシップは、本法科大学院と研修先法律事務所及び研修担当弁護士との間で締結される協定に従って実施するものとする。
- (4) 院長は、年度ごとに、研修先法律事務所および研修担当弁護士の候補を選考し、学生の受入の諾否につき、照会することができる。
- (5) 担当教員、研修先法律事務所および研修担当弁護士については、別紙のとおりとする。

7. 研修内容

- (1) 法律実務を経験することによって、法科大学院内での講義により修得した法律知識の意義を確認し、実務家としての基礎を形成するため、受講学生が具体的な事件について、聞き取り、事実調査・法律調査を行って、文書を作成することを中心とする。また、法曹の社会的責任や法曹倫理を学ぶことが期待される。
- (2) 具体的には、以下のとおりとする。
 - ① 法律相談
法律相談に同席させ、相談内容の把握及び事案の問題点の抽出をさせる。
 - ② 法廷傍聴
弁論傍聴等実際の裁判の運用を見聞させることにより、民事訴訟手続き及び裁判の実情を理解させるとともに、同手続の問題点等を考察させる。
 - ③ 書面作成
依頼者からの事情聴取、記録検討、判例等資料収集等の結果を踏まえ、報告書その他の事案解決のために必要な文書を起草させることにより、事実の把握、法律構成の選択とその主張方法・表現方法についての理論及び技術を習得させる。
 - ④ 記録検討
主張整理表、争点整理表を作成させる等事案を適確に把握させる。
 - ⑤ 判例等資料収集

事案の参考となる判例・裁判例を検索させる等判例収集能力を養う。適宜、文献にあたる。

- (3) 研修担当弁護士は、研修先事務所内の他の弁護士に、受講学生の研修に必要なかつ有益と認められる場合には、研修の委託を行うことができる。

8. 実施手順

エクスターンシップの実施については、次のような手順で行うものとする。

- ① 学生に対する事前説明会を開催する。
- ② 受講を申請した学生につき、研修を受けるに適切と認められるか否かを検討し、受講学生を決定する。
- ③ 受講学生については、研修前にオリエンテーションを行う。
- ④ 研修後、研修報告会を行う。

9. 事前説明会

エクスターンシップの実施にあたり、事前説明会を行い、下記の内容について説明する。

- ① 実施の時期、場所、主体、目的、内容、方法等について
- ② 単位認定・成績評価について
- ③ 受入法律事務所の紹介について
- ④ 協定書の内容について
- ⑤ 守秘義務について
- ⑥ その他

10. 受講要件

一定の成績を修めている学生が次の要件を充たす場合に限り、エクスターンシップを受講できるものとする。

- ① 「法曹倫理」をエクスターンシップによる研修前に履修していること
- ② 「オリエンテーション」に参加すること
- ③ 所定の誓約書を法科大学院に提出すること
- ④ 所定の保険に加入すること

12. 事前指導

- (1) エクスターンシップ担当教員は、エクスターンシップ実施直前に、受講学生に対して、「オリエンテーション」を行い、研修の目的・内容とともに、守秘義務等の、受講に関する注意事項について、十分な指導を行うこととする。

また、研修後も守秘義務が継続することにつき、指導を行う。

13. 学生の義務等

- (1) 受講学生は、研修中に知り得た法律事務所及び関係する相手方の秘密を、研修中及び研修後に、漏洩してはならない。
- (2) 受講学生は、研修先法律事務所、研修担当弁護士およびその関係する相手方の利益を損なう、あるいは、業務に支障をきたすような言動をとらないよう特段の注意を払わなければならない。
- (3) 受講学生は、研修前に、守秘義務等の遵守を誓約する文書を提出しなければならない。

14. 成績評価

- (1)成績評価は、エクスターンシップ担当教員が行うこととする。
- (2)研修先事務所または研修担当弁護士は、研修期間終了後、所定の期間内に、「エクスターンシップ実施報告書」および「エクスターンシップ評価報告書」をエクスターンシップ担当教員に提出することとする。
- (3)受講学生は、研修期間終了後、所定の期間内に、「研修報告レポート」を提出するものとする。
- (4)エクスターンシップ担当教員は、担当弁護士から提出された「エクスターンシップ実施報告書」、「エクスターンシップ評価報告書」、学生提出の「研修報告レポート」、研修報告会における発表と質疑応答等により、法的知識およびその応用力、法曹としての事務処理能力と倫理観、学習意欲について標準以上と判断された者を合格者とする。

15. 研修中の事故

研修中における事故に備えて、受講学生が、近畿大学学園健保共済会および法科大学院生教育研究賠償責任保険（略称:「法科賠」、種別: Lコース）に加入することを受講の要件とする。

16. 研修の中止

- (1)エクスターンシップ担当教員は、研修先法律事務所または研修担当弁護士から、受講学生に関する問題につき連絡を受けた場合には、必要な措置をとるものとする。
- (2)エクスターンシップ担当教員は、受講学生から、研修内容につき著しい問題が生じた旨の連絡を受けた場合には、必要な措置をとるものとする。
- (3)院長は、受講学生の行為が、研修先法律事務所の業務を損なうおそれのある場合など、研修の継続が困難と判断される場合には、研修を中止することができる。

17. 研修に関する責任

- (1)受講学生に守秘義務違反の行為があった場合には、退学を含む厳しい処分を行うものとする。
- (2)エクスターンシップの実施に伴い、受講学生の故意または過失によって、研修先法律事務所、研修担当弁護士および第三者に損害を与えた場合には、本法科大学院が責任を負うものとする。

（出典：平成20年度エクスターンシップ実施要領）

資料「リーガルクリニック誓約書」

私はリーガルクリニックを履修するにあたり、下記の事項を厳守することを誓約いたします。

記

1. 履修に際しては、次の事項を厳守する。

- (1)貴大学院の名誉を毀損し、また、迷惑をかけるような言動は行わない。
- (2)担当弁護士の指示に従い、担当弁護士に迷惑をかけるような言動は行わない。
- (3)法律相談において知り得た、相談者及びその関係する相手方の秘密に属するものは、履修中及び履修終了後においても一切漏洩しない。

2. 故意または過失により貴大学院に対し損害を与えたときには自ら責任を負担する。

(出典:リーガルクリニック誓約書)

資料「エクスターンシップ誓約書」

【法科大学院宛】

私はエクスターンシップを履修するにあたり、下記の事項を厳守することを誓約いたします。

記

1. 研修期間中は、所定の研修に専念する。
2. 研修期間中は法律事務所の管理、監督の指示に従う。
3. 研修に際しては、次の事項を厳守する。
 - (1) 法律事務所及び貴大学院の名誉を毀損するような言動は行わない。
 - (2) 法律事務所の営む事業を阻害するような言動は行わない。
 - (3) 研修上、知り得た法律事務所及びその関係する相手方の秘密に属するものは、研修中及び研修終了後においても一切漏洩しない。
4. 故意または過失により法律事務所に対し損害を与えたときには自ら責任を負担する。
5. 研修中の事故に備えて、近畿大学学園健保共済会及び法科大学院生教育研究賠償責任保険(略称:「法科賠」、種別:Lコース)に加入することとし、自己の不注意により万一災害を受けた場合の処理については、貴大学院に迷惑をかけることなく自己の責任において対応する。
6. 法律事務所と近畿大学法科大学院との間のエクスターンシップに関する「協定書」に明記された事項に従う。

【研修事務所宛】

私は貴職のもとで研修を受けるにあたり、下記の事項を厳守することを誓約いたします。

記

1. 研修期間中は、所定の研修に専念する。
2. 研修期間中は貴職の管理、監督の指示に従う。
3. 研修に際しては、次の事項を厳守する。
 - (1) 貴職の名誉を毀損するような言動は行わない。
 - (2) 貴職の営む事業を阻害するような言動は行わない。
 - (3) 研修上、知り得た貴職及びその関係する相手方の秘密に属するものは、研修中及び研修終了後においても一切漏洩しない。
4. 故意または過失により貴職に対し損害を与えたときには自ら責任を負担する。
5. 研修中の事故に備えて、近畿大学学園健保共済会及び法科大学院生教育研究賠償責任保険(略称:「法科賠」、種別:Lコース)に加入することとし、自己の不注意により万一災害を受けた場合の処理については、貴職に迷惑をかけることなく自己の責任において対応

する。

6. 貴職と近畿大学法科大学院との間のエクスターンシップに関する「協定書」に明記された事項に従う。

(出典:エクスターンシップ誓約書)

別添資料9「KINKI UNIVERSITY LAW SCHOOL Syllabus 2008」p.73～74

「リーガルクリニック」「エクスターンシップ」シラバス

資料「法科大学院生教育研究賠償責任保険概要」

<補償の概要>

学生が、国内において、以下の事故を起こしたことにより、法律上の損害賠償を負担することにより被る損害を補償します。

- ◇ 正課・学校行事およびその往復中に、他人にケガをさせ(対人賠償)、もしくは他人の財物を損壊(対物賠償)したこと。
- ◇ 正課・学校行事としての臨床法学実習中に、依頼人の身体を不当に拘束することにより自由を侵害または名誉を毀損したこと。(人格権侵害補償)
- ◇ 臨床法学実習中に知り得た依頼人の個人情報に関し、口頭・文書・図面その他これらに類する表示行為によって依頼人の名誉を毀損またはプライバシーを侵害したこと。(人格権侵害補償)

(出典:法科大学院生教育研究賠償責任保険(略称:法科賠・Lコース)の概要)

(ウ) 「エクスターンシップ」に関する教育指導体制は次のとおりである。本法科大学院の教員2名を担当者とし、臨床教育委員会によって研修内容及び研修先の候補を定め、最終的には、法科大学院長が学生の研修先を決定する。成績評価に関しては、研修先の弁護士から提出される「実施報告書」及び「評価報告書」、参加学生から提出される「研修報告レポート」、ならびに研修後に開かれる研修報告会における参加学生の発表及び質疑応答等を総合的に判断し、担当教員が当該科目の可否を判定する。なお、「エクスターンシップ」に参加する学生は、研修先から報酬を受けとっていない。エクスターンシップ協定書には報酬規定は存在しておらず、交通費は学生負担としている。【解釈指針3-2-1-4(2)】

なお、エクスターンシップは、2年次の配当で2年が修了する春休みに実施している。これは、3年次で座学による実務基礎科目を学習する前に、エクスターンシップで実務を体験することは、実務基礎科目の学習の動機付けになるだけでなく、こうした学習にとって極めて有効だからである。

資料「エクスターンシップ受入先一覧」

1	北村法律事務所	12	豊島・亀井・和氣法律事務所
2	竹岩総合法律事務所	13	南都総合法律事務所
3	下村泰法律事務所	14	野田総合法律事務所
4	江後利幸法律事務所	15	弁護士法人淀屋橋・山上合同
5	池田崇志法律事務所	16	瀧賢太郎法律事務所

6	船場中央法律事務所	17	飯田法律事務所
7	弁護士法人大江橋法律事務所	18	北浜法律事務所
8	五月法律事務所	19	共栄法律事務所
9	堀井弘明法律事務所	20	弁護士法人中央総合法律事務所
10	桜橋法律事務所	21	法円坂法律事務所
11	尾川雅清法律事務所	22	弁護士法人三宅法律事務所

(出典:エクスターンシップ研修事務所一覧)

資料「エクスターンシップ協定書」

第5条(研修費)

本研修に関する乙から甲への委託料は、無料とする。

第8条(交通費の負担)

実務研修生の研修先法律事務所までの交通費および研修中の交通費は実務研修生の負担とする。

(出典:エクスターンシップ協定書)

(3) 授業時間外における学習を充実させるために次のような措置をとっている。

(ア) 授業の時間割は、①十分な予習時間を確保するために、1日に2科目をこえて必修科目を履修することがないように各科目を配置している。②授業の延長(かなりの授業科目でその延長がある)が次の授業開始の支障となることを避けるため、また授業終了後の質問(ほとんどの授業科目で30分程度にわたり複数の学生より質問がある)の時間を十分確保するために、必修科目については、連続した時間帯に配置しないように配慮している。【解釈指針3-2-1-5(1)】

別添資料5「法科大学院時間割表(平成20年度前期・後期)」

(イ) 学生の効率的な予習のために、すべての科目について、各回の授業に関連する判例や文献をあらかじめ指定し、本法科大学院で独自に作成した15回分の教材冊子を、学期が始まる10日前には配付している。その教材には、判例や事例問題を掲載するとともに、これに関連する教員からの質問を加えるなどして、学生の予習や復習に役立てよう努めている。【解釈指針3-2-1-5(2)】

教材の分量については、これが過多となると、学生の予習時間と復習時間のバランスを崩すことになるため、適切な分量についての検討を重ねている。

(ウ) 各回の授業の前後に、「TKC 法科大学院教育研究支援システム」を活用して、授業で使用する追加レジュメ等の予習教材の提供や復習課題の提示をする科目も、少なからず存在する。【解釈指針3-2-1-5(3)】

(エ) 本法科大学院内に設置された自習室において、全学生に書架とワゴンを備え付けた固定席を与え、専用の入退室カードを使って、休日を含めて24時間の自習環境を確保している。また、全学生にノートパソコンを貸与し、共有のコピー機及びプリンターを設置し、さらにはデータベースを備えた「TKC 法科大学院教育研究支援システム」を導入する等によって、授業の予習・復習をサポートしている。専用の入退室カードに

より、法科大学院図書室も休日を含めて24時間利用できるため、文献や資料も常時利用可能である。【解釈指針3-2-1-5(4)】

(オ) 授業では取り上げられないが、当然に理解しておかなければならない法律基本科目に関する基礎知識の自習を効率化するために、「基礎知識及び学習到達度確認システム」を導入している。

学生は、学内 LAN 及び自宅からのアクセスによりパソコン上で、択一式等の問題に解答することにより、基礎的な知識及び学習到達度を確認することができる。その問題は、専任教員が作成している。なお、このシステムの開発と導入は、文部科学省の「平成16年度法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」の一つに選定されたものである。

資料「平成16年度法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムに選定」

文部科学省が、優れた教育を行う法科大学院等に予算を重点配分する「平成16年度法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」(実践的教育推進プログラム)において、本学が申請した「基礎知識及び学習到達度確認システムの構築」が選定されました。本システムは、法科大学院での授業を補完するものとして、法科大学院生の学習を支援します。

「基礎知識及び学習到達度確認システムの構築」

「憲法B」(基本的人権に関する基礎的な問題を扱うもの)の授業評価アンケート(全科目について、授業開始から約1カ月後と、最終回近くの計2回にわたって実施)によりますと、この科目について毎週4時間以上は予習しているという院生がほとんどでした。1年次前期の履修科目は9科目(すべて必修科目)ですから、いかに院生が必死であるかということがうかがえます。しかしながら、法律学には、授業では大きくは取りあげられないが、当然に理解しておかなければならない事項というのがたくさんあります。そのため、このような基礎的な知識をすべて伝え、かつ、その習得を確認するという仕組みが必要です。

今回選定された「基礎知識及び学習到達度確認システムの構築」は、以上の課題に応えるべく、院生が、学内 LAN および自宅からのアクセスを用いて、任意の時間に、PC上で基礎的な知識と授業での学習到達度の確認を行いうるシステムを開発しようとするものです。素材となる問題は、法科大学院の研究者教員ならびに実務家教員および学習指導教員が、協力して作成します。院生の成績データは個人別に管理され、院生が自己分析を行いうるようになるとともに、教員側でも学生の学習の進展度を個別に把握できるように配慮がなされます。学生全体および個々の学生について分析を行い、とくに理解の困難な分野等を把握することによって、重点的な学習支援が可能となります。

本システムと連携して、夏・冬の休業期間毎に「基礎知識補強講座」を実施し、講評会を開催し、基礎的な知識の定着をはかります。

(出典：近畿大学法科大学院ホームページ)

資料「同システム問題例(民法基礎)」



(出典:近畿大学法科大学院ホームページ)

この「基礎知識及び学習到達度確認システム」と連携して、平成17年度以降、夏と冬の休暇時に各1回「基礎知識補強講座」を行なっている。これは、法律基本科目(憲法・行政法・民法・商法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法)の基礎知識に関し、主として基本的な概念や制度の理解を記述式で問うものである。参加者は、平成19年度夏期31名、同冬期25名であった。【解釈指針3-2-1-5(4)】

資料「基礎知識補強講座問題(例)」

【民法】

I Aは自己所有の甲建物をBに賃貸している。賃借人Bは、賃貸借期間中に屋根の修繕費用を支出した。その後、賃貸借契約が終了したので、賃貸人Aは、Bに対して甲建物の明渡請求をした。

- (1)この場合に、Bは、修繕費用の償還を受けていないことを理由として、明渡しを拒否できるのか。
- (2)Bが屋根の修理をして費用を支出したのが、賃貸借期間中ではなく、Bの賃料不払いを理由とする賃貸借契約の解除の後であった場合にはどうなるか。

(出典:基礎知識補強講座 2007年冬期問題)

(4) 集中講義は行っていない。ただし、平成19年度の「民事訴訟実務の基礎」(3年・前期)については、担当者の健康上の理由により途中から授業を行うことができなかったために、担当者を変更して、夏季休暇中に4日間にわたり(8月25日、8月26日、9月1日、9月2日)、残りの9回分の集中授業を余儀なくされた。【解釈指針3-2-1-6】

3-3 履修科目登録単位数の上限

基準 3-3-1

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

在学の最終年次においては、44単位が上限とされていること。

(基準 3-3-1 に係る状況)

法科大学院における授業内容の密度を考えれば、学生に対して、その十分な予習と復習が要求されていることはいうまでもない。そこで、過剰な科目履修を防止するために、各年度における履修科目の登録を制限している。

(1) 1年次及び2年次の履修制限は、いずれも36単位まで(ただし、後述するように、2年次でエクスターンシップを履修する場合には38単位まで)としている。3年次では、それまでの履修実績が考慮できることや、既にかんがりの実力が身についていることを勘案して、また展開・先端科目の履修可能性を拡大する必要から、履修制限を44単位までとしている。なお、1年次に配当されている科目は、「比較法史」「法社会学」「会計学」を除いてすべてが必修であり、その必修科目の総単位は34単位である。

【解釈指針 3-3-1-1】【解釈指針 3-3-1-2】

資料「履修制限」

過剰な科目履修による学習効果の低減を防ぐために、各年次で「履修制限」を設けます。

1年次: 36単位まで

2年次: 36単位まで(但し、エクスターンシップを履修する場合は、38単位まで)

3年次: 44単位まで

(出典: KINKI UNIVERSITY LAW SCHOOL Bulletin 2008 p.26)

資料「履修登録の状況(平成20年度)」

1年次: 必修34単位のみ

2年次: 必修26単位、選択必修4~12単位【法学未修者入学】

必修30単位、選択必修4~6単位【法学既修者入学】

3年次: 必修4単位、選択必修18~25単位

(出典: 平成20年度履修登録データ)

ただし、2年後期に配当されている「エクスターンシップ」は、2年後期終了後の春休み中に集中的に行っている「研修」科目であるため、これを履修する場合は、履修制限を2単位増やし、38単位までとしている。【解釈指針 3-3-1-1】

(2) 平成19年度までは、進級ができなかった学生に関しては、A以上(80点以上)の成績評価を受けた科目を除いて、修得したすべての科目の単位が無効となっていた。したがって、原級留置者は、当該学年で履修したほとんどすべての科目を再履修することが必要になり、この場合にも、上記の科目の年次配当や単位数に関する履修制限の定めには例外を認めていない。原級留置者は、履修登録可能な科目を少なくして、さらに一層、各科目につき密度の高い学習をすべきだからである。さらに、平成20年度

からは、継続的な学習のために、進級できなかった学生が当該学年において修得したすべての単位を、A以上の成績評価を受けた科目も含めて、無効とする旨が定められた（合否のみで評価する科目を除く）。また、教育上有益と認めるときには、他大学大学院において修得した単位も本法科大学院の修了に必要な単位として認められる（学則第9条）が、この認定単位も履修登録可能な単位数に含まれ、履修制限に服することになる。【解釈指針3-3-1-3】

資料「近畿大学法科大学院学則」

（既修得単位等の認定）

第9条 教育上有益と認めるときは、入学前に修得した単位、他大学大学院において修得した単位、及び法学既修者につきすでに修得したとみなす単位については、合計30単位を限度として、本大学院の修了に必要な単位として認めることができる。

（出典：法科大学院学則）

資料「既修得単位の認定について」

本法科大学院学則第9条に基づき、入学前に本学法科大学院以外の大学院において修得した単位（以下、既修得単位という。）は、次に定めるところにより審査をしたうえで、教育上有益であると認められるときは、本学法科大学院の修了に必要な単位として認めることができる。

1. 既修得単位の認定を希望する者は、既修得単位の科目内容が明らかになるシラバスその他の書類を提示して、入学後1カ月以内に、その旨を事務部に申請しなければならない。
2. 教務委員会は、申請者から事情を聴くなど、審査に必要な事項に関して調査をする。
3. 教授会は、教務委員会の調査に基づき、既修得単位が本学法科大学院の修了に必要な単位として認定できるか否かを決する。

（※既修得単位の認定によって振り替えることのできる本学法科大学院の科目は、原則として、基礎法学・隣接科目および展開・先端科目とする。）

（出典：KINKI UNIVERSITY LAW SCHOOL Bulletin 2008 p.27）

また、進級が認められた者の再履修科目についても、履修制限の定めに例外を設けていないことから、履修登録可能な単位数に参入され、履修制限に服することになる。【解釈指針3-3-1-3】

（3） 本法科大学院においては、3年を超える標準修業年限でもって学生を受け入れる制度は設けていない。【解釈指針3-3-1-4】

2 優れた点及び改善を要する点等

(1) 優れた点及び特徴

(ア) 各年度の実際の入学者が40名程度であることから、すべての科目で、少人数教育を徹底して実施している。とくに、2年次に配当されている法律基本科目はすべて演習科目であり、その授業は、双方向・多方向授業の効果が最大限に発揮できるように、各科目の授業クラスを2つに分けて、同一の担当教員のもとに1クラス20名程度で行っている。

(イ) 1年次の法律基本科目においても、判例や整理された事例を利用しながら、双方向・多方向授業によって、自ら考えながら学習する方法を重視している。

(ウ) 臨床教育（エクスターンシップ・リーガルクリニック）については、臨床教育委員会を設けて、その一層の充実を図るとともに、それが円滑に実施されるように配慮している。

(エ) 授業では直接ふれることのできない基礎知識の効率的な自習のためにインターネットを用いた「基礎知識及び学習到達度確認システム」を導入している。

(2) 改善を要する点

(ア) 双方向授業ゆえにか、学生が授業の準備として予習に時間を割きすぎ、復習等がなおざりになる傾向がみられる。復習課題の提示や小テストの実施などの方策を講ずることによって、このような傾向に一定の歯止めをかける必要がある。

(イ) ほとんどすべての科目でソクラテスメソッドを利用した双方向・多方向授業が実施され、問題を発見し、自ら考える授業が徹底されているが、1年生教育に関しては、基礎的な知識の獲得や基本的な法的思考に習熟させるために、現在行われている以上の割合において講義方式の授業も有効ではないかとの議論が始まっている。

第4章 成績評価及び修了認定

1 基準ごとの分析

4-1 成績評価

基準4-1-1

学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という。）が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- （1）成績評価の基準が設定され、かつ学生に周知されていること。
- （2）当該成績評価基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- （3）成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- （4）期末試験を実施する場合は、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

（基準4-1-1に係る状況）

成績評価については、法曹養成に特化した専門職大学院における教育にふさわしいものであり、かつ学生の能力や資質を厳正かつ客観的に評価できるようなものにするよう努めている。

（1）各科目の成績は、A⁺（90点以上）、A（80点以上）、B⁺（75点以上）、B（70点以上）、C（60点以上）、D（60点未満）の6段階で評価する。ただし、「リーガルクリニック」「エクスターンシップ」及び「模擬裁判」は、科目の性質上、「合・否」のみで評価する。また、GPA（Grade Point Average）制度を取り入れ、各評価に付された点数の平均値を算出し、成績を科目ごとのみならずトータルに認識できるようにしている。

資料「成績評価について」

成績証明書の評価区分	成績通知書の点数
A ⁺	100～90
A	89～80
B ⁺	79～75
B	74～70
C	69～60
D	59～ 0

※再試験による合格は、C⁻になります。

- 合・否のみによって成績評価をする科目：「合」=G、「否」=F
- 入学前に修得した単位、他大学大学院において修得した単位、および法学既修者につき既に修得したとみなす単位：「認定」=N

GPA 算出式

GPA = (「A⁺」取得単位数 × 5 + 「A」取得単位数 × 4 + 「B⁺」取得単位数 × 3 + 「B」取得単位数 × 2 + 「C」取得単位数 × 1 + 「D」取得単位数 × 0) ÷ (総履修単位数 - 「G」取得

単位数－「N」取得単位数)

※ 再試験による合格は、C⁻=GPA ポイント0.5となります。但し、評価が70点以上の場合には、成績通知書の点数を60点とし、評価をC=GPA ポイント1とします。

(出典:KINKI UNIVERSITY LAW SCHOOL Bulletin 2008 p.28)

各科目の成績評価の基準については、レポート、小テスト、平常点、学期末試験、起案等の評価要素が占める割合を科目ごとにシラバスで公表している。さらに、確認の意味も含めて、全科目についての評価基準の一覧を「TKC 法科大学院教育研究支援システム」上の電子掲示板において掲載している。これらの各評価要素の中で、最も客観的な評価を可能にする学期末試験の評価割合が70%を下回らないようにとの申し合わせが教員間にある。また、平成19年度からは、評価の客観性に疑義が生じやすい平常点の割合を、できる限り20%以下にとどめる旨の申し合わせもなされた。

資料「成績評価の客観性をはかる措置」

(1) 成績評価の基準とその開示

i) 各科目の成績は、学期末試験の成績、レポート課題への対応状況、授業への出席や組み状況などに基づいて総合的に評価する。

成績の総合評価における「学期末試験の成績」の割合は、客観的で厳正な成績評価を目指すため、これを 70%以上とする。ただし、授業の性質上、実践的・実習的要素が相当に認められる実務基礎科目は、この限りではない。たとえば、「検察実務」、「刑事裁判」、「刑事弁護」、「民事裁判」および「民事弁護」の各科目は、授業担当者の裁量により、総合評価における「学期末試験の成績」の割合につき、70%を下回ることができる。(この場合でも、50%以上の割合は維持しなければならない)。

ii) 各科目について、成績の総合評価における評価要素の具体的な基準は、「シラバス」にて院生に公表する。(たとえば、学期末試験の成績 80%、授業中の平常点 10%、レポート 10%といったもの)。さらに、各学期の授業開始にあたり、再度の確認のために、「全科目の成績評価基準の一覧表」を院生に公表する。

(出典:平成18年1月教授会資料)

成績分布について、平成17年度までは、A⁺が履修者の5%以内、AがA⁺を含めて履修者の25%以内とし、これ以外の成績ランクについては、とくに分布の基準を設けないものとしていた。また、受講生がおおむね10名以内の科目については、この基準を若干修正できるものとしていた。つまり、受講生の数が極端に少ない場合を除いて、絶対評価を基準としながらも、相対評価を加味する方針で、各科目の担当者は成績の評価を行った。しかし、なお一層の厳正かつ客観的な成績評価を行うために、平成18年度から、相対評価の原則を導入した。すなわち、受講生が40名程度となる必修科目の成績評価は以下の資料のような成績分布により、選択科目にあっても、受講生がおおむね10名以上の科目については、可及的に相対評価に近づけることにしている。【解釈指針4-1-1-1】

資料「成績評価に関するお願い」

＜相対評価における成績分布＞（平成 18 年度から）

i) 合格か不合格かは絶対評価による。

ii) 合格者に対して、以下の成績分布を考慮して成績の評価をする。

A⁺とA: 80点以上 25%

B⁺ : 75点以上 25%

B : 70点以上 25%

C : 60点以上 25%

D : 60点未満 絶対評価による

* A⁺(90点以上)の評価をする場合には、それを5%以内に留め、A評価を含めて25%以内とする(受講生全体の25%以内であればよい)。

* 上記の点数はレポート点や平常点も含めた成績評価の決定点である。

* B⁺～C 評価の分布につき±10%程度(すなわち、15%～35%程度の幅となる)は、科目担当教員の裁量が認められる。

(出典:平成 18 年 4 月教授会資料)

(2) 成績評価の厳正を確保するために、次のような措置がとられている。

(ア) 履修した科目の成績評価について説明を希望する学生に対しては、各科目の担当者がその根拠を十分に説明することになっている。それでも納得できない学生に対しては異議の申し立てを認め、法科大学院長が、調査のため教務委員長ほか専任教員の中から調査委員を選任し、その異議申し立てについて審査をする。そして、その結果を、異議を申し立てた学生に対して、試験答案の写し等を提示しながら説明することになっている。【解釈指針 4－1－1－2 (1)】

資料「成績の異議申立」

成績発表後、各教科の成績評価に関し質問のある院生に対しては、当該教科の担当教員が、遅滞なくその評価の根拠について説明します。

また、説明を受けたにもかかわらず、それに納得できない場合は、成績評価に対する不服の理由を明らかにして、教務委員会に異議を申し立てることができます。

(出典:KINKI UNIVERSITY LAW SCHOOL Bulletin 2008 p.29)

(イ) 学期末試験の答案については、採点の際の匿名性を確保するために、整理番号のみが記載された答案を科目の担当教員が受け取り、採点が終了した後に、事務担当者が答案の整理番号と照合し、採点結果を成績報告表に記入することになっている。【解釈指針 4－1－1－2 (2)】

(ウ) 全科目の成績評価の分布表が専任教員に配付されている。これによって、各科目の担当教員が、全科目の成績評価分布の比較を行うことができ、そのことが成績評価の適切性や相対性の確保に大きく寄与している。【解釈指針 4－1－1－2 (3)】

別添資料 11「成績得点分布表(平成 19 年度前期・後期)」

(3) 各学生に対して成績評価を通知する際に、各科目の学期末試験については、解

答の指針または模範答案もしくは優秀答案に教員のコメントを付したものを配付している。さらに、その際に、各学生が全学生の中で相対的にどの程度の成績を収めているのかを把握できるようにするため、「GPA ランキング」(全学生の GPA の一覧表で氏名を伏せたもの)や各科目の「成績分布表」(各科目の期末テストの得点分布を柱状グラフで表示したもの)を書面で配布している。【解釈指針4-1-1-3】

資料「GPA ランキング(平成 19 年度)」

1 年 生				2 年 生				3 年 生			
席次	今年度 GPA	席次	前 期 GPA	席次	今年度 GPA	席次	累 積 GPA	席次	今年度 GPA	席次	累 積 GPA
1	3.53	1	3.63	1	3.50	1	3.61	1	3.83	1	3.68
2	3.41	1	3.63	2	3.41	2	3.50	2	3.72	2	3.68
2	3.41	3	3.50	3	3.35	3	3.35	3	3.33	3	3.57
4	3.29	4	3.38	4	3.29	4	3.29	4	3.29	4	3.37
4	3.29	5	3.13	5	3.17	5	3.20	4	3.29	5	3.30
6	3.28	5	3.13	6	3.11	6	3.09	6	3.24	6	3.04
7	3.18	5	3.13	7	3.06	7	2.99	7	3.21	7	2.98
8	3.06	5	3.13	7	3.06	8	2.93	8	3.12	8	2.96
9	2.94	5	3.13	9	2.81	9	2.86	9	3.08	9	2.86
10	2.88	10	3.00	10	2.67	10	2.81	10	2.95	10	2.77
11	2.82	11	2.88	11	2.65	11	2.78	11	2.67	11	2.59
11	2.82	12	2.75	11	2.65	12	2.65	11	2.67	12	2.57
11	2.82	12	2.75	13	2.61	12	2.65	13	2.57	13	2.47
14	2.76	12	2.75	14	2.59	14	2.64	14	2.52	14	2.42
15	2.59	15	2.63	15	2.53	15	2.58	15	2.19	15	2.40

(以下省略)

(出典:学生への公表資料)

資料「成績評価の客観性をはかる措置」

(2)学期末試験の採点基準等の公表

院生への成績発表の際に、各科目の成績評価とともに、学期末試験の採点基準と模範答案または優秀答案に教員のコメントを付したものを公表する(なお、採点基準の公表は、書面または口頭ですることができる)。

さらに、各院生が相対的にどの程度の成績を収めているかを自分で把握できるように、「GPA ランキング」(全院生の GPA の一覧表で氏名を伏せたもの)や各科目の「成績分布表」(各科目の期末テストの得点分布を柱状グラフで表示したもの)も、院生に公表する。

(出典:平成 18 年 1 月教授会資料)

(4) 期末試験は、前期または後期の授業終了後、5 日～7 日程度の準備期間において 10 日間前後の期末試験期間を設け、法律基本科目は 120 分、その他の科目は 90 分(科目担当者の希望により延長可能)で実施している。そして、過去の試験問題は「TKC 法科大学院教育研究支援システム」において公表し、学生に対する学習の便宜を図って

いる。この試験問題の公表は、試験問題の内容・水準について全教員間で共通の理解を得ることに寄与している。

また、各科目の総合評価が合格点である60点に達しない学生に対しては、通常試験の終了後1カ月程度の準備期間において、再試験を実施している。再試験の受験科目数は、4科目以内と定められている。

再試験を経て科目の総合評価が合格点に達した場合の成績は、C⁻の評価でGPAは0.5となる。ただし、例外として再試験を経た科目の総合評価が70点以上の成績を収めた場合は、Cの評価でGPAは1.0としている。これは、再試験において学生に一層の奮起を促すための方策として採用された。

さらに、一定のやむを得ない事情から通常の学期末試験を受験できなかった学生に対しては、追試験が認められている。授業や試験等の日程の都合上、追試験は再試験と同一の日時・同一の問題で実施することを余儀なくされている。そして、追試験は授業の終了から相当の期間において実施されることや、また既に正規の学期末試験における問題のみならず、解答の指針または優秀答案等が公表されていることを考慮して、受験生間の公平性を確保する観点から、当該追試験の答案の採点は素点の0.9倍としている（平常点や小テストなどの他の評価割合が20～30%もしくはそれ以下であるため、この0.9倍の持つ不利益は総合評価では7～8%もしくはそれ以下の不利益となっている。これまでのところ、この不利益が特に問題になったことはなく、合理的な措置であると考えられる）。

なお、再試験・追試験とも期末試験と同様匿名性を確保し、同一の方法で厳正に行っている。【解釈指針4-1-1-4】

資料「再試験の実施について」(平成19年度後期)

(1) 再試験の実施

本年度の後期試験にかかる再試験は、追試験と同一日時・同一試験問題で実施する。

(2) 再試験実施要項

1) 受験科目

総合評価が60点未満であった科目に限る。

2) 受験科目数の制限

受験科目数は、4科目以内とする。

3) 成績評価

受験科目の総合評価が70点以上の場合には、成績通知書の点数を60点、成績証明書をC(GPAポイントを1.0)とし、総合評価が70点未満の場合には、C⁻(GPAポイントを0.5)とする。

4) 再試験申込手続き

再試験の受験を希望する者は、「再試験受験申込書」に必要事項を記入し、申込期間内に提出しなければならない。

5) 申込期間および場所

日時:平成20年2月20日(水)～23日(土) 9時～17時

※但し、土曜日は9時～13時

場所:法科大学院事務部

6) 試験時間割の発表

試験時間割は、再試験該当者の成績通知書に同封する。

7)再試験受験料およびその払込方法

再試験の受験料は、1科目につき 1,000 円とする。再試験の受験を希望する者は、相当額の大学発行証紙を「再試験受験申込書」に貼付して、受験料を払い込まなければならない。

8)再試験実施日

平成 20 年 2 月 26 日(火)～2 月 28 日(木)

(出典:平成 19 年 12 月 17 日 学生への公表資料)

資料「追試験実施要領」(平成 19 年度後期)

1 受験資格者

次に掲げる事由により定期試験を受験できなかった者は、追試験の受験を申込みことができる。

- (1)病気
- (2)3親等内の親族の危篤または死亡
- (3)交通機関の遅延または途絶
- (4)事故または被災
- (5)その他やむを得ない事由

2 受験科目の制限

「リーガルクリニック」、「エクスターンシップ」、「模擬裁判」、その他実習を要する科目は、追試験科目に含まれない。

3 成績評価

追試験受験科目の答案の成績評価は、実点の 0.9 倍とする。

4 追試験申込手続き

追試験の受験を希望する者は、「追試験受験申込書」に、定期試験を受験できなかった事由を証明する書面を必ず添付して、追試験受験を申込みなければならない。

- ＜証明する書面の例＞
- ①医師の診断書(加療期間が明記されたものに限る)
 - ②交通遅延証明書
 - ③事故証明書

5 申込期間および場所

申込日時: 平成 20 年 2 月 1 日(金)～2 月 7 日(木) 9時～17時

(申込期間が短いので注意してください。)

申込場所: 法科大学院事務部

6 受験資格者および試験時間割の発表

追試験の受験資格は法科大学院で審査し、その結果は個別に発表する。追試験時間割は、個別に連絡する。

7 追試験受験料およびその払込方法

追試験の受験料は、1科目につき1000円とする。追試験の受験を希望する者は、相当額の大学発行証紙を「追試験受験申込書」に添付して、受験料を払い込まなければならない。

8 追試験実施日

平成 20 年 2 月 26 日(火)～2 月 28 日(木)

(出典:平成 19 年 12 月 17 日 学生への公表資料)

基準4-1-2

学生が在籍する法科大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該法科大学院における単位を認定する場合は、当該法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

（基準4-1-2に係る状況）

本法科大学院の学則上、他大学大学院において修得した単位について、合計30単位を限度として、本法科大学院の修了に必要な単位として認定できる。しかし、現在までのところ、本法科大学院の学生で当該単位認定を希望した者は存在しない。そこで、こうした単位の認定が可能であることを学生に周知徹底するために、平成20年度の学生便覧(Bulltin)にその旨を特に明示し、ガイダンスにおいても全学生に対して説明した。

当該単位認定に際して、それが本法科大学院の修了に必要な単位と認められるかどうかを厳正に判断するために、申請者から文書の提出を求めたり、事情の聴取をするなど慎重に審査をする手続が定められている。なお、既修得単位の認定によって振り替えることのできる科目は、原則として、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目のみである。なお、科目等履修生が修得した単位については、厳正で客観的な成績評価のもとで、単位認定をすることがあり得るが、外国の大学院において修得した単位については原則として、単位認定の対象とならない。なぜなら、法科大学院における教育は、わが国における法曹養成を目的とするカリキュラムで構成されているからである。ただし、外国の大学院において履修し修得した単位も、たとえば、「英米法」や「英語法文書作成」等の科目との関連が認められるものに限っては、例外として単位を認定することがあり得る。

資料「近畿大学法科大学院学則」

（既修得単位等の認定）

第9条 教育上有益と認めるときは、入学前に修得した単位、他大学大学院において修得した単位、及び法学既修者につきすでに修得したとみなす単位については、合計30単位を限度として、本大学院の修了に必要な単位として認めることができる。

（出典：法科大学院学則）

資料「既修得単位の認定について」

本法科大学院学則第9条に基づき、入学前に本学法科大学院以外の大学院において修得した単位（以下、既修得単位という。）は、次に定めるところにより審査をしたうえで、教育上有益であると認められるときは、本学法科大学院の修了に必要な単位として認めることができる。

1. 既修得単位の認定を希望する者は、既修得単位の科目内容が明らかになるシラバスその他の書類を提示して、入学後1カ月以内に、その旨を事務部に申請しなければならない。
2. 教務委員会は、申請者から事情を聴くなど、審査に必要な事項に関して調査をする。
3. 教授会は、教務委員会の調査に基づき、既修得単位が本学法科大学院の修了に必要な単位として認定できるか否かを決する。

(※既修得単位の認定によって振り替えることのできる本学法科大学院の科目は、原則として、基礎法学・隣接科目および展開・先端科目とする。)

(出典: KINKI UNIVERSITY LAW SCHOOL Bulletin 2008 p.27)

基準 4－1－3

一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下、「進級制」という。）が原則として採用されていること。

（基準 4－1－3に係る状況）

（１） 本法科大学院のカリキュラムは、以下のように段階的に構成されている。すなわち、１年次の「基礎教育」においては、基礎的な知識を体系的に理解させ、基本的な法的思考を鍛錬する。２年次の「応用教育」においては、演習科目を中心として、そこで応用的・発展的な問題を扱う中で、問題発見能力、分析能力、創造的思考力及び法的推論力などを涵養する。特に２年後期の総合演習では、実体法と手続法を統合するだけではなく、生の素材に近似するものを扱うことによって、個別の法分野を横断しながら、法的制度相互間の関係を理解させ、それまでの知識を「有機的で活用可能な知識」へと再編させる。３年次の「発展・総合教育」においては、専門職大学院における教育の集大成として、実務基礎科目を多く配し、そこでは、理論と実務の架橋を重視しながら、民事手続や刑事手続の実務の基礎を身につけさせ、現実には生起しうる事例に的確に対応できる能力を養成する。【解釈指針 4－1－3－1】

（２） 以上の方針をふまえ、本法科大学院においては、次のような進級制を採用している。【解釈指針 4－1－3－1】【解釈指針 4－1－3－2】

１年次から２年次への進級及び２年次から３年次への進級に必要な要件は、いずれの場合も、①当該学年で２６単位以上修得し、かつ②当該学年の GPA が１．８以上あることである。なお、この GPA 基準は、成績評価の厳正を確保するために、総合的な学力を評価するものとして、平成１７年度に導入した。これは、各科目の合格点数に一切かわらず所定の単位数を修得するだけで進級を認めることは、段階的学習の実現を妨げると考えたからである。

同時に、学習到達度を GPA 基準とは異なった観点から測ることにより、進級認定の正確性に万全を期し、また、学生に学期末試験後の学習による成績向上の機会を提供するために、単位を修得できなかった科目の「再試験」を認めるほかに、「進級認定試験」の制度を導入した。すなわち、当該学年で２６単位以上修得し、かつ GPA １．３以上１．８未満の学生は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の７科目で実施する進級認定試験を受験することができ、それに合格すれば進級できるものとした。なお、この進級認定試験は、総合的な学力を判断するものであるため、その試験問題は各科目の授業とは直接関係なく出題される。【解釈指針 4－1－3－1】

資料「近畿大学法科大学院学則」

第11条 各年次への進級には、それぞれの学年で合計26単位以上の単位を修得し且つ別に定める基準を満たす成績を修めなければならない。進級要件を満たさない者が当該年次に履修した科目の単位修得はすべて無効とする。

2 同一学年の進級要件を、休学期間を除き2年間引き続いて充足しない者は、在籍資格を失う。ただし、次年度において著しい成績の向上が見込まれる者は、この限りではない。

（出典：法科大学院学則）

資料「進級および修了に必要な GPA 基準等」

1. GPA 基準等

(1) 第2学年への進級

- a) 1年次の成績が GPA1.8 以上であること
- b) 1年次の成績が GPA1.3 以上 1.8 未満の場合には、別に定める進級認定試験を受験し、それに合格すること

(2) 第3学年への進級

- a) 2年次の成績が GPA1.8 以上であること
- b) 2年次の成績が GPA1.3 以上 1.8 未満の場合には、別に定める進級認定試験を受験し、それに合格すること

2. 進級認定試験

各学年への進級認定試験については、以下の試験科目で実施します。

憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法

(出典: KINKI UNIVERSITY LAW SCHOOL Bulletin 2008 p.27)

なお、平成19年度において、進級判定試験を受験した1年生は7名おり、そのうち3名が合格、4名が不合格であった。また、進級認定試験を受験した2年生は4名おり、その全員が不合格であった。

(3) 進級ができなかった者がその年度に履修した科目の単位取得は、平成19年度まではA以上の成績評価を受けた科目を除いて無効とされてきた。平成20年度からは、進級のできなかった学生が当該学年において修得したすべての単位は、A以上の成績評価を受けた科目も含めて無効とすることになった(合否のみで評価する科目を除く)。これは、厳格な進級制度を採用したことから生じる当然の帰結であり、たとえ高い成績評価を受けた科目であっても、中断することのない継続的な学習の必要性が重視されたためである。【解釈指針4-1-3-1】

(4) 以上の進級基準や進級認定試験については、学則、Bulletin、及びその他の文書によって、学生に対して公表し、周知徹底している。【解釈指針4-1-3-1】

4-2 修了認定及びその要件

基準4-2-1

法科大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

(1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限)以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下、「法学既修者」という。)に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位(アのなお書きにより30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

(2) 次のアから力までに定める授業科目につき、それぞれアから力までに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエから力に定める授業科目についてそれぞれエから力に定める単位数以上を修得していること。

ア	公法系科目	8単位
イ	民事系科目	24単位
ウ	刑事系科目	10単位
エ	法律実務基礎科目	6単位
オ	基礎法学・隣接科目	4単位
力	展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。(基準2-1-3参照。)

(基準4-2-1に係る状況)

(1)(ア) 本法科大学院の修了には、次に掲げるすべての基準を満たしていることが必要である。①3年以上在学し、②法律基本科目群から58単位以上(必修科目58単位を含む)、実務基礎科目群から12単位以上(必修科目8単位及び選択必修科目4単位を含む)、基礎法学・隣接科目群から4単位以上、展開・先端科目群から12単位以上、合計94単位以上を修得することである。

なお、平成17年度から、進級基準と同様に、在学期間中の累積 GPA が1.8以上であることを修了の要件としていた。しかし、このために、展開・先端科目が中心となる3年次の選択科目において、比較的高得点を取りやすい科目を履修して、GPAの高得点化を図る学生が現れるという弊害が生じた。そこで、平成19年度から、このような事態を避け、各学生のめざす法曹像にとって有意義な科目を履修しやすくするために GPA 基準を修了要件からはずすこととした。この措置に伴い、GPA 基準を満たさない一定の者に対して認めていた修了認定試験の制度も不要となったので、これを廃止した。

【解釈指針4-2-1-1】【解釈指針4-2-1-2】

(イ) 法学既修者の修了に必要な単位数は、1年次の配当科目のうち30単位を既に修得したものとみなされ、合計64単位以上となっている。すなわち、法学既修者は、本法科大学院において、法律基本科目群から28単位以上(必修科目28単位を含む)、実務基礎科目群から12単位以上(必修科目8単位及び選択必修科目4単位を含む)、基礎法学・隣接科目群から4単位以上、展開・先端科目群から12単位以上、合計64単位以上を修得しなければならない。【解釈指針4-2-1-1】【解釈指針4-2-1-2】

(ウ) 平成20年度から、法律基本科目の民事法系の科目及び内容を改定したことから、修了要件は上記のように変更された。修了要件にかかる変更点は、法律基本科目群からの修得単位数が「56単位以上」から「58単位以上」へと2単位増加した点のみであり、その他の科目群からの修得単位数及び合計単位数に変更はない。

資料「近畿大学法科大学院学則」

(課程の修了)

第12条 本大学院に所定の期間在学し、所定の単位を修得し且つ所定の基準を満たす成績を修めた者をもって、本大学院の課程を修了したものとする。

2 課程修了の認定は、教授会が行う。

3 第11条第1項後段(単位修得の無効)及び第2項(在籍資格の喪失)は、修了要件を満たさない者について準用する。

(修業年限・修了必要単位数等)

第13条 本大学院の課程の修了に必要な修得単位数(以下、修了必要単位数という。)は、次に掲げる各科目群に関する修了必要単位数を満たし、かつ合計94単位以上とする。

(1)法律基本科目群から58単位(必修科目58単位を含む)

(2)実務基礎科目群から12単位以上(必修科目8単位及び選択必修科目4単位を含む)

(3)基礎法学・隣接科目群から4単位以上

(4)展開・先端科目群から12単位以上

2 法学既修者の修了必要単位数については、1学年配当科目のうち所定の30単位を既に修得したものとみなし、合計64単位以上とする。

3 本大学院の課程の修了に必要な成績基準については、別にこれを定める。

(出典:法科大学院学則)

(2) また、前述の修了要件の②については、次のア～カまでに定める授業科目につき、それぞれ下記の単位数以上を修得すべきことが、基準で定められている。

ア	公法系科目	8単位
イ	民事系科目	24単位
ウ	刑事系科目	10単位
エ	法律実務基礎科目	6単位
オ	基礎法学・隣接科目	4単位
カ	展開・先端科目	12単位

そこで、ア・イ・ウについてみれば、本法科大学院において、法律基本科目に関しては、選択科目である「公法総合」2単位を除いて、他の58単位はすべて必修であり、その必修科目の内訳は公法系科目12単位、民事法系科目34単位、刑事法系12単位となっている。エについてみれば、実務基礎科目群から必修科目8単位を含む12単位以上の修得が、オについてみれば、基礎法学・隣接科目群から4単位以上の修得が、カに関しては、展開・先端科目群から12単位以上の修得が、それぞれ修了要件となっている。

(3) さらに、修了に必要な「法律基本科目以外の科目」の単位数は、選択科目である法律基本科目として「公法総合」(2単位)を設けているため、学生の履修によって異なるが、最少でも34単位であり、これは修了に必要な合計単位数94単位の約36%にあたり、3分の1以上という基準を満たしている。【解釈指針4-2-1-2】

4-3 法学既修者の認定

基準 4-3-1

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、法律科目試験の実施、その他の教育上適切な方法が用いられていること。

（基準 4-3-1 に係る状況）

本法科大学院の法学既修者の認定は、入学試験の合格者について、別途行う法学既修者認定試験（以下既修者認定試験という）により実施している。

ただし、平成16年度入試は、合格発表後に改めて既修者認定試験を実施したが、17年度入試以降は、受験生の便宜や補欠合格者についての既修者認定の可能性を考慮し、入学試験の受験者のうち希望する者全員について、既修者認定試験の受験を認めることとし、小論文・面接試験を実施する第1日目の試験に続いて（実施年度、入試日程により連続する場合としない場合とがある）、第2日目に既修者認定試験を実施している（平成16年度入試では既修者認定試験は2日間に渡って実施したが、平成17年度以降は1日のみの実施となっている）。

既修者認定試験は、憲法・民法・刑法・商法（保険・海商法を除く）・民事訴訟法・刑事訴訟法について行っている。平成16年度入試は以上の6科目について個別に試験を実施したが、平成17年度入試以降は憲法・民事法系・刑事法系の3系統に分けて実施している。配点は、憲法100点、民事法系200点、刑事法系150点であり、民事法系については4問中2問が民法、1問が商法、1問が民事訴訟法からの出題、刑事法系については2問が刑法、1問が刑事訴訟法からの出題となっている。【解釈指針4-3-1-1】

なお、平成19年度および20年度入試においては、学部4回生の学習進度に配慮して、秋に実施するA日程の入学試験では、民事訴訟法および刑事訴訟法について、出題範囲の限定（上訴・再審などの除外）を行っていたが、平成21年度入試からはこれを行わないこととした。

既修者認定には、本法科大学院で行う上記の既修者認定試験のみを参考としており、他の機関の実施する法律科目試験の結果を考慮することはない。【解釈指針4-3-1-4】

既修者認定試験に合格した者については、1年次配当の法律基本科目30単位を認定し、在学期間を1年短縮している。

行政法については、既修者認定試験を実施していないため、既修者についても、本来1年次配当の「行政法」（2単位）を必修科目として履修させている。他の1年次配当の必修科目である「法曹倫理」についても同様である。したがって、既修者認定において、法律科目試験に含まれない科目の単位を修得したものとみなすことはない。【解釈指針4-3-1-3】【解釈指針4-3-1-5】

既修者認定試験の出題に際しては、法学部で単位を修得できる程度の学習が進んでいるかどうかをみるよう、複数の出題者間で確認している。本学では法科大学院と法学部は完全に組織上分離しているが、なお、法科大学院の教員も1科目程度は法学部での講義を担当している場合があるので、出題には公正を保つよう、教授会等の場で注意を喚起している。もっとも、本法科大学院では、本学法学部出身者の受験生・入学者に占める比率は低い。既修者認定試験の採点は答案を匿名化して行われている。採点は各科目

1名の採点者と1名の採点確認者とによって行われている。【解釈指針4－3－1－2】

既修者の認定は、原則として、学部において当該科目について卒業に必要な単位取得が可能な程度に学習が進んでいること、換言すれば、法科大学院の1年目の学習が済んだ段階と同程度の学力を有することを基準としている。【解釈指針4－3－1－1】

2 優れた点及び改善を要する点等

(1) 優れた点及び特徴

(ア) 各科目の成績評価の基準を学生に周知するために、それを各科目のシラバスで明示するだけでなく、全科目の成績評価基準を一覧表にして公表することによって、各科目間の授業の特質が、学生のみならず教員間でも共有でき、授業の改善に一定の役割を果たしている。

(イ) 成績評価の厳正を確保するため、相当数の受講生が存在する必修科目には、相対評価の原則を採用し、選択必修科目にあっても、受講生がおおむね10名以上の科目については、可及的に相対評価に近づけるものとしている。

(ウ) 成績評価の要素として、学期末試験の割合を70%以上とすることによって、成績評価の客観性の確保に努めており、それが教員間の共通認識となっている。

(エ) 学生に対して成績評価を発表する際に、学期末試験についての模範答案もしくは優秀答案に教員のコメントを付したものを学生に配付している。また、「GPA ランキング」や「成績分布表」も同時に配付している。これによって、成績評価の客観性が確保されている。

(オ) 成績評価に関し担当教員の説明に納得できない学生に対しては、異議を申立てることを認め、その申立手続を整備している。学生に対しても、この異議申立てができる旨を公表している。

(カ) 再試験については、これが学期末試験より評価が緩やかにならないように十分留意し、再試験を経た科目の総合評価が合格点である60点以上の場合でも、その成績はC-評価でGPAポイントを0.5としている。(ただし、受験する学生の奮起を促すため、再試験を経た科目の総合評価が70点以上の場合には、その成績は通常のC評価でGPAポイントを1.0としている。)

(キ) 進級判定及び修了認定を適切に行うために、方法の改善に努めている。すなわち、平成16年度は、成績に関連する進級及び修了要件は、修得単位数のみであったが、平成17年度にGPA基準を導入した。それに伴い、進級・修了に万全を期すため、また期末試験後に再度、学生の学力向上の機会を与えるため、進級・修了認定試験の制度を設けていた。また、平成18年度からは、相当数の受講生が存在する科目について相対評価の原則を導入するのに伴い、修了要件としての3年間の累積GPA基準を2.2から1.8に引き下げた。さらに、平成19年度からは、各学生の目標とする法曹像に必要な展開・先端科目の履修をしやすいように、GPA基準を修了要件からはずし、進級要件に留めることとした。

(ク) 進級または修了できなかった者に対し、平成19年度までは、A以上の成績を収めた科目以外の科目を再履修させることによって、原級留置が当該学生の習熟度の向上に大きく寄与するように配慮してきた。さらに、平成20年度入学生からは、継続的な学習のために、A以上の成績を収めた科目を含めて、すべての科目（合否のみで評価する科目を除く）を再履修させることとしている。

(2) 改善を要する点

(ア) 受講生がそれほど多くない科目（おおむね10人未満）の科目の成績については、成績の相対評価が必ずしも適切かつ公正なものとはいえないことから、A⁺、A、B⁺、B、C、Dの6段階評価の分布は、A⁺が履修者の5%以内、AがA⁺を含めて履修者の25%以内とし、これ以外の成績ランクについては、とくに分布の基準を設けないことになっている。そして、専任教員の間では、各科目の成績分布表などの資料をもとに、絶対評価の基準の適切性、すなわち試験内容やその評価に関して議論を重ね、認

識を共有している。しかし、非常勤教員もそのような認識を共有できているとは必ずしも言えない。そこで、非常勤教員に対して、一般的にまたは問題がある場合には個別に、教務委員会を通じて厳正な成績評価を依頼している。さらに、今後は、FD研修会等を通じて、全教員間において絶対評価の基準の適切性に関して明確な合意を形成し、その合意の実現に向けてなお一層の努力をしなければならない。

(イ) 既修者認定試験に合格し、既修者として入学する学生の中には、受動的な暗記型の学習を身につけているために、入学後、法科大学院における能動的な思考型の学習に十分に対処することができず、伸び悩む傾向をもつ者が若干存在し、このような学生に対する指導の難しさが実感されているところである。基準6-1-2に詳述する入試方法の変更により、今後は従来に比べ既修者認定数が増加する可能性もあり、既修者認定試験において、法科大学院での教育によって学力を伸長させ得る者が、より適切に選抜されるような方法を検討する必要があると思われる。

第5章 教育内容等の改善措置

第5章 教育内容等の改善措置

1 基準ごとの分析

5-1 教育内容等の改善措置

基準5-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

（基準5-1-1に係る状況）

（1） 教育の内容及び方法の改善を図るための組織として、本法科大学院の開設当初から、2名の専任教員により構成される自己点検・評価委員会が置かれていたが、平成17年度末以降は委員を4名（平成19年度のみ5名）に増員強化して活動にあっている。【解釈指針5-1-1-2】

自己点検評価書の作成や外部評価の実施については9章に記述する。

資料「各種委員会の構成員」

委員会名	委員長	委 員			
教務委員会	永井	山本	下村	飯田	豊田
入試委員会	小橋	松本(副)	杉原	藤田	
自己点検・評価委員会	西谷	浅野(副)	永井	松本	
図書委員会	河内	山本	下村	上田	
学生委員会	上田	(クラス担任)			
編集委員会	浅野	河内	村上		
臨床教育委員会	下村	豊田	中園		
キャリア支援委員会	瀧	飯田	松山	中園	
予算委員会	小橋	杉原	藤田		
セクハラ相談員	西谷	浅野			

* (副)は副委員長

(出典:平成20年4月教授会資料)

（2） 教育の内容及び方法の改善を図るために、自己点検・評価委員会が中心となって、学生による授業評価アンケート、ピア・レビューの実施を行い、これらの資料をもとにFD研修会を開催している。

（ア） 学生による授業評価アンケートについて

学生による授業評価アンケートは、「リーガルクリニック」「エクスターンシップ」「模擬裁判」を除き、学期の中間と学期末に授業ごとに行っている。学期中間にも行っているのは、学生の意見がその学期の授業に反映されるようにするためである。学期の中間は、「教材について」「授業について」「その他」の3項目の自由記述、学期末は、これらの3項目に加えて、「予習について」「復習について」「難易度について」「教材について」

「質問への対応について」「新しい知識の修得について」「満足度について」の7項目の多肢選択式としている。その調査結果は、各授業の担当教員に配付するほか、全授業分を冊子にまとめ、全専任教員に配付している。なお、「リーガルクリニック」「エクスターンシップ」「模擬裁判」については、授業終了時に別途アンケートを実施し、担当教員および専任教員に配布している。

別添資料 12「近畿大学法科大学院自己点検・評価報告書 第2号」資料 13
授業評価アンケート集計

上記別添資料にみられるとおり、学期末アンケートの回答率は平成18年度前期、後期、19年度前期、後期とそれぞれ、69.3%、61.3%、62.2%、58.4%であった。アンケート実施の意義を高め、回答率の低下をふせぐためにも、学期中間アンケートの終了後の第一回目の授業の際に、各教員がアンケートに記載された要望や意見に対して、学生に対しては何らかの回答を行うこととし、また、回答の内容を明確にし、またアンケート結果と照らし合わせて授業の改善方法に関する情報を教員間で共有するためにも、回答内容を文書化して公開している。平成17年度後期は、経過措置として専任教員のみ、回答を文書化し公開することとし、平成17年度末に作成した『自己点検・評価報告書』においてこれを実施した。しかし、この措置においては、回答文書の形式が定まっていなかったために体裁や分量に差異が生じており、この点の統一化を図るため、回答項目を明記したリフレクションペーパー《資料「授業評価アンケートリフレクションペーパー記載項目」参照》を作成し、18年度からは非常勤教員を含む全授業担当教員についても回答の文書化と公開を実施している。【解釈指針5-1-1-3(1)】

資料「授業評価アンケート リフレクションペーパー記載項目」

【中間授業アンケート】

1. 授業アンケート内容の概要(授業アンケートの内容についてまとめてご記入ください。)
2. 学生へのコメント(アンケート内容について、学生にどのようなコメントをされましたか。学生へのアドバイスも含め、その内容についてご記入ください。)
3. 授業の特徴(授業の特徴や授業方法で特に工夫されている点があれば、ご記入ください。)
4. 課題(授業アンケート内容を踏まえて、ご担当の授業につき今後の課題と思われる点があれば、ご記入ください。)

【学期末授業アンケート】

1. 授業アンケート内容の概要(授業アンケート内容の概要についてご記入ください。中間期アンケートと比較して、今回のアンケート内容に何らかの変化がありましたか。変化があれば、それがわかるような形でまとめてください。)
2. 授業の自己評価(2回のアンケートを踏まえて、ご担当の授業についての全体的な自己評価を伺えれば幸いです。)
3. 学生へのアドバイス(学生へのアドバイスがあればご記入ください。)

(出典:授業評価アンケート リフレクションペーパー)

(イ) ピア・レビューの実施

非常勤教員による授業を含めた全授業(「リーガルクリニック」「エクスターンシップ」)

「模擬裁判」を除く）について、ピア・レビューを行っている。学生による学期中間アンケートの終了後の第6回、第7回、第8回の授業のうち教員の指定した回に、専任教員のうちの2名が授業に出席し、報告書を提出する形で行っている。当初は每期全授業について行なっていたが、平成20年度からは、全授業について3年間に1度順番がくるような仕組みで、每期約3分の1の科目について行うこととした。これは、従来と同様の授業科目と担当者については、4年間のピア・レビューにおける取り組みの結果、評価がほぼ定まってきたために、必ずしも每期全科目について行う必要がないと判断されたためである。そのため、新規科目については優先的に行なっている。しかし、優れた授業や多様な授業方法をみることにより、レビューを行う教員が学ぶことも多いため、従来の科目と担当者でも3年に1度は対象とすることとした。

ピア・レビューを行う教員には、レビューする授業に対する学生のアンケート結果を予め配付している。受講者が5名以下の授業に対しては1名の教員がレビューを行う。レビューする教員の1名は、担当科目の内容が比較的近く、レビューする科目に対する基本的理解と関心が高いと思われる者を選んで依頼している。他の1名は、相互性の観点からむしろ異分野の教員に依頼している。非常勤教員など、依頼教員以外も参加は自由である。

ピア・レビューの結果は全科目の報告書を本法科大学院授業担当者全員に冊子にまとめて配付し、参考に供している。【解釈指針5－1－1－3（1）】

（ウ） FD 研修会

本法科大学院では、前述の（2）学生による授業評価アンケート、（3）ピア・レビューの実施に伴い、教授会での議論などを前提により検討を深め対策を講じるために、専任教員によるFD研修会を毎期一回定期的に開催している。平成18年6月に第3回、12月に第4回、平成19年6月に第5回、12月に第6回が開催され、次のような点が検討されている。

(i) 予習量が多すぎて、復習ができない状態となっていることがアンケートなどからうかがえることに対して、科目ごとにみるのではなく、全体としての量を調整する必要があることが確認された（第3回）。その結果、予習量や授業の難易度が改善の方向にある例も示されたが、いまだ不十分な点があるのではないかということについて継続的に議論がなされている（第4回以降）。

(ii) 復習する時間がとれないこと、復習が適切になされていないために基礎知識が身についていないことがアンケートや授業からうかがえることに対して、復習課題の提示や小テストの実施例を紹介し、その成果や注意点を議論した。

(iii) 学年ごとに問題点を検討した。1年生については、個人面談の結果、勉強方法の確立や期末試験に対する不安があることが明らかにされた。完全未修者に対しての細かい対応がなされるべきことについても確認された。2年生については習熟度別クラスがおおむね好結果を生んでいることが確認された。一部の3年生については知識の正確度を高める必要があるという指摘がなされた。

(iv) 双方向・多方向の授業が必ずしも十分な結果を生んでいないのではないかが議論された。院生の発言する声が小さいこと、双方向・多方向では院生の理解が不十分になる場合があることが問題としてあげられた。対策としては、発言する院生に注意を喚起することと、必要な範囲での講義形式の採用が確認された。

(v) 演習の方法や各科目の関連を理解した学習方法について、現状が紹介された。実際

の授業内容について分野ごとに紹介がなされた。

(vi) 平成19年の新司法試験の短答式の結果が悪かったことについて、授業や学習による基礎知識の確認の重要性が論じられた。【解釈指針5－1－1－1】

基準 5－1－2

法科大学院における実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること。

（基準 5－1－2 に係る状況）

（１） 実務家教員における教育上の経験の確保については、FD 研修会、ピア・レビュー、実務家教員と研究者教員による合同授業や検討会が行われている。

（ア） FD 研修会

FD 研修会においては、分野ごとに授業内容の紹介が適宜なされている。実務家教員はこれらの研修会に参加し、教育上の経験を得ている。

（イ） ピア・レビューについて

専任である実務家教員は、学期ごとのピア・レビューに、レビューを行う側として参加していることで、教育経験の豊かな研究者教員の行っている授業を含め、法科大学院における教育方法の実際のあり方を知ることができる。実際に、授業方法について詳しく報告されている報告書からもうかがわれるように、実務家教員による熱心なピア・レビュー参加が行われている。

（ウ） 実務家教員と研究者教員による合同授業や検討会について

「模擬裁判」や「リーガルクリニック」は、実務家教員と研究者教員の両者が参加しており、そこでの事前・事後の検討会や話し合いにおいては、法科大学院における教育のあり方についての意見交換がなされている。また、実務家教員と研究者教員は個々に近接する専門分野についての教育方法等について日常的に意見交換をしている（例えば、瀧－山本－豊田（刑事法）、河内－下村－飯田（民法）の各教員の間などで意見交換が盛んである）。

（２） 研究者教員における実務上の知見の確保のためには、ピア・レビュー、「リーガルクリニック」における事例の検討、実務家教員が指導する模擬裁判への研究者教員の参加が行なわれている。

（ア） ピア・レビューについて

研究者教員は、法律基本科目、実務基礎科目、展開・先端科目において実務家教員の行う授業を聴講することによって、実務的観点からの法的知見を得ている。ピア・レビュー報告書においては、実務家教員の体験談や、法適用に関する実務上の問題点の指摘が、研究者教員に対して新鮮な刺激を与えていることが示されている。

（イ） リーガルクリニックにおける事例の検討

弁護士である実務家教員と主に民事系の研究者教員の参加する「リーガルクリニック」においては、毎回、事前に事案の概略について検討し、相談終了後もディスカッションを行なっている。

（ウ） 模擬裁判への参加

模擬裁判においては研究者教員を含む臨床教育委員会が実務家の担当教員とともにシラバスや教材を作成し、3日間にわたる実施にあたっては、専任教員に広く呼びかけてその参加を得ている。

（エ） これ以外にも、実務家教員と研究者教員は個々に近接する専門分野における教育方法について日常的に意見交換をしており、研究者教員の実務に対する知見の確保に貢献している。また、これまでに開かれた司法研修所における授業の傍聴や大阪弁護士会における新規登録弁護士の研修会などに各研究者教員が積極的に参加している。なお研究者教員による学外の実務的な審査会や審議会などの参加については『自己点検・評

価報告書』の第2部「教員の研究・教育・社会活動」Ⅲ学外活動における記述を参照。

【解釈指針5－1－2－1】

2 優れた点及び改善を要する点等

(1) 優れた点及び特徴

(ア) 学生による授業評価アンケート、ピア・レビュー、FD 研修会の開催など多角的な方法で、かつ積極的に自己点検・評価を行っている。

(イ) 学生による授業評価アンケートは、学期中の授業の改善や学生の要望への対応、また教員側からの説明やアドバイスを可能にするために、授業開始後約1カ月が経過した中間期に第1回目を行い、その結果がどのように反映されているかの確認も含めて、学期末に第2回目を行っている。

(ウ) 非常勤教員による授業も含めた全授業について3年周期で（每期約3分の1の授業について）、専任教員が2名ずつ参加して行うピア・レビューは、学期中における恒例行事として、教員側にも学生側にも定着しつつある。レビューした教員による報告書はすべてまとめられ、冊子として全教員に配付されている。

ピア・レビューは、新しい法科大学院教育における各教員の試行錯誤の成果を共有し授業の多様なあり方や改善方法について議論するために相応しい方法の一つであるとして、当初からその制度的導入が段階的になされたものであるが、実施の結果、自己の授業に対して他の教員から貴重な意見が得られるのみならず、他の授業を参観する意義も大きいことが認識された。特に、授業形式とソクラティック・メソッドの組み合わせ方や、学生の基礎知識の確認の方法、本法科大学院にふさわしい授業のレベルの模索などの、現段階で議論されている点について、他の授業の参観によって相互に得るものが大きいことが、ピア・レビュー報告書やFD 研修会での議論によって示されている。

さらに学生にとっては、授業参観の緊張感とともに、教員が授業の改善に積極的に取り組んでいる姿勢が示されることにより、教員との間に信頼感や親近感が生まれ、また、授業では通常接する機会のない教員とのコミュニケーションが生じるという副次的効果も伴っている。

(エ) 小規模の法科大学院であるため、特に専任の実務家教員と研究者教員の協力体制が整いやすく、日常的な教育方法等に関する意見交換が活発に行われている。

(オ) 学生による授業評価アンケートについては、その回答率をあげるための方策を講じている。アンケートに対するコメントを授業中に行うこと、およびリフレクションペーパーの作成を担当教員に依頼している。このリフレクションペーパーは、履修学生に公表し、全科目についてまとめた冊子を自習室に備え付け、全学生が閲覧できるようにしている。また、全教員にも配布している。

(2) 改善すべき点

(ア) 基準5-1-1の解釈指針5-1-1-3(2)に関わる、教育方法に関する講演会などを、FD 研修会の延長として行うことが有益ではないかと考えられる。

(イ) 研究者教員の実務に対する知見の確保について、司法研修所での授業の傍聴や弁護士会の研修などの機会を積極的に活用しているが、組織的・継続的な方法が確立されていないため、その検討をする必要がある。

(ウ) 授業評価アンケートやピア・レビュー報告書をもとにしたFD 研修会での議論もなされているが、改善の全体的な方向や指針についての共通理解や統一的な方法論の確認が十分には行なわれていないきらいがある。これは、法科大学院教育とは如何にあるべきかという問題でもあり、今後とも議論を重ねていく必要がある。とりわけ、本法科大学院の平成19年度における司法試験合格者数が僅少であったことは一つの大きな問題であり、この問題にどのように対処していくかについての共通の指針が得られるように、努めていく必要がある。

(エ) 学生による授業評価アンケートにおいて、従来にはほとんどみられなかったような、アンケートを行うことに対する懐疑的な意見が若干みられるが、これに関しては、教育の改善の努力と共に、学生と教員との信頼関係の維持・確立に向けた努力もなされていく必要がある。

第6章 入学者選抜等

1 基準ごとの分析

6-1 入学者受入

基準6-1-1

公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、各法科大学院の教育の理念及び目的に照らして、各法科大学院はアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。

（基準6-1-1に係る状況）

本法科大学院のアドミッション・ポリシーは、公平性・開放性・多様性を旨とし、多様なバックグラウンドを持ち、良き法曹となる資質を有する学生を広く受け入れることである。

多様な人材を確保するため、法学未修者の教育を主眼とした3年コースを標準としており、入学者の定員において既修者枠を設けないこととしている。

さらに法学未修者に対する入学者選抜の方法として、多様な社会的資質を十分に評価できるように、プレゼンテーションシートの評価についてきめ細かい基準を定めている。なお、本法科大学院が目標とする「東大阪市とその周辺にある、世界で活躍する中小企業の法的需要に応えられる法曹養成」との関係では、そのような法的需要に応えるために、プレゼンテーション・シートの評価の際に語学力や理科系の専門的スキルに対する加点を行っている。

また、本法科大学院で行っている小論文試験は、一般教養的・社会的な論題に関して、志願者の文章読解力、思考力及び表現力を問うものである。

このようなアドミッション・ポリシー及び入学者選抜の方法については、募集要項のほか、ホームページ・法科大学院パンフレットにおいても周知を図っているほか、新聞広告や学外での合同説明会や学内での説明会でも周知を図っている。また、小論文試験の問題及び既修者認定試験の各科目の配点と問題は、ホームページで公表されている。

【解釈指針6-1-1-2】

入学者選抜の実施については、法科大学院入学者選抜委員会規程に従い、法科大学院長を責任者とする法科大学院入学者選抜委員会が担当している。【解釈指針6-1-1-1】

資料「アドミッション・ポリシー」

本法科大学院の入学者選抜にあたっては、公平性、開放性、多様性を旨とし、多様なバックグラウンドを持ち、良き法曹となる資質を有する学生を広く受け入れます。

(1) 公平性を確保するために、本学出身者枠を設けるなどの優遇措置はいっさい講じず、志願者をすべて公平に扱います。また、法学既修者認定に際し、本学法学部出身者を含む法学部出身者を一律に法学既修者と認定することはいたしません。

(2) 開放性、多様性を確保するために、学部段階での専門分野を問わず、多様なバックグラウンドを有する者を広く受け入れることとします。また、社会人等にも広く門戸を開放し、入学定員の3割以上の合格者を社会人や非法学部出身者から選抜することをめざします。

(出典:近畿大学法科大学院ホームページ・近畿大学法科大学院募集要項 2009)

資料「法科大学院入学者選抜委員会規程」

第1条 法科大学院に入学者選抜委員会を置く。

第2条 本委員会は、公平性、開放性、多様性を旨とする本学法科大学院の入学者選抜に関する事項について検討することを目的とする。

第3条 本委員会は、前条の目的を達するため、以下の活動を行う。

- (1) 毎年度の入学者選抜に関する業務日程の調整及び募集要項原案の作成
- (2) 入学者選抜合否判定資料の作成
- (3) その他入学者選抜に関する事項の検討

第4条 本委員会は、法科大学院長(以下、学院長という。)が委嘱する教職員をもって構成する。

第5条 本委員会に委員長を置き、学院長が兼務するものとする。

第6条 本委員会の委員の任期は、2年とする。

第7条 本委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第8条 本委員会の事務は、法科大学院事務部において行う。

(出典:近畿大学学園例規集)

資料「各種委員会の構成員」

【基準5-1-1参照】

資料「入試説明会(平成20年度入試)」

6月30日(土) 読売新聞社法科大学院進学説明会 大阪梅田・福岡

7月 1日(日) 朝日新聞社法科大学院進学ガイダンス&講演会企画 大阪梅田

7月 7日(土) 読売新聞社法科大学院進学説明会 東京・名古屋

7月14日(土) 辰巳法律研究所梅田校

7月21日(土) 早稲田セミナー難波校

(出典:法科大学院資料)

基準 6－1－2

入学者選抜が各法科大学院のアドミSSION・ポリシーに基づいて行われていること。

（基準 6－1－2 に係る状況）

公平性・開放性・多様性を基本とするアドミSSION・ポリシーを実施するため、本法科大学院の入学者選抜においては、合格者の決定と既修者の認定を分離し、法律学についての学習の有無が合否を左右することのないようにしている。法学既修者認定試験（以下既修者認定試験という）は入学者選抜の合格者について実施するものとしており、入学者選抜において、いわゆる既修者枠・未修者枠等を設けることは行っていない。

入学者選抜は、募集定員約 50 人の A 日程と募集定員約 10 人の B 日程の 2 回の入試を実施している。

A 日程、B 日程ともに、志願者が多数の場合、主に適性試験の結果による第一次選抜（予備選抜）を行った後、以下の方法による第二次選抜（本試験）を行っている。

資料「第一次選抜（予備選抜）」

3) 予備選抜（入学者選抜受験者決定手続）

入学者選抜の志願者が多数の場合（おおむね本法科大学院の定員の5倍を超える志願者がある場合）、入学者選抜に先立って、予備選抜を行うことがあります。

予備選抜は、志願者が本法科大学院を志願する際に提出した統一適性試験の成績、学部等における学業成績、プレゼンテーションシートについての書類審査のみで行います。

予備選抜においては、統一適性試験の成績を重視しますが、その他の要素も総合的に勘案します。具体的には、適性試験の結果のみによって予備選抜の合格者を選抜することを原則としますが、プレゼンテーションシートの資格や経験欄等にとくに注目すべき事項のある志願者については、若干名を、適性試験の結果にかかわらず、予備選抜の合格者とすることがあります。

（出典：設置認可申請書）

（1） 入学者選抜は、平成 18 年度入試までは、500 点満点のうち、適性試験が 300 点、小論文試験が 100 点、その他（プレゼンテーションシート等）が 100 点の配点とし、適性試験を重視する方針をとった。

小論文の出題や、プレゼンテーションシートの採点について、法律学の素養が、他の素養と比較して有利に作用することのないよう配慮している。

資料「選考方法」

入学選考は、二段階で行います。

（1）第一次選考

書類審査（出願時の書類を総合評価し、選考します）

（2）第二次選考

第一次選考合格者に対し、小論文・面接を実施します。

※評価基準の配分

法科大学院適性試験(大学入試センター実施)－60%

小論文－20%

その他(面接・プレゼンテーションシート・学部成績等)－20%

(出典:近畿大学法科大学院募集要項 2006)

(2) しかし、開校以来3年間の入試実施状況の検討を踏まえて、平成19年度入試からは、以下のように、入試制度を改正した。

第1に、平成19年度入試からは上述の配点を、適性試験200点、小論文200点、その他100点と改めた。これは、公平性・開放性・多様性の確保の観点から、適性試験重視の原則に変更はないものの、小論文試験を含めて、3年間5回にわたる入学試験の実績を踏まえ、本法科大学院における独自の判断基準による選抜の比重を高めたものである。

第2に、既修者としてのみ入学を希望する志願者に対しては、小論文試験に代えて、既修者認定試験を受験することで、入学者選抜を受験するという方式をあらたに導入した。これは、そのような者に受験方法について選択の機会を与えようとするものである。

資料「選考方法」

入学選考は、二段階で行います。

(1) 第一次選考

書類審査(出願時の書類を総合評価し、選考します)

(2) 第二次選考(第一次選考合格者のみ):

①標準[3年コース]法学未修者－小論文^{※1}・面接

②短縮[2年コース]法学既修者－小論文^{※1}・面接・法律科目試験^{※2}・

③短縮[2年コース]法学既修者のみ^{※3}－法律科目試験^{※2}・面接

^{※1} 小論文は、教養的・社会的論題

^{※2} 法律科目試験は、「憲法」「刑法」「刑事訴訟法」「民法」「商法」「民事訴訟法」の計6科目を内容とする論述試験

^{※3} 法学既修者のみを志望する場合、小論文試験に代えて法律科目試験で第二次選考合格を判定します。但し、標準[3年コース]で合格することはありません。

(3) 第二次選考評価基準の配分

法科大学院適性試験(大学入試センター実施)－40%

小論文((2)の③で受験の場合、法律科目試験)－40%

その他(面接・プレゼンテーションシート・学部成績等)－20%

(4) 法学既修者認定試験

「憲法」「民法」「商法」「民事訴訟法」「刑法」「刑事訴訟法」の計6科目を内容とする論述試験を実施します。

※憲法(2問)90分、民事法系(民法2問・商法1問・民事訴訟法1問)180分、刑事法系(刑法2問・刑事訴訟法1問)135分

※商法第三篇商行為第十章保険および第四編海商は除く

(出典:近畿大学法科大学院募集要項 2009)

以上の改正は、法科大学院の志願者が全国的に減少傾向にあり（大学入試センター適性試験受験者数は、平成15年は39,350人、平成16年は24,036人、平成17年は19,859人と推移した）、また、その志願者の中心が法学部出身者、とりわけ現役の4年生に偏りつつある現状の中で、3年コースを標準とする司法制度改革審議会の答申の理念に忠実な法科大学院を実現するという目標を維持しつつも、基準6-2-2に詳述するように、できるだけ多数の優秀な学生を迎えるために柔軟な対応を試みようとするものである。

なお、この制度改正については、本法科大学院が、既修者枠、未修者枠を設けないとする基本方針を採用していることと両立するものであるのか否かについて、疑義がありうるかもしれないので、念のため、ここで説明する。

既修枠等を設けることに問題があると考えられるのは、なによりも、既修枠を本来あるべき数字より広く設けることで、法科大学院への入学者選考において法学部出身者を優遇することとなり、開放性・公平性・多様性を旨とすべき法科大学院の入学者選考のあるべき姿から制度が乖離してしまうおそれがあるからであろう。

本学の新方式では、既修者認定試験について各科目毎に採点を行い、1年次の履修が免除される全科目について偏りなく学習が済んでいることを確保するために、得点の上限を制約している結果、高得点者が少ない。そこで、法学既修者認定試験と小論文の得点を揃えることを目安として、法学既修者認定試験の得点を小論文試験の得点に換算している（100点満点換算で20点程度の調整）。

法学既修者認定が得られれば当然に合格するというような仕組みにはなっておらず、法学既修者認定が得られても、二次試験に合格しない限りは、当該受験生については不合格の判定をすることになっており、また、現実にもそのような場合に該当する受験生について、実際に複数回そのような判定がなされている。

ちなみに、新方式によって、既修者として合格したものは、平成19年度入試では15名、平成20年度入試では6名であった。

以上に鑑みて、新方式の導入は、本学の基本方針と両立しうるものであると考える。

基準 6-1-3

法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

（基準 6-1-3 に係る状況）

本法科大学院では入学者選抜に際して、自校出身者を優遇する措置は一切講じていない。

実際、自校出身者の入学者に占める割合は平成 16 年度で 30 名中 3 名、平成 17 年度で 44 名中 6 名、平成 18 年度で 37 名中 7 名、平成 19 年度で 48 名中 7 名、平成 20 年度で 42 名中 5 名に過ぎない。【解釈指針 6-1-3-1】

また寄付等の募集は行っていない。入学後も同様である。【解釈指針 6-1-3-2】

資料「出身大学別入学者数」

平成 18 年度入試		平成 19 年度入試		平成 20 年度入試	
大学名	入学者数	大学名	入学者数	大学名	入学者数
近畿大学	7	関西大学	9	立命館大学	7
関西大学	5	近畿大学	7	近畿大学	5
神戸大学	4	同志社大学	7	関西大学	4
香川大学	2	立命館大学	6	同志社大学	4
関西学院大学	2	大阪大学	3	大阪市立大学	3
京都大学	2	関西学院大学	3	その他	19
その他	15	京都大学	3		
		その他	10		

* 3 名（18 年度は 2 名）以上入学者があった大学のみ。

（出典：近畿大学法科大学院ホームページ）

基準 6－1－4

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

（基準 6－1－4 に係る状況）

入学者選抜は、適性試験、小論文試験、その他によって行っている。入学者選抜に関するデータについては、本人からの開示請求に応じている。

資料「入学試験の成績開示について」

平成 20 年度近畿大学法科大学院入学試験の個人成績について、下記の要領により開示いたします。

1. 開示内容

- (1) 第二次選考における総合得点および内訳
- (2) 法学既修者認定試験各科目得点および総合得点
- (3) 第二次選考および法学既修者認定試験の合格最低点

2. 請求手続

下記の書類を同封し、封筒表書きに「入試成績開示請求書在中」と明記のうえ、近畿大学法科大学院事務局宛てに郵送してください。郵送以外での受付にはお答えいたしません。

- (1) 住所、氏名、生年月日、近畿大学法科大学院入学試験の受験番号を記載した書面（様式自由）
- (2) 大学入試センター適性試験受験票原本（入学試験の個人成績と共に返送いたします）
- (3) 返信用封筒 1 通（定型封筒〔23.5×12cm〕に返信先の宛名を明記のうえ、簡易書留分 430 円切手を貼付してください。）

宛先：〒577-8502 東大阪市小若江 3-4-1 近畿大学法科大学院事務局

3. 請求期間

合格発表後の1カ月後から3カ月後まで

（出典：近畿大学法科大学院ホームページ）

（1） 適性試験

入学者選抜にあたっては、適性試験については500点満点中200点という高率での配点を行っている。適性試験を重視するのは、この試験が推論・分析の問題と文章の読解力・理解力を試す問題の両方を含むため、法科大学院での学習に必要な基礎的能力を判定するのに有益であると思われるからである。なお、本法科大学院では大学入試センター実施の適性試験のみを利用している。

（2） 小論文試験

本法科大学院で独自に作成・実施している小論文試験には500点満点中200点を配点し、志願者の文章の読解力・思考力・表現力と社会的な問題意識を問うために、教養的・社会的な論題を広く出題している。問題は、2問から3問で、文章の理解力を問うものと、自己見解の構想力・表現力を要求するものを併せて出題している。

(3) その他

残りの100点については「その他」とし、プレゼンテーションシート《本法科大学院独自のもの。別添資料4の募集要項中に含まれたフォームを参照》、学業成績証明書、その他の提出書類について審査を行い、必要に応じて面接の結果を参考にして採点を行っている。「その他の提出書類」としてとくに提出を義務づけているものはないが、推薦状、修士論文など広く志願者の資質を証するものを添付することが可能である。

プレゼンテーションシートには、資格・専門的スキル、学業成績、学業における自己評価、法曹をめざす理由、学業以外の活動実績、社会人としての活動実績（社会人のみ）が記載されている。

このうち、学業以外の活動実績については、比較的大きな記述領域を用意し、評価マニュアルに従って、学業成績に限らず、多様な学識及び課外活動・社会的経験の実績について、適切に評価されるよう配慮している。

上の、資格・専門的スキルについては、多様なバックグラウンドを有する法曹を育てるという観点から、法律に関係するものに限らず広く評価の対象としている。資格・専門的スキル以外についても、適切な評価が実施されるよう、評価のガイドラインを作成している。

なお、平成20年度までの入試においては、法学検定試験の2級合格者について加点を行うこととなっていた(旧司法試験の短答式試験の合格には加点していない)。これは、経済学検定等、法学部以外の学部の卒業生については、その専門領域についてのスキルを測定する検定試験の成績によって加点していることを考慮し、公平の観点から実施していたものである。しかし、今回の認証評価に際して示された、本項目の「分析に当たっての留意点」において、「法学未修者に対して…法学検定試験の結果を加点事由や考慮要素にすることは適切でない」との考えが示されていることを考慮し、本法科大学院がアドミッション・ポリシーとして掲げる「公平性・開放性・多様性」を入学者選抜においてより徹底するという趣旨から、法学検定試験についての加点は、平成21年度入試から行わないこととした。

「その他」の採点に際しては、2名の採点者を配置し、その協議と相互のチェックによって、公正な採点が行われるよう配慮している。

面接試験については、1名の志願者に対して2名の教員がそれを担当するが、それは、プレゼンテーションシートの評価に際して参考にするほか、法曹としての適格性を総合的に判断することを目的としている。そのため、面接試験には独自の得点は配分されていない。【解釈指針6-1-4-1】

基準 6－1－5

入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

（基準 6－1－5 に係る状況）

大学等の在学者については、プレゼンテーションシートに学業以外の活動実績についてのかかなり大きな記入欄を設けるとともに、語学検定試験などの各種検定試験を含めた資格・専門的スキルの記入欄を設け、評価マニュアルに従って、複数の審査員が審査を行うことによって適切な評価を行っている（6－1－4 についての記述も参照）。【解釈指針 6－1－5－1】

ただし、その活動実績について面接等で検証することにも限界があり、とくにボランティア等の記述に関し安易に加点することには、客観性や公平性の観点から問題のありうることを認識している。

社会人については、平成 16 年度入試は、大学を卒業して 3 年以上経った者を社会人として扱ったが、この方法では適切に社会人を識別することができないという懸念があったので、平成 17 年度入試から、社会人の定義を、「自営または企業公共団体等の勤務経験を 3 年以上有する者又はこれに準ずる者」と限定している。

社会人についても評価は、プレゼンテーションシートに、学業以外の活動実績、社会人としての活動実績の記入欄を設けるとともに、大学在学者と同様に語学検定試験などの各種検定試験を含めた資格・専門的スキルの記入欄を設けて実施している。その際、所属先等及び活動実績に応じて適切な評価が行われるよう、ガイドラインを作成している【解釈指針 6－1－5－2】

なお、法学関係以外の学部出身者または社会人経験を有する者の割合を入学者の中でみると、平成 16 年度が 73.3%、平成 17 年度が 52.3%、平成 18 年度が 48.6%、平成 19 年度が、39.6%、平成 20 年度が、47.6%となっている。《別紙 2（別紙様式 2）参照》【解釈指針 6－1－5－3】【解釈指針 6－1－5－4】

6-2 収容定員と在籍者数

基準6-2-1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないよう配慮されていること。

（基準6-2-1に係る状況）

本法科大学院の収容定員数は180名であるところ、各年度における在籍者数は別紙2（別紙様式2）の通りとなっており、在籍者数が収容定員を上回る状態は生じていない。なお、下記資料「入学年度別在籍者数」中の、17年度入学未修者2・3年生、18年度入学未修者2年生、19年度入学1年生は、原級留置者（休学者を含む）である。【解釈指針6-2-1-1】【解釈指針6-2-1-2】

資料「入学年度別在籍者数」（平成20年5月1日現在）

入学年度		入学	1年生	2年生	3年生	退学	修了
16年度	未修	24	0	0	0	3	21
	既修	6		0	0	0	6
17年度	未修	43	0	3	5	11	24
	既修	1		0	0	0	1
18年度	未修	35	0	6	22	7	
	既修	2		0	0	0	2
19年度	未修	41	6	30		5	
	既修	7		0	7	0	
20年度	未修	40	40			0	
	既修	2		2		0	
計			46	41	34		

（出典：法科大学院資料）

基準 6－2－2

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

（基準 6－2－2 に係る状況）

本法科大学院の入学定員は 60 名であるところ、平成 16 年度の志願者は 641 名、入学許可者は 99 名、入学者は 30 名（うち 6 名は既修者に認定）、平成 17 年度の志願者は 350 名（A 日程 316 名、B 日程 34 名）、入学許可者 137 名（A 日程 124 名、B 日程 13 名）、入学者は 44 名（うち 1 名は既修者に認定）であった。平成 18 年度の志願者は 231 名（A 日程 189 名、B 日程 42 名）、入学許可者 93 名（A 日程 84 名、B 日程 9 名）、入学者は 37 名（うち 2 名は既修者に認定）であった。平成 19 年度の志願者は、284 名（A 日程 233 名、B 日程 51 名）、入学許可者は 93 名（A 日程 86 名、B 日程 7 名）、入学者は 48 名（うち 7 名は既修者に認定）であった。平成 20 年度の志願者は、214 名（A 日程 192 名、B 日程 22 名）、入学許可者は 80 名（A 日程 75 名、B 日程 5 名）、入学者は 42 名（うち 2 名は既修者に認定）であった。《別紙 2（別紙様式 2）を参照》

志願者数の倍率をみると、平成 16 年度は 10.6 倍、17 年度は 5.8 倍、18 年度は 3.8 倍、19 年度は 3.1 倍、20 年度は 2.7 倍と減少しているが、志願者数の推移は、おおむね法科大学院適性試験の受験者数の減少率と対応している。しかし、とくに平成 19 年度入試では、この潮流に抗して出願者数の増加も生じているところである。これは、次に掲げるような制度改正（6－1－2 で詳述した）の成果であろう。

（1） 上記の乖離は、平成 16 年度入試においてとくに顕著であったことにかんがみ、平成 17 年度入試からは B 日程の入試も実施することとした。これにより、入学者数と入学定員との乖離は、平成 16 年度の 30 名から平成 17 年度の 16 名へと大幅に減少した。

（2） 平成 19 年度入試からは、基準 6－1－2 において記述したとおり、法学既修者の認定において、小論文試験に代えて、既修者認定試験を受験することで、入学者選抜を受験するという方式をあらたに導入した。これは、法学既修者としてのみ入学しようとする者に受験方法の選択の機会を与え、実際、志願者の増加につながったと考えられる。

（3） （2）とあわせて、基準 6－1－2 で述べたように、第二次選抜において適性試験の比率を下げた。これは、たまたま適性試験の点数が比較的低かったが高い能力を有する志願者の受験を従来よりも促進する副次効果があるのではないかと期待されるところであり、ある程度、その効果があったのではないかと考えられる。

なお、平成 17 年度以降の入学生（すなわち現時点でのすべての在学生）に関しては、厳格な進級・修了制限が導入され（ただし、修了制限は平成 19 年度中に廃止された）が、GPA を基準とした判定が行われており、6－2－1 でみたとおり、一定数の原級留置者が発生している。入学定員と、実際の入学者受け入れ数が乖離しないようにつとめることに、入学者選抜部門としては責任を負うことはいうまでもないが、自習スペースの確保や、少人数での授業実施に関する現実的な考慮からは、万が一にも入学定員数を上回る入学者が発生することにならないように慎重な判断につとめているところである。

以上のような志願者数の推移と制度改正の効果に照らせば、入学定員どおりの入学者数を確保することのみを目的とするのであれば、そのこと自体は実現可能であると思われる。しかし、この点については、開校に際し、本法科大学院長がホームページ上で発したメッセージにおいても述べたように、「我々の考える一定基準以上の方に入学者も

らうことを最優先すべきであると考え、大幅な人数の繰り上げ合格などの措置をとらないという方針に終始徹底」することとした。このような判断は、「法科大学院は、我が国最初の本格的なプロフェッショナルスクールであり、卒業時の結果さらに卒業後の社会貢献こそが問われる」との認識に根ざしたものである。

しかしながら、入学者数と入学定員との間に若干の乖離が存在していることは否定できない事実である。このことの原因は様々であると考えられるが、平成19年度及び平成20年度入試の志願者数の変化からも読み取れるように、前年の司法試験の短答式、最終合格の結果が、ある程度作用していることは否定できない。したがって、上記の方針を維持した上での入学定員と入学者数の乖離の是正には、究極的には、本学修了生の司法試験の合格実績の向上が求められていると考えられる。しかしこれは本法科大学院の全体の課題であって、入試制度のみによって達成されうるような性質の課題ではない。

なお、本法科大学院固有の責任を回避するつもりは全くないが、以上の問題の背景には、法科大学院の総定員と、司法試験の合格者数という問題も存在している。今後も、ここで問題にしているギャップが埋められない場合には、本法科大学院としてある程度定員削減という方向での検討の可能性もあると考えている。【解釈指針6-2-2-1】

資料「開校時院長メッセージ」

近畿大学法科大学院は、出願者総数 641 人に入学試験を行いました。定員 60 人に対し、合格者 72 人、追加合格者 27 人、入学許可者合計 99 人、その結果、入学者は 30 人でした。我々の考える一定基準以上の方に入学してもらうことを最優先すべきであると考え、大幅な人数の繰り上げ合格などの措置をとらないという方針に終始徹底しました。なぜなら法科大学院は、我が国最初の本格的なプロフェッショナルスクールであり、卒業時の結果さらに卒業後の社会貢献こそが問われるからです。

本学では、今回の司法制度改革の精神を具現化することに努めました。教員の陣容をはじめ教育方法やカリキュラム内容、資料調査の利便性などあらゆる面で万全の体制を敷くことが出来たのではないかと自負しています。しかしながら、本学法科大学院の成功の如何はあくまでここで学ぶ入学者の双肩に掛かっていると言っても過言ではありません。今回、本学入学者の顔ぶれを思うにつけ、私たちが高邁な目標に向かって進む「仲間」として最も頼むべき人材が揃ったのではないかと考えます。

2004 年 4 月 1 日、近畿大学は、大いなる未来に向かって、知的な刺激にあふれ、個性の活かされた素晴らしい法科大学院を創るための第一歩を踏み出しました。

2004 年 4 月 1 日 法科大学院長 佐藤幸治

(出典：近畿大学法科大学院ホームページ掲載資料)

2 優れた点及び改善を要する点等

(1) 優れた点及び特徴

(ア) 公平性・開放性・多様性を徹底して追求した結果、実際に多くの非法学部出身者と社会人出身の学生を集めている。これは、入学者選抜と既修者認定を分離することによって法学部出身者を優遇することを排除していること、多様なバックグラウンドをもつ人材を迎えるため、広汎な資格やスキルについて評価可能な入試のマニュアルを整備していること、適性試験を重視した入試を実施していることなど、によるものであると考えられる。

(イ) 基準6-2-2に詳述したように、単に定員を満たすのではなく、学生の修了後の社会への貢献を含めた長期的視野に立ち、厳正な審査の上で能力の高い志願者を選抜して入学許可を出すように努めている。

(ウ) 入学試験に関する個人情報について本人への開示体制を整備していることも評価に値する点であると考えられる。

(2) 改善を要する点

(ア) 入学者数が入学定員を下回っている点につき、これまでも対策を講じてきたが、さらに検討を重ねる必要がある。

入学定員を下回る状況が今後も継続する場合には、ある程度の定員削減という方向での検討を行う可能性もあると考えている。

(イ) 平成19年度入試以降、小論文試験に代えて既修者認定試験による受験を認めることとしたが、このことにより非法学部出身者や社会人からも多様な資質を備えた学生を受け入れる方針との齟齬が生じることがあれば、プレゼンテーションシートの評価方法を再考するなどの検討が必要である。

第7章 学生の支援体制

1 基準ごとの分析

7-1 学習支援

基準7-1-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各法科大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。

（基準7-1-1に係る状況）

（1）ガイダンス

授業開始に先立ち、入学者を含めた全員についてガイダンスを行っている。本法科大学院がめざしている「市民生活法曹」と「国際ビジネス法曹」の各々に従った履修モデルを掲載した『KINKI UNIVERSITY LAW SCHOOL Bulletin』、「法科大学院ガイダンス」、「時間割表」、「学習指導教員勉強会案内」（新入生のみ）、「WEBを利用した授業アンケートの回答方法について」（新入生のみ）、「セクシュアル・ハラスメント防止のためのガイドライン」（新入生のみ）を資料として配付し、本法科大学院での教育理念及び目的を改めて伝えるための法科大学院長からの挨拶、教務委員長による成績評価や履修手続等の教務事項の説明、修了生からのメッセージの後、学年別に重要事項についてのガイダンスを行っている。学年別ガイダンスでは1年生は法科大学院における学習の仕方について、2年生は演習科目履修上の留意点について、3年生は最終学年における取り組み方や新司法試験などについて説明し、学生との質疑応答を行っている。【解釈指針7-1-1-1】【解釈指針7-1-1-4】

資料「平成20年度法科大学院ガイダンス」

<日時>

平成20年3月31日（土） 午前10:30～

<場所>

全体ガイダンス-B館7階701教室

学年別ガイダンス-1年生701教室 2年生1001教室 3年生1002教室

<プログラム>

1. 法科大学院長挨拶-法科大学院長 小橋教授（予定）
2. 教務・学生（成績）関係について 教務委員長 永井教授
3. 第1期修了生メッセージ 矢倉良浩先生（弁護士・学習指導教員）
4. 学年別ガイダンス

<今年度担任教員>

学 年	学籍番号・クラス	担 任
1年生	0858510001～0013	杉原
	0858510015～0028	村上
	0858510029～0042	下村
	0758510043～平成19年度入学者	上田
2年生	クラス1	豊田
	クラス2	浅野

	3年生	TKCのお知らせ掲載	西谷 藤田 瀧 飯田 松本
＜配付資料＞ 1. 『2008 KINKI UNIVERSITY LAW SCHOOL Bulletin』 ＜別添資料 13＞ 2. 「平成 20 年度 法科大学院ガイダンス」＜別添資料 14＞ 3. 「時間割表」＜別添資料 5＞ 4. 「各種勉強会のお知らせ」(未修新入生のみ)＜別添資料 15＞ 5. 飯田先生レジュメ＜別添資料 16＞ 6. 「WEB を利用した授業アンケートの回答方法について」(新入生のみ) 7. 『WELLNESS 2008 HAND BOOK』(新入生のみ) 8. 「セクシュアル・ハラスメント防止のためのガイドライン」(新入生のみ) ガイダンス終了後、12時半より11月ホール地下「レストラン November」にて新入生歓迎懇親会を開催しますので、全員参加してください。 (出典:ガイダンス配付資料)			

(2) 履修指導

1 年次は全科目必修であり（「比較法史」「会計学」「法社会学」を除く。基準 2－1－2（3）における記述を参照）、2 年次以降の履修については、前年度の 12 月に一定期間を設けて、担当教員が履修に関する学生からの相談、指導にあたっている。平成 16 年度は、学生が自己の将来の法曹像についても履修と併せて相談できるように、実務家教員に担当を依頼したが、実務家教員が 1 年次の科目を担当していないこともあってか、相談件数が比較的少なかった。そこで 17 年度以降は、クラス担任と教務委員が担当している。その結果、学生の相談件数は増加している。

12 月に履修指導を行っているのは、学生の履修の予備登録を早期に提出させて、授業の教材準備を開始するためである。

資料「履修登録予備登録について」

来年度の履修登録の予備登録表を作成し、12/20(木)17 時までに提出してください。

履修についての留意事項を読み、作成してください。

履修相談は、教務委員の永井教授、下村教授、豊田准教授、担任教員、事務部までお願いします。

提出先: lawschool@itp.kindai.ac.jp

(出典:TKC 法科大学院教育支援システム「お知らせ」)

既修者として入学した 2 年生に対しても、ガイダンスや教員の個別指導や事務担当者との相談において、演習科目は応用的・発展的な問題を扱うこと、総合演習科目は理論と実務の架橋をめざし、実体法と手続法を統合的に学ぶことを理解させている。特に本法科大学院では、既修者として入学した学生は、平成 16 年度 6 名、17 年度 1 名、18 年度 2 名、19 年度 7 名、20 年度 2 名と少数であるため、個々の授業においても、教員が個別的にきめ細かい相談に応じることのできる状況にある。【解釈指針 7－1－1

- 3]

(3) 入学予定者とくに法学未修者に対する特段の配慮

入試合格発表後の入学予定者に対して、法科大学院での学習に対する準備を促すために、次のような支援を行っている。

(ア) 開講前補習

法学完全未修者(未修者の中には、法学部出身者と初めて法律を勉強する者とがいる。完全未修者とは、後者をさす)を主たる対象に、授業開始前に、法学における基本的な考え方を学習し、また法科大学院における双方向・多方向授業を予め経験することを目的として、憲法、刑法、民法の法律基本科目について、基礎的な内容の授業を各担当教員が開講前補習として行っている。

さらに、完全未修者には、法律文献の読み方や法解釈の基本的用語についての補習が必要であるという認識から、平成18年度以降の開講前補習には、法解釈の基本用語の意味についての授業と、法律文献と判例の読み方についての授業を2回組み込んでいる。後者は初歩的な法情報調査の内容を含むものであることを意図している。また授業内容との関連を考えて、入学前には前期開講科目についての基礎的な授業を行っている。なお後期開講科目については、平成19年度は、夏休み中に、刑事訴訟法の基本的な内容の補習と刑事裁判の傍聴を実施し、平成20年度は、刑事裁判と民事裁判の傍聴を予定している。また、刑事訴訟法に関しては、春休み中の開講前補習において、模擬裁判の傍聴も行っている。【解釈指針7-1-1-2】

資料「開講前補習」

平成20年度入学生対象

日 時		授業内容	担当者
3月17日(月)	10:30~12:00	はじめての法解釈学	下村信江
	13:00~14:30	「基本書」の読み方と「判例」の読み方	浅野有紀
3月18日(火)	10:30~12:00	憲法	上田健介
	13:00~14:30	民法	河内 宏
3月25日(火)	10:00~12:00	模擬裁判傍聴	瀧賢太郎
	13:00~14:30	刑法	豊田兼彦

*オリジナルテキスト使用、入学前推薦図書を参考書とする

(出典:入試合格者への案内)

(イ) 法学未修者に対して、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法について入門書的な内容の入学前推薦図書を指定し、開講前に読み終えておくように指示している。図書一覧は合格通知書とともに送付している。【解釈指針7-1-1-2】

資料「入学前推薦図書について」

法学部以外の学部出身者は、下記の図書を購入の上、開講までに読み終えておくこと。法学部出身であっても、未修者として入学する場合は、読み終えておくことが望ましい。

憲法

高橋和之『立憲主義と日本国憲法』(2005年、有斐閣)

行政法

藤田宙靖『行政法入門〔第5版〕』(2006年、有斐閣)

民法

米倉明『プレップ民法〔第4版〕』(2005年、弘文堂)

商法

藤田勝利・北村雅史編『プライマリー新・会社法』(2006年 法律文化社)

藤田勝利・北村雅史編『プライマリー商法総則・商行為法(第2版)』(2006年 法律文化社)

民事訴訟法

中野貞一郎『民事裁判入門〔第2版補訂版〕』(2005年、有斐閣)

＜初學者の方は、280頁までを何回か読んでください。＞

刑法

山口厚『刑法』(2005年、有斐閣)

刑事訴訟法

三井誠＝酒巻匡著『入門刑事手続法〔第4版〕』(2006年、有斐閣)

(出典：入試合格者への案内)

(ウ) 入学前メッセージとして、定期的に15回程度電子メールで情報を配信している。内容は、教員による各法分野の学習の内容、実務家教員による法曹経験者としてのメッセージ、在学生からの法科大学院での学習の様子を伝えるメッセージなどである。これは、入学予定者に本法科大学院での教育理念や学習の意義や将来の職業についての適切な理解を促し、入学後の学習に対する準備を進めてもらうためである。【解釈指針7-1-1-1】【解釈指針7-1-1-4】

別添資料 17「入学前メッセージ配信メール」

別添資料 18「前期必修科目の教科書・指定参考書一覧」

以上のように、本法科大学院の掲げる教育理念及び目的を学生に伝えつつ、履修指導を行っている。【解釈指針7-1-1-4】

基準 7-1-2

各法科大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされていること。

(基準 7-1-2 に係る状況)

(1) 専任教員によるオフィスアワーを設けて、希望する学生の個別的な教育・指導を行っており、各専任教員のオフィスアワーであれば、学生は自由にその教員の研究室を訪れ、質問などができるようにしている。研究室には6人がけのミーティングテーブルが備えられているため、学生に対して十分な空間的余裕を持って接することができる。

【解釈指針 7-1-2-1】

別添資料 13「KINKI UNIVERSITY LAW SCHOOL Bulletin 2008」p.30

オフィスアワー

非常勤教員については、一律のオフィス・アワーは設定していないが、6人がけのミーティングテーブルを備えた非常勤講師室において、授業の前後に学生からの質問や学習相談に応じている。

(2) 総合的な学習指導や生活相談、進路指導を行うために、クラス担任制を設けている。1クラスの規模は、15～20名程度であり、クラス担任は1年生の入学1カ月後や、各学年の前期末試験後など、必要と思われる時期に個人面談やメール配信などを行っている。平成18年度からは、クラス担任を学生委員会の構成員として、よりきめ細かな学習・生活・進路指導を行なっている。また、平成19年度からは、3年生に対して個別指導担当教員を決め、学習、生活上の悩み相談に応じる等、指導体制を強化している。

資料「クラス担任表」

【基準 7-1-1 (ガイダンス配付資料) 参照】

(3) 毎年3月上旬には、専任教員による個人面談の実施があり、個々の学生の学業成績評価をもとに今後の学習のあり方などについて学生と協議する場を設けている。専任教員が2人1組になり、各組は学生十数人との個人面談を実施している。

(4) 事務課には、学生相談カウンターが設けられており、学生が学習についての相談に常時訪れており、その相談内容が事務課から関係教員に伝えられている。

(5) 学習相談、助言体制を有効に機能させるための施設や環境の整備については、教員研究室、非常勤講師室、学習相談室としても用いるリーガルクリニック室と準備室、事務室の学生相談カウンターなど、施設の整備に努めており、小規模であるため学生と教職員の距離が近く、相談や助言に適した環境が整備されている。【解釈指針 7-1-2-2】

基準 7-1-3

各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること。

(基準 7-1-3 に係る状況)

(1) 学習指導教員(若手弁護士)3名が正規の授業ではカバーしきれない事項について、個々の学生の個別的な相談に応じて、補完的な指導、レポートの作成指導などを「学習指導室」で行っている。その他に、学習指導教員による行政法、商法、民事訴訟法に関する勉強会が開かれている。

資料「学習指導教員による学習指導・勉強会(20年度)」

【前期】

月曜日4時限 行政法勉強会(隔週)

月曜日5時限 個別相談

月曜日6時限 民事訴訟法勉強会(隔週)

火曜日5時限 個別相談(隔週)

火曜日6時限 商法勉強会(隔週)

【後期】

月曜日5時限 行政法勉強会・民事訴訟法勉強会(隔週)

月曜日6時限 個別相談

火曜日5時限 個別相談(隔週)

火曜日6時限 商法勉強会(隔週)

(出典:法科大学院資料)

(2) 2年生及び3年生から学生2名程度をティーチング・アシスタントとして採用し、授業の準備や授業に対する補助的な指導、勉強会などを必要に応じて行っている。

(3) 本法科大学院図書室には、おおむね司書の資格を有した専門職員がおり、学生の学習に必要な判例や論文などの法情報の調査を補助している(基準10-3-1(2)における記述を参照)。

(4) 法科大学院の授業では、基礎的な知識については授業では扱わず、自習が基本となる。そこで、とくに学生の法律基本科目に関する基礎知識の自習を効率化するために、「基礎知識および学習到達度確認システム」を導入している。

学生は、学内LAN及び自宅からのアクセスによりPC上で、択一式の問題に解答することにより、基礎的な知識及び学習到達度を確認することができる。その問題は、専任教員及び学習指導教員が協力して作成している。このシステムの開発と導入は、文部科学省の「平成16年法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」の一つに選定されたものである。

この「基礎知識および学習到達度確認システム」と同時に、夏・冬の休暇時に2回「基礎知識補強講座」を開催している。これは、法律基本科目の基礎知識に関し、主として基本的な概念や制度の理解を記述式で問うものである。

「基礎知識補強講座」と「基礎知識および学習到達度確認システム」の関係については、当初は基礎知識補強講座において、穴埋めや択一式の問題を出題し、それを「基礎知識および学習到達度確認システム」の問題として活用していく計画であった。しかし、

基本的な概念や制度の趣旨についての記述問題が、学生の知識の確認及び定着に有効であるとの認識に達し、このような記述問題はP C上での解答及び自己採点のシステムにはそぐわないため、「基礎知識補強講座」として別途行ない、択一式を中心とする「基礎知識および学習到達度確認システム」との相互補完を行うこととした。

(5) 学生が、将来の日本社会のあり方を視野に入れつつ、法科大学院での教育のあり方や法曹のあり方についての見識に広くふれる機会を持つことを目的として、各界の有識者による講演会を定期的を開催している（基準1－1－2（2）の記述と資料を参照）。

7-2 生活支援等

基準7-2-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。

(基準7-2-1に係る状況)

(1) 特待生制度

本法科大学院では、成績優秀者への特待生制度を設けており、入学者特待生は入学試験で一定基準の成績を収めた者のうち上位から、授業料全額免除5名、同半額免除12名をめぐりに決定することとしている。成績優秀者特待生は前年度に所定の基準を満たす成績を収めた者のうち上位から、最大で授業料全額免除5名、同半額免除12名を予定している。

運用状況については、下記資料「成績優秀者特待生の状況」のとおりであるが、特待生の在籍者数に占める割合は、平成18年度29%、同19年度36%、同20年度26%となっている。

資料「近畿大学法科大学院学則」

(奨学生)

第44条 学力優秀かつ品行方正で学生の模範と認められる者は、これを奨学生とすることができる。

- 2 奨学生に対しては、学費の全部又は一部を免除又は貸与する。
- 3 奨学生に関する事項は、別に定める。

(出典：近畿大学法科大学院学則)

資料「成績優秀者特待生の状況」

(単位：人)

年度	学年	入学者特待生		成績優秀者特待生	
		全額免除	半額免除	全額免除	半額免除
平成18年度	1年	4	5		
	2年	0	0	5	6
	3年			3	5
平成19年度	1年	13	4		
	2年	5	1	2	7
	3年			5	4
平成20年度	1年	6	6		
	2年	1	1	3	7
	3年			3	5

(注)入学者特待生の2年は既修入学者

(出典：法科大学院資料)

(2) 近畿大学奨学金制度

(ア) 奨励型奨学金制度には、給付奨学金と貸与奨学金がある。

近畿大学給付奨学金は、健康にして、特に人物・学業ともに優秀でありながら、経済的に学資の援助を受けることが必要であると認められ、学内の特待生でなく、他の奨学団体で給付を受けていないことを申込資格としている。単年度申請で、毎年6月に募集し、9月に年額30万円が交付されるが、平成18年度、同19年度とも法科大学院生には交付されていない。

近畿大学貸与奨学金は、教育の機会を均等に寄与するため、健康にして人物・学業ともに優秀でありながら経済的な理由で修学が困難な者に対して、学資の一部を貸与し学業を継続させることを目的としている。日本学生支援機構の第二種奨学金の家計基準を満たしていることを申込資格とし、単年度申請で、毎年4月に募集し、9月に年額80万円が無利子で貸与される。在学中の返還は猶予され、返還総額80万円の場合は、年額10万円を8回（8年）、返還総額160万円の場合は、年額10万円を16回（16年）、返還総額240万円の場合は、年額12万円を20回（20年）に分けて修了後に返還することになっている。

その運用状況は、平成18年度1年生7名、2年生5名、3年生4名、平成19年度1年生7名、2年生8名、3年生3名となっている。

（イ） 救済型奨学金制度には、災害特別奨学金と応急奨学金がある。

近畿大学災害特別奨学金（貸与・無利子）は、本大学院に在学している者で、過去5年以内に災害に遭い、「罹災証明書」の発行を受けた者で、経済的理由により修学が困難な学生に対して、1年度限りで年額60万円を一括して貸与し、修了後に一定金額を2～20年にかけて返還するものである。

近畿大学応急奨学金制度（貸与・無利子）は、本大学院に在学している者で、家計支持者の失職・破産・会社の倒産・病気・死亡等または火災・風水害等により家計が急変し、学業の継続が困難な学生に対して、1年度限りで年額60万円を一括して貸与し、修了後に一定金額を2～20年にかけて返還するものである。

平成18年度及び同19年度には、これらの奨学金制度の利用はなかった。【解釈指針7-2-1-1】

（3） 日本学生支援機構奨学金制度

日本学生支援機構奨学金は、経済的理由により修学に困難がある学生に対し貸与されるもので、第1種は無利子、第2種は有利子である。毎年4月に募集し、6月に交付が決定される。第1種は、貸与月数24カ月・36カ月、貸与月額8万8千円で、修了後14年（168回）・18年（216回）で返還する。第2種は、貸与月額5万円・8万円・10万円・13万円、貸与月額24カ月・36カ月の中から、学生が必要に応じて選択できるものである。貸与途中の月額変更が可能で、月額13万円を選択した場合、4万円または7万円の増額が可能となっている。貸与利率は、年利率3%を上限とし、貸与終了時に決定する利率で最後まで返還する利率固定方式または貸与終了後おおむね5年毎に見直しされる利率で返還する利率見直し方式のいずれかにより、12年（144回）から20年（240回）で返還する。

その運用状況は、下記資料のとおりであり、日本学生支援機構奨学金により、学生の半数以上が何らかの経済的援助を受けている。【解釈指針7-2-1-1】

資料「日本学生支援機構奨学金の貸与状況」

（単位：人）

年度	学年	1種のみ	2種のみ	1・2種併用	計
平成 18 年度	1 年	4	10	6	20
	2 年	7	6	4	17
	3 年	7	3	3	13
平成 19 年度	1 年	7	8	7	22
	2 年	5	9	9	23
	3 年	7	5	3	15

(注)既修入学者を含む

(出典:法科大学院資料)

(4) 小野奨学金

小野薬品工業創始者が設立した財団法人小野奨学会は、大阪府下の大学に在学し、学業人物共に優れ、健康で学資の支弁が困難と認められる者に奨学金の給付を行っている。本法科大学院生では、平成18年度2名、同19年度4名が採用され、月額6万円の給付を受けている。

(5) 教育ローン

教育ローンは、国民生活金融公庫によるものが無担保のうえ低金利（年率約 2.5%）で、学生一人につき200万円までの融資が受けられ、限度枠の範囲ならいつでも利用できる。返済期間は10年以内で、母子家庭、交通遺児家庭ではさらに1年延長ができる。銀行提携ローンについては、銀行と大学との提携により、非提携ローン比 0.3%～1.5%の優遇措置が取られており、融資金額は300～500万円以内、返済は毎月元利均等返済となっている。

(6) 法科大学院生教育研究賠償責任保険

法科大学院生教育研究賠償責任保険は、法科大学院協会からの要請を受けて、臨床実習に関わる新たなリスクに対応するために作られ、財団法人日本国際教育支援協会が運営・登録手続きを扱っているものである。保険の範囲は、臨床実習も含めて生活上の幅広い賠償責任に対するものとなっており、平成18年度から本法科大学院では大学の費用で全員加入している。

資料「法科大学院生教育研究賠償責任保険概要」

<補償の概要>

学生が、国内において、以下の事故を起こしたことにより、法律上の損害賠償を負担することにより被る損害を補償します。

- ◇ 正課・学校行事およびその往復中に、他人にケガをさせ(対人賠償)、もしくは他人の財物を損壊(対物賠償)したこと。
- ◇ 正課・学校行事としての臨床法学実習中に、依頼人の身体を不当に拘束することにより自由を侵害または名誉を毀損したこと。(人格権侵害補償)
- ◇ 臨床法学実習中に知り得た依頼人の個人情報に関し、口頭・文書・図面その他これらに類する表示行為によって依頼人の名誉を毀損またはプライバシーを侵害したこと。(人格権侵害補償)

(出典:法科大学院生教育研究賠償責任保険(略称:法科賠・Lコース)の概要)

(7) 学生健保共済会

学生健保共済会は、学生（会員）が心身ともに健康な生活を送ることのできることを目的として設立されており、健康増進事業と保険共済事業を展開している。後者の事業では、病気やけがについて治療後の診察料を給付している。また、学費補償制度も運営している。この年会費は 6,500 円である。

その医療費給付状況は、下記資料のとおりである。

資料「学生健保共済会医療費給付状況（法科大学院）」

年度	給付人数	給付件数	金額(円)
平成 18 年度	43	353	1,521,800
平成 19 年度	52	442	1,458,800

(出典:近畿大学学生健保共済会資料)

(8) 保健管理センター

保健管理センターは、医師や臨床心理士が常駐して、健康相談、応急手当、カウンセリング、健康診断などを行っており、治療が必要なときは医師や臨床心理士が医療機関へ紹介している。また、定期健康診断は、毎年4月下旬に行っている。委託医療機関及び附属医療機関も配備している。

保健管理センター健康相談等の曜日・時間及びその利用状況については、下記資料のとおりである。【解釈指針7-2-1-2】

別添資料 13「KINKI UNIVERSITY LAW SCHOOL Bulletin 2008」p.62-63

保健管理センター

資料「保健管理センター利用状況（法科大学院）」

(単位:人)

年 度	健康相談		応急対応		緊急対応		計
	男	女	男	女	男	女	
平成 18 年度	3	4	13	8	0	0	28
平成 19 年度	4	2	9	2	0	0	17

* 精神衛生相談・カウンセリングの利用件数は 18・19 年度とも 0 件

* 健康相談:医師による診察、健康に関する相談受付

* 応急対応:医師、看護師による応急手当

* 緊急対応:外部の医療機関へ搬送

(出典:近畿大学保健管理センター資料)

(9) 学生委員会及びクラス担任制

学生委員会の下にクラス担任制を設けて、学生の修学及び学生生活についての相談や助言を行う体制を整えている（基準7-1-2（2）における記述を参照）。【解釈指針7-2-1-2】

資料「各種委員会の構成員」

【基準5-1-1参照】

(10) セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメントについては、全学における委員会設置の規則に基づいて本法科大学院においても、ガイダンスの際に「セクシュアル・ハラスメント防止のためのガイドライン」を新入生に配付するほか、セクシュアル・ハラスメント相談員（男女教員各1名）を配置している。これまで相談は寄せられていない。【解釈指針7-2-1-2】

資料「近畿大学におけるセクシュアル・ハラスメント全学対策委員会規程」

(目的)

第1条 近畿大学におけるセクシュアル・ハラスメントの防止のために、近畿大学セクシュアル・ハラスメント防止指針に基づいて、近畿大学セクシュアル・ハラスメント全学対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（出典：近畿大学学園例規集）

7-3 障害のある学生に対する支援

基準 7-3-1

身体に障害のある者に対しても、受験の機会を確保するとともに、身体に障害のある学生について、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めていること。

(基準 7-3-1 に係る状況)

身体に障害のある者の受験については、第1次選考（書類審査）の合格者に対する第2次選考の通知書において、下記の資料の※のとおりに記し、実際の申し出に応じて可能な配慮を行うこととしている。【解釈指針 7-3-1-1】

資料「障害者への特別配慮」

※身体に障害があり、受験に際して特別の配慮を必要とする志願者は、事前に法科大学院事務部に申し出てください。

(出典：第2次選考について(通知))

平成20年度入試の実施に先立ち、2名の出願予定者から、視覚障害に対する特別の配慮について、問い合わせがあった。入試委員会で検討した結果、独立行政法人大学入試センターが法科大学院適性試験を実施する際に行っている視覚障害に対する特別の配慮と同様の措置を行うと回答し、出願を受け、拡大コピーによる問題用紙等の配布及び解答時間延長の措置を実施した。

本法科大学院は、全館バリアフリーになっており、点字ブロック、障害者用の駐車スペース、エレベーター、トイレ（1階）が整備されており、その点では身体障害者の受験や修学のための設備上の配慮が存在する。【解釈指針 7-3-1-2】【解釈指針 7-3-1-3】

障害の種類や程度に応じた特別措置及び組織的対応については、全学の組織である「近畿大学における障がいをもつ学生の支援検討委員会」の下で検討されており、事務課職員も委員として加わっている。

7-4 職業支援（キャリア支援）

基準7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

（基準7-4-1に係る状況）

キャリア支援については、平成18年度から実務家教員を中心に構成する委員会を新設した。その目的としては、裁判官、検察官、弁護士という異なった法曹のあり方について説明会を開催するなどの方法で、学生各自に自己の将来の法曹像をより具体的に検討する機会を提供すること、司法試験合格後の弁護士事務所への就職の相談窓口となること、司法試験に合格しなかった者への就職の相談窓口になることである。

司法試験合格者に対しては、将来の希望が弁護士か、検察官か、裁判官か、弁護士になるとして専門家を目指すのか、ジェネラリストを目指すのか、弁護士事務所に勤務するのか、インハウスローヤーとなるのか、そのために修習中にしておかなければならないこと、しておいた方がよいこと、その実態等進路を選択するに当たっての有用な情報を実務経験を踏まえて提供し相談に応じることである。

また、司法試験に合格しなかった者に対しては、企業法務、税理士法人、監査法人、弁理士法人、公務員等、法科大学院で習得した分析能力、論理能力、知識を活用できる場の求人情報を提供し、相談に応じることである。

（1） 各種行事について

平成19年度は、9月に検察庁見学、検察官との懇話会、10月にアジア極東犯罪防止研修所研修員との懇話会を実施した。

大阪地方検察庁の訪問においては、2年生と3年生の希望者13名が「検察の役割—社会正義実現のために」と題する広報ビデオを鑑賞したあと、検察庁と検察官の役割・業務についての説明や裁判員制度の導入に向けた検察官業務の改革の実情の説明を受けた。その後院生との質疑応答が行なわれた。さらに、証拠品保管室を見学し、証拠品担当事務官から説明を受けた。

アジア極東犯罪防止研修所研修員との懇談会では、外国からの刑事司法関係者と公正取引委員会からの日本人研修員との間で各国の刑事司法手続きについて説明や討論が行なわれた（これについては基準1-1-2における記述を参照）。

（2） 就職指導について

平成17年度修了生の司法試験合格者は3名であり、全員大阪修習でありかつ弁護士希望であったため、2カ月に1回程度面接を行った。その際、大阪の弁護士会や弁護士事務所に関する情報を提供し、修習の状況をききながら、相談に応じた。その結果、全員が集合修習の前に就職先が決定した。

また、司法試験に合格しなかった者への求人依頼（税理士法人、民間企業）があり、同採用担当者と面談し、卒業生にその情報提供を行なった。その結果、1名がNTTデータ関西の企業法務に就職決定した。【解釈指針7-4-1-1】

資料「各種委員会の構成員」

【基準5-1-1参照】

2 優れた点及び改善を要する点等

(1) 優れた点及び特徴

(ア) 履修指導が適切に行われるように、学生の相談状況をみて、指導を担当する教員の変更などの対応を行っている。

(イ) 学生の学習上の相談に事務課がきめ細かく対応し、関係教員に連絡しているために、各学年や各学生の学習上の問題や状況についての情報が多く得られる状況にある。

(ウ) 開講前補習については、開始以来、法学未修者に必要な教育内容が何であるかについて、授業における学生の対応や、その要望に応じることによって検討が重ねられ、適切な方向への変更がなされている。

(エ) 学生の学習効果を高めるために、17年度までは3人、18年度から新たな専門分野を担当する1人を加えた学習指導教員による勉強会ないし学習会が行われ、またティーチング・アシスタントによる学習指導が行われるなど、多様な形態での学習指導が行われている。

(オ) 「基礎知識及び学習到達度確認システム」の導入及び実施は、文部科学省の「平成16年度法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」の一つに選定された。

(カ) 学生の経済的支援に対する、種々の方法を提供しており、特待生制度は充実している。本学では救済型と給付型の両方の奨学金を用意している。日本学生支援機構奨学金制度の利用者は学生の過半数に達している。

(キ) 法科大学院の臨床実習に対応するために新設された法科大学院生教育研究賠償責任保険へ全員加入している。

(ク) 学生生活については、クラス担任制、学生委員会及びセクシュアル・ハラスメント相談員の設置のほか、全学的な学生健保共済会、保健管理センター、定期健康診断の実施などにより、その支援体制の整備に努めており、これらの制度・施設が有効に利用されている。

(ケ) 平成18年度に、新たにキャリア支援委員会を発足させたが、19年度においては、検察庁訪問による検察官の実際の業務内容の見聞や、アジア極東犯罪防止研修所の研修員との懇談会による他国の刑事司法の実情の見聞など、学生に幅広い体験の機会を提供している。就職指導についても、第一回司法試験合格者3名に対して、きめ細かい進路相談に応じることができた。その結果、早期の就職に寄与できたのではないかと思われる。

(2) 改善すべき点

(ア) 法学完全未修者に対しては、これまでも基本書や判例の読み方の学習会を行うなどして対応を試みているが、より抜本的な対応策が必要であると認識されており、その方法について検討する必要がある。

(イ) キャリア支援委員会の行事においては、19年度は検察官に焦点を当てたものを準備したが、20年度以降は、裁判官や弁護士、企業法務等さまざまな職業に広げて実施を検討していく必要がある。

(ウ) 今後において弁護士等の求人数は増大しないと思われるため、本法科大学院が小規模であることを考えても、これまでどおりきめ細やかに就職相談に応じる必要があると思われる。取得した能力を活かせる場（弁護士事務所、弁護士法人、税理士法人、監査法人等の士業・民間会社・官公庁・地方自治体）についての情報収集と学生・卒業生への情報発信をする一方で、これらの場に対するロースクールからの情報の提供・PRも必要である。

第8章 教員組織

1 基準ごとの分析

8-1 教員の資格と評価

基準8-1-1

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

(基準8-1-1に係る状況)

本法科大学院は、専門職学位課程の大学院法務研究科法務専攻として、既存の修士及び博士課程の大学院法学研究科とは独立した組織として設立されている。学生の入学定員は60名、収容定員は180名であり、制度上必要とされる最低限の専任教員数は12名であるところ、教員一覧(別紙2(別紙様式3))のとおり専任教員が17名(10月から18名)置かれている。専任教員の教育研究上の業績等については、本法科大学院『自己点検・評価報告書第2号』(別添資料12)及び近畿大学「研究業績データベース」において開示している(<http://rais.itp.kindai.ac.jp/researchdb/>)。【解釈指針8-1-1-1】

専任教員の内訳は、平成20年5月現在、①研究者専任教授9名(杉原・西谷・藤田・村上・河内・小橋・下村・浅野・松本)、②研究者専任准教授2名(豊田・上田)、③法学部兼任の研究者専任教授2名(山本・永井)、④実務家専任教授2名(松山・瀧)、⑤実務家専任准教授(中園)、⑥実務家みなし専任教授1名(飯田)である。

本法科大学院『自己点検・評価報告書』に示すように、①研究者専任教授9名については、それぞれの専門分野において既に確立した評価を得ている業績を有する者である(基準8-1-2における記述を参照)。②研究者専任准教授2名のうち、憲法の上田健介は、これまで内閣制度の比較法的研究を進めてきたが、近時は財政投融资と憲法の関係についても関心を寄せており、近時の業績として、「財政投融资の憲法的一考察(1)～(3)」近畿大学法学53巻3=4号、54巻3号、4号(2006～2007年)がある。授業は、「憲法A」、「公法総合」を担当している。刑法の豊田兼彦は、共犯の基礎理論と犯人庇護に関する諸犯罪を主たるテーマとして研究を進めてきている。近時の業績としては、「狭義の共犯の成立要件について」立命館法学310号(2007年)がある。授業は、「刑法A」、「刑事政策」、「特別演習(経済犯罪)」を担当している。③法学部兼任の研究者専任教授2名のうち、刑事訴訟法の山本正樹は、弁護権の実効的保障の問題(とりわけ接見交通の問題)を検討するとともに、現在は違法収集証拠排除法則の実効的保障の問題にも関心を示し、民事訴訟法の永井博史は、民事訴訟における当事者の陳述の法的規整(当事者聴取と当事者尋問の峻別論の見直しなど)に関心をもって研究を進めてきており、両名とも法学部・大学院法学研究科の教授としての教育上の実績を有する。④実務家専任教授2名、⑤実務家専任准教授1名及び⑥実務家みなし専任教授1名は、いずれも実務家として豊富な経験と識見を有し、多彩な活動を背景に、後継者育成の教育に対して強い熱意をもつ者である(基準8-3-1における記述を参照)。

これらの専任教員が、開講科目一覧の示すように、法律基本科目群公法系科目7科目すべてを(村上・松本・上田)、同民事系科目13科目中9科目を(藤田・河内・下村・永井)、同刑事系科目6科目中5科目を(瀧・山本・豊田・10月から着任予定の中森)、それぞれ担当し、また、実務基礎科目群中の必修科目としている4科目のうち3科目を

（松山・瀧・飯田・中園）担当している。それ以外の専任教授のうち1名（浅野）は基礎法学・隣接科目群中の法理学を、あとの3名（杉原・西谷・小橋）は、それぞれ展開・先端科目群中の国際公法関係、労働法関係、知的財産法関係の科目を担当している。さらに、本法科大学院の方針と実現可能性にしたがって設ける展開・先端科目群のうちで、それぞれ得意とする科目などを専任教員が担当している。

開講科目の中で専任教員が担当する科目以外の科目は、最高裁判所からの派遣教員並びに近畿大学法学部・他大学・法律実務家からの兼担・兼任の教員に担当を依頼している。本法科大学院の兼担・兼任教員は35名であり、その業績の主なものについては、本法科大学院ホームページ上の教員紹介欄において開示している。【解釈指針8－1－1－1】

非常勤教員については、厳しい状況の中で、基本的に研究教育の実績のある者を採用できていると考えているが、専任教員を補充するなどさらに一層の努力が必要であると考えている（基準8－2－2（2）における記述を参照）。

基準 8-1-2

基準 8-1-1 に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(基準 8-1-2 に係る状況)

本法科大学院は、現在 17 名の専任教員で構成されている。その内訳は、研究者専任教授 9 名（杉原・西谷・藤田・村上・河内・小橋・下村・浅野・松本）、研究者専任准教授 2 名（上田・豊田）、法学部兼任の研究者専任教授 2 名（山本・永井）、実務家専任教授 2 名（松山・瀧）、実務家専任准教授 1 名（中園）、実務家みなし専任教授 1 名（飯田）である。なお、平成 20 年 10 月からは、さらに研究者専任教授 1 名（中森）が加わることになっている。

別添資料 12『自己点検・評価報告書』に示すとおり、本法科大学院の研究者専任教員は、それぞれその専門分野において応分の研究業績を上げるとともに、大学における教育経験も豊かであって、すべて専攻分野につき教育上及び研究上相当の業績を有している者で構成されている。

教授杉原高嶺は国際公法専攻で、国際裁判と海洋法の研究を専門分野とし、前者の総括である『国際司法裁判制度』（1996 年、有斐閣）には、日本学士院賞が授与されている。近時の業績として『国際法学講義』（2008 年、有斐閣）があり、授業は「国際法 A（基本構造）」、「国際法 B（紛争解決）」、「国際法事例演習」を担当している。同西谷敏は労働法専攻で、これまで日独比較労働法研究に力を注ぐとともに、わが国の労働法関係につき、多分野にわたって多くの著書・論文を発表してきた。近時の業績としては、『労働組合法〔第 2 版〕』（2006 年、有斐閣）がある。授業は、「労働法」、「労働法事例演習」を担当している。同藤田勝利は商法専攻で、航空運送法や新・会社法の研究を進めており、近時「2003 年 12 月 26 日名古屋地裁・中華航空機事故訴訟判決によせて」（『航空宇宙法の新展開』（2005 年）所収）を発表した。また弁護士としての実務経験も積んでおり、授業は「商法演習 A（会社法各論 1）」、「商法演習 B（会社法各論 2）」、「現代商取引法」、「民事法総合演習」を担当している。同村上武則は行政法専攻で、平成 20 年 4 月に着任した。とくに行政法基礎理論や地方自治、給付行政などに関心を寄せており、近時の業績として、「宝塚市パチンコ店規制条例事件と法治主義」（『高田敏先生古稀記念論集』（2006 年）所収）がある。授業は、「行政法」、「行政法演習」、「公法総合」、「特別演習（現代地方自治論）」を担当している。同河内宏は民法専攻で、これまで法人論を中心に研究を進めてきた。近時の業績として、著書『権利能力なき社団・財団の判例総合解説』（2004 年）や論文「非営利法人の収益事業について」（『原島重義先生傘寿「市民法学の歴史的・思想的展開」』（2006 年）所収）がある。授業は「民法 C（債権各論・家族法）」、「民法演習 A（判例演習）」、「民法総合」、「民事法総合演習」を担当している。同小橋馨は、知的財産法専攻で、これまで特許法と著作権法に関心を寄せ研究を進めてきた。近時の業績としては、「特許付与手続の再考察」（『中山信弘先生還暦記念論文集』（2005 年）所収）がある。授業は、「知的財産法 A（特許・実用新案・意匠）」、「知的財産法 B（著作権・商標・不当競争）」、「知的財産法判例演習」を担当している。同下村信江は民法専攻で、抵当権の物上代位や先取特権の特質の解明に向けた多くの論文を発表

し、現在は質権の要物契約法についての検討を進めるとともに、民事責任の領域にも研究意欲を示している。近時の業績としては、「フランスにおける動産質（1）（2）」（近畿大学法科大学院論集1・3号、2005・2007年）がある。授業は、「民法B（債権総論・担保物権）」、「民法演習B（事例演習）」、「民事法総合演習」、「民法総合」、「金融担保法」を担当している。同浅野有紀は法理学専攻で、権利論と秩序論を中心に研究を進め、既に単著『法と社会的権力』（岩波書店、2002年）を公刊して天野賞を受賞し、現在は自己決定権の問題に取り組み中である。近時の業績として、「権利と法秩序—自己決定権論の一側面」（民商法雑誌134巻3号、2006年）がある。授業は、「法理学」、「特別演習（不法行為法の法哲学的検討）」を担当している。同松本哲治は憲法専攻で、人権論を中心に研究を進め、法科大学院向けに作成され好評を得ている『憲法 Cases and Materials 人権〔基礎編〕』及び『同〔展開編〕』（有斐閣、2005年）の共同執筆者の一人に加わっている。授業は、「憲法B（基本的人権の基礎）」、「憲法演習A（基本的人権）」、「憲法演習B（憲法訴訟）」、「公法総合」を担当している。同山本正樹は刑事訴訟法専攻で、とくに捜査や弁護を中心に研究を進めており、「接見交通権の保障」に関する論稿などがあるほか、近時の業績として「違法収集証拠の排除法則に関する一考察」（『鈴木茂嗣先生古稀祝賀論文集・下巻』（2007年）所収）がある。授業は、「刑事訴訟法」を担当している。同永井博史は民事訴訟法専攻で、とくに民事訴訟における当事者の陳述の法的規制につき研究を進めている。近時の業績として「当事者尋問及び当事者聴取における自白の成否」（近畿大学法科大学院論集第2号、2006年）がある。授業は「民事訴訟法」、「民事法総合演習」を担当している。（なお、准教授の業績の概要については、基準8-1-1における記述を参照）。

実務家専任教員も、現在、それぞれ弁護士として活躍中であり、すべて裁判実務、検察実務や弁護実務に優れた知識・経験を有する者から構成されている（実務家専任教員の実務経験の詳細に関しては、基準8-3-1における記述を参照）。

各専任教員の業績については、各教員から提出された「個人活動報告書」をもとに、本法科大学院の『自己点検・評価報告書』において開示しており、また各教員の最近の研究業績については、近畿大学法科大学院ホームページからアプローチできる「研究業績データベース」（<http://rais.itp.kindai.ac.jp/researchdb/>）においても開示している。【解釈指針8-1-2-1】【解釈指針8-1-2-2】

なお、上記のように、本法科大学院専任教員中教授2名（山本・永井）は、法学部の教員に算入される教員であるが、その人数は、専任教員17名中3分の1以内の2名にとどまっている。【解釈指針8-1-2-3】【解釈指針8-1-2-4】

基準 8－1－3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

（基準 8－1－3 に係る状況）

（1）専任教員の採用・昇任

専任教員の任用及び昇格の基準は、「法科大学院教員選考基準」による。法科大学院設置時の同基準は、学校教育法による大学教員制度の変更に伴い改正され、平成19年4月1日から新基準が施行されている。同「基準」によれば、「専任教員の任用及び昇格に当たっては、人格、識見、経歴、研究教育経験、実務経験、健康状態、年令及び担当科目の性質などを考慮し」、原則として次のような条件により判断することになっている。

まず「教授」については、「専攻分野について教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者」であって、①大学における研究歴（大学院博士後期課程における研究歴を含む。以下、同じ。）及び法曹としての実務歴をあわせて、おおむね10年以上の経歴を有する者（ただし、研究者教員については大学における教育歴、実務家教員については法曹としての実務歴を、おおむね5年以上有することを要する）、または②その他、企業、公私の研究教育機関等に所属し、①の者と同等以上の研究教育能力を有すると認められる者とする。

「准教授」については、「専攻分野について教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者」であって、①研究者教員については大学における研究歴及び教育歴をそれぞれおおむね5年以上、実務家教員については法曹としての実務歴をおおむね5年以上有する者、または②その他、企業、公私の研究教育機関等に所属し、①の者と同等以上の研究教育能力を有すると認められる者とする。

また、大学院修士課程を修了した者又は法科大学院の課程を修了し司法試験に合格した者で、法科大学院の教員として将来性に富むと認められるものは、「助教」として任用することができ、任期は1年とするが4回を限度として更新できることになっている。

教員昇格人事の手続については、構成教員数が現在17名と少ないことも考慮して、さしあたり法科大学院長が専門分野の教員との協議をふまえて発議し、人事教授会で選任された3名の審査員による審査を経て、人事教授会で決定することになっている（平成17年4月11日教授会決定）。任用手続についてもこれに準じることになるが、とくに著名大学の教授であって学界でもすでに定評がある者については、さしあたり専門分野の教員の予備審査を経て人事教授会で審査・決定する方式によっている。なお、教授会と人事教授会の区別については9－1－1の記述を参照。

資料「法科大学院教員選考基準」

近畿大学法科大学院教員の任用及び昇格にあたっては、人格、識見、経歴、研究教育経験、実務経験、健康状態、年令及び担当科目の性質等を考慮し、原則として次の条件を基準とする。

1 次の各号の一に該当し、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者は、教授とすることができる。

(1) 大学における研究歴(大学院博士後期課程における研究歴を含む。以下、同じ。)及び法曹としての実務歴をあわせて、おおむね10年以上の経歴を有する者。ただし、研究者教員については、大学における教育歴をおおむね5年以上、実務家教員については、法曹としての実務歴をおおむね5年以上有することを要する。

(2) その他、企業、公私の研究教育機関等に所属し、前号の者と同等以上の研究教育能力を有すると認められる者。

2 次の各号の一に該当し、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者は、准教授とすることができる。

(1) 研究者教員については、大学における研究歴及び教育歴をそれぞれおおむね5年以上、実務家教員については、法曹としての実務歴をおおむね5年以上有する者。

(2) その他、企業、公私の研究教育機関等に所属し、前号の者と同等以上の研究教育能力を有すると認められる者。

3 修士課程を修了した者又は法科大学院の課程を修了し司法試験に合格した者で、法科大学院の教員として将来性に富むと認められるものは、助教として任用することができる。

ただし、助教の任期は1年とし、4回を限度として更新できるものとする。

(出典：法科大学院資料)

(2) 非常勤教員の採用

非常勤教員の採用については、当該担当科目の教育能力に重点を置きつつ専任教員の任用基準に準じて判断するものとし、関係専門分野の教員による選考及び教務委員会における調整を経て、法科大学院教授会において審議・決定するものとしている。兼任教員についても同様である。

8-2 専任教員の配置と構成

基準 8-2-1

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

（基準8-2-1に係る状況）

本法科大学院は専門職学位課程の大学院法務研究科法務専攻として、既存の修士及び博士課程の大学院法学研究科とは独立した組織である。本法科大学院の入学定員は60名、収容定員は180名であるため、法科大学院に最低限必要な教員数は12名であるが、教員一覧（別紙2（別紙様式3））のとおり専任教員を17名（10月からは18名）置いている。【解釈指針8-2-1-1】【解釈指針8-2-1-5】

専任教員17名の内訳は、教授14名、准教授3名、そのうち実務家は教授3名、准教授1名であり、専任教員の82%が教授となっている。【解釈指針8-2-1-2】

法律基本科目については、憲法に教授1名・准教授1名、行政法に教授1名、民法に教授2名、商法に教授1名、民事訴訟法に教授1名、刑法に准教授1名、刑事訴訟法に教授2名（うち実務家専任1名）の専任教員を置いている。各科目を担当する教授陣は、教育研究業績とも当該科目を適切に指導できる教員であるとともに、准教授2名も、授業アンケート等での評価にもあるように、当該科目を適切に指導できる専任教員である。

【解釈指針8-2-1-3】

基準 8-2-2

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

(基準 8-2-2 に係る状況)

(1) 専任教員の科目別配置等については、法律基本科目以外にも、本法科大学院の教育目的にとって重要な科目に専任教員を配置するよう努めている。

本法科大学院では、法曹として求められる基本的資質や幅広い社会的視野を身に付けさせ、「国民の社会生活上の医師」にふさわしい法曹（市民生活法曹）の養成を目指している。そのため、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目として多数の科目を開設し、専任教員が「法理学」、「知的財産法 A・B」、「知的財産法判例演習」、「金融担保法」、「労働法」、「労働法事例演習」、「現代商取引法」、「刑事政策」、「特別演習（民事執行・保全）」、「特別演習（損害賠償責任法）」、「特別演習（不法行為法の法哲学的検討）」、「特別演習（経済犯罪）」などを担当している。

また、法曹としての基本的資質を前提に、諸外国の弁護士サービス等の進出に対抗していけるだけの能力を備え、さらに、本法科大学院の立地環境の特性にかんがみ、中小規模の企業の法的需要に十分応えられる国際性豊かな法曹（国際ビジネス法曹）の養成をも目指している。そのため、展開・先端科目群に「国際私法」、「国際取引法」、「国際経済法」など、国際法務関係の科目を多く取り揃え、そのうち「国際法 A・B」、「国際法事例演習」は、専任教員が担当している。【解釈指針 8-2-2-1】

(2) 専任教員の年齢構成については、資料に示すとおり、平成 20 年 5 月 1 日現在で 60 才台 8 名、50 才台 2 名、40 才台 1 名、30 才台 6 名となっている。平均年齢は教授 56.1 才、准教授は 34.3 才、あわせると 52.3 才となる。【解釈指針 8-2-2-2】

資料「専任教員の年齢構成」

	60 才台	50 才台	40 才台	30 才台
教 授	8 名	2 名	1 名	3 名
准教授				3 名

* 年齢は平成 20 年 5 月 1 日現在

(出典：法科大学院資料)

8-3 実務経験と高度な実務能力を有する教員

基準8-3-1

基準8-2-1に規定する専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

(基準8-3-1に係る状況)

(1) 本法科大学院の専任教員17名のうち、4名は専攻分野における5年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有するものである。

(ア) 実務家専任教授松山恒昭は、長野地裁判事補を振り出しに、東京地裁、大阪地裁、大阪高裁など、35年余の裁判官経験を有し、司法研修所教官の経歴もある。また、3年間の訟務検事の経験も有しており、平成20年4月に着任した。これまで民事訴訟・民事執行・民事保全を中心に、判例評釈や論文も多い。この経験や業績をふまえて、授業は「民事訴訟実務の基礎」、「特別演習（民事執行・保全）」、「エクスターンシップ」を担当している。

(イ) 実務家専任教授瀧賢太郎は、昭和47年の任命から20年間の検事経験と、平成4年から16年間の弁護士経験がある。東京地方検察庁特別捜査部での財政経済係検事、外務省出向在オランダ日本大使館一等書記官等を歴任し、米国カリフォルニア大学バークレーロースクールへの留学経験もある。弁護士登録後は、多数の事件を担当しているが、特に会社による背任事件や相続税法違反事件等の経済犯罪を多く扱っている。以上の経歴・実務経験をもとにして、同教員は「刑事訴訟法演習」「刑事法総合演習」「刑事訴訟実務の基礎」「模擬裁判」を担当している。

(ウ) 実務家専任准教授中園江里人は、平成9年に司法試験に合格、司法修習を終えて京都大学大学院法学研究科の助手となり、刑法の研究に従事した後に弁護士に転じた若手実務家であり、研究歴・実務歴双方の経験を有する貴重な存在である。平成20年4月に着任し、その経歴を生かして、授業は「刑事訴訟実務の基礎」「エクスターンシップ」を担当している。

(エ) 実務家みなし専任教授飯田俊二は、昭和54年の弁護士登録から29年間の実務経験を有する。日弁連交通事故相談センター理事や、大阪弁護士会民事紛争処理センター副委員長、日本知的財産仲裁センター関西支部長等を歴任し、大阪弁護士会法律相談センター研修や同民事紛争処理センター研修の講師を務める等、弁護士としての活動実績は豊富である。以上の経歴・実務経験をもとにして、同教員は「法曹倫理」「民事弁護演習」「特別演習（損害賠償責任法）」を担当している。

【解釈指針8-3-1-1】

(2) (1)(ア)の実務家専任教授が担当するのは上記科目で年間6単位、(イ)の実務家専任教授が担当するのは10単位、(ウ)の実務家専任准教授が担当するのは4単位、(エ)の実務家みなし専任教授が担当するのは6単位である。

なお、実務家教員は、教授会への出席をはじめ、教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担い、入学試験実施業務にも専任教員と同様に関わっている。【解釈指針8-3-1-2】

基準 8－3－2

基準 8－3－1 に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

（基準 8－3－2 に係る状況）

実務家専任教員 3 名及び実務家みなし専任教員 1 名の計 4 名とも、法曹としての実務の経験を有する者であり、それぞれの実務経験については、基準 8－3－1 に記載のとおりである。

8-4 専任教員の担当科目の比率

基準 8-4-1

各法科大学院における教育上主要と認められる科目については、原則として、専任教員が配置されていること。

(基準 8-4-1 に係る状況)

本法科大学院におけるカリキュラムは、法律基本科目群、実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群の4群から構成されており、課程の修了要件は、法律基本科目群58単位必修、実務基礎科目群8単位必修を含む12単位以上、基礎法学・隣接科目群4単位以上、展開・先端科目群12単位以上の合計94単位以上の取得となっている。そのうち必修科目は、法律基本科目群のうち25科目58単位及び実務基礎科目群のうち4科目8単位となっている。

そして開講科目一覧に示すとおり、法律基本科目群公法系科目は7科目すべて専任教員が担当することとなっている。同民事系科目は13科目中9科目、同刑事系科目は6科目中5科目を専任教員が担当することになっており、法律基本科目群での専任教員の担当率は、科目数では80.7%、単位数では80.0%となっている。また、実務基礎科目群のうち必修科目としている4科目のうち、「法曹倫理」「民事訴訟実務の基礎」は専任教員が担当し、「刑事訴訟実務の基礎」は検察官経験者の専任教員、弁護士の専任教員及び最高裁から派遣の兼任教員の3名が担当している。また、選択必修科目の「民事弁護演習」「エクスターンシップ」は専任教員が担当し、「模擬裁判」「リーガルクリニック」についても専任教員が担当者に加わっている。実務基礎科目群のみの専任教員の担当科目率は、科目数、単位数とも87.5%となっている。法律基本科目群と実務基礎科目群をあわせた必修科目全体で専任教員の担当科目率を見ると、科目数79.3%、単位数78.8%となっている。【解釈指針8-4-1-1】

8-5 教員の教育研究環境

基準 8-5-1

法科大学院の教員の授業負担は、各年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

（基準 8-5-1 に係る状況）

教員の授業負担は、教員一覧（別紙 2（別紙様式 3））に示すとおりである。法科大学院の授業にともなう負担は、従来の法学部などの授業負担と比較すると、授業準備に多大の労力を必要とするのみならず、授業後もこれに関連する中間レポートや課題に対する解答の添削・採点など、極めて重いものがある。それゆえ、充実した授業を実施するためには、専任教員の授業負担自体を、適正な範囲に限定していくことが不可欠である。

専任教員のうち、公法系科目担当者は憲法 2 名・行政法 1 名で、3 名とも法学研究科・法学部での兼担科目を含めても年間 17 単位以内となっている。民事系科目担当者は民法 2 名・商法 1 名・民事訴訟法 1 名で、法学研究科・法学部での兼担科目を含めて年間 17 単位以内となっている。刑事系科目担当者については、法学部兼任の 1 名は年間 22 単位であるが、法科大学院での担当はそのうち 2 単位であるため負担過剰にはなっていない。刑事系他 1 名は法学部・他大学非常勤を含めて 18 単位となっている。

基礎法学・隣接科目担当者、展開・先端科目担当者は 4 名とも、法学研究科・法学部及び他大学非常勤を含めて 20 単位以内となっている。また、実務家教員は 4 名とも、年間 10 単位以内の負担にとどめ、負担過剰にならないよう配慮している。【解釈指針 8-5-1-1】

基準 8－5－2

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

（基準 8－5－2 に係る状況）

本法科大学院は、法科大学院の教育目的に応じて、実践的できめ細かな教育方法を確保しながら高度の教育水準を維持し向上させるために、専任教員に対する研究専念期間制度を設けている。この制度は平成 17 年 2 月教授会で決定し、大学の決裁を経た後、同年 4 月 1 日から「近畿大学法科大学院研究専念期間制度に関する規程」を施行した。

この制度の対象者は法科大学院専任教員で、3 年以上継続して勤務したときに、6 月間の研究専念期間を取得する資格を得るものとしている。研究専念者の人数は前期・後期ともに 2 名以内とする。研究専念者には、授業の担当その他の教育上の負担を免除し、委員会業務その他の行政上の負担を免除するが、給与や個人研究費等については支給制限を設けることはないため、文字通り一定期間研究に専念することができる。

また、研究専念者が外国における在外研究をする場合には、近畿大学在外研究・出張規程が適用される。

本法科大学院も設置後 4 年を経過して教育体制が一応整ったので、研究専念期間の具体的な実施に向けて検討を始めており、平成 19 年 11 月から 12 月にかけて院長が、若手・中堅教員を対象に、研究専念期間の申請予定時期や研究専念期間中の担当授業の手当などに関しての意見聴取を実施した。現在、その結果に基づき、長期的な運用計画を検討中である。

資料「近畿大学法科大学院研究専念期間制度に関する規程」

（趣旨）

第 1 条 高度専門職業人たる法曹を養成するという法科大学院の教育目的に応じて、実践的できめ細かな教育方法を確保しながら高度の教育水準を維持し向上させるために、法科大学院の専任教員に対する研究専念期間制度を設ける。

（対象者および資格者）

第 2 条 専任教員は、その就任の日または研究専念期間終了の日から起算して 3 年以上継続して勤務したときは、6 月間の研究専念期間を取得する資格を有する。

2 専任教員は、前項の研究専念期間を取得することなく、その就任の日または研究専念期間終了の日から起算して 6 年以上継続して勤務したときは、1 年間の研究専念期間を取得する資格を有する。

（研究専念者の決定）

第 3 条 研究専念期間の取得者（以下「研究専念者」という。）の決定は、別に定める研究専念者選考委員会の議を経て、法科大学院長が決定する。

（以下省略）

（出典：近畿大学法科大学院研究専念期間制度に関する規程）

基準 8－5－3

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

（基準 8－5－3 に係る状況）

法科大学院の運営及び専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するために、法学部・法科大学院事務部長 1 名、法科大学院事務課に、専任職員 4 名（1 名産休中）、定時職員 1 名が配属されている。また、法科大学院図書室は中央図書館の分室として、中央図書館の閲覧部門と同様に業務委託により運営されている。

法科大学院事務課専任職員のうち 2 名は、平成 14 年 10 月 1 日に開設された法科大学院設置準備室に配属されていた者である。設置準備から各種委員会に関わり、法科大学院の設置の趣旨、教育の目的・理念を理解し、教育内容・方法等にも精通しており、法科大学院業務を遂行するにあたっての必要な資質及び能力を有している。

また、法科大学院図書室職員は、おおむね司書資格を有し、ロー・ライブラリアンとして教員の研究・教育及び学生の学習に必要な法情報調査・提供等を行うことができる。

2 優れた点及び改善を要する点等

(1) 優れた点及び特徴

(ア) 専任教員17名という小規模な法科大学院であることも幸いして、本法科大学院における専任教員間の意思疎通は、研究者教員間のみならず、研究者教員・実務家教員間でも、きわめて良好な状況にある。

(イ) 実務家みなし専任教員は、専任教員と全く同一の職責を果たし、本法科大学院の意思形成や運営に大きく寄与している。学則上は「教授会は、本法科大学院の専任教授をもって構成する。ただし、当分の間、非常勤の実務家専任教授については、実務基礎教育を中心とするカリキュラム編成等を審議する会議のみの構成員とすることができる」(この規定は、設置申請書作成当初に、実務家みなし専任教員の負担軽減を考慮し、カリキュラム編成等の会議への参加を必要最小限としたものであって、それ以上に教授会などの会議への積極的参加を望ましくないとする趣旨ではない)としているが、現実には、当初より実務家みなし専任教授も教授会の正規メンバーとして審議に参加する形で運用されてきており、議決権はもちろん、学院長選挙における選挙権も有している。また、実務家みなし専任教員は、専任教員とともに入試実施業務等にも試験委員として関わっている(基準9-1-1における記述を参照)。

(ウ) 学生の教育指導に関しても、実務家みなし専任教員を含め実務家教員全員が、実務基礎科目や先端・展開科目のみならず、法律基本科目それ自体、また法律基本科目の補充的な指導についても率先してこれを引受け、学生の学力向上に重要な寄与をなしてきている。そして、それらを通じて、学生一人ひとりの学習状態などに関しても、研究者教員との間で情報交換や意見交換が緊密に行われており、上記の教授会への参加状況などとともに、研究者専任教員・実務家専任教員が一丸となって法科大学院の管理運営や学生の教育に専心する体制ができ上がっていることは、他に誇れる本法科大学院の特色である。

(エ) 本法科大学院設立時点での人事政策上の齟齬などもあり、教員組織の面では、とくに民法関係科目の専任教員が、平成18年度に退職の教授1名、准教授1名と手薄で、その補充につき緊急の対応が必要であった。この点に関しては、適切な人材を確保するのが全国的にみても極めて困難なのが現状といっていよいが、設立以来人材確保に鋭意努力してきた結果、幸いにも平成19年度に教授1名の補充が実現し、現在専任教授2名の体制となっている。さらに、平成21年度にも、民法関係科目担当の教授を1名充員できる見込である。

刑法関係科目担当者に関しても、平成19年度末に専任教授1名が定年退職したが、すでに平成19年4月に准教授1名を採用しており、平成20年10月には、さらに教授1名を新規採用することが確定している。そのほか、平成19年4月に労働法担当の教授1名及び知的財産法担当の教授1名を新規採用しており、先端・展開科目に関しても専任教員は充実の方向にある。

なお、平成19年7月に実務家専任教員(民事関係)1名が急逝したが、平成20年4月に実務家専任教授(民事関係)1名、実務家専任准教授(刑事関係)1名を新規採用することができた。

(2) 改善を要する点

法律基本科目の教員の充実についても、本法科大学院の規模に合わせた全体的な教員確保の指針を立てていく必要がある。司法試験の選択科目で専任教員のいない倒産法・環境法・租税法・経済法の教員の充実についても、長期的に検討することが、今後の課題である。この課題の解決を通じて、年齢構成上の偏りの是正や主要科目に関する専任教員担当率の改善も図っていくことができよう。

第9章 管理運営等

1 基準ごとの分析

9-1 管理運営の独自性

基準9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営の仕組みを有していること。

（基準9-1-1に係る状況）

本法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議として、教授会を置いている。法科大学院学則では、「教授会は、本大学院の専任教授をもって構成する。ただし、当分の間、非常勤の実務家専任教授については、実務基礎教育を中心とするカリキュラム編成等を審議する会議のみの構成員とすることができる」と定めており、当初は但書を適用して「みなし専任教員」の負担を軽減することを考えていた。しかし、発足にあたり第一回教授会で「みなし専任教員」も教授会の正規メンバーとして審議に参加する形で運用することが合意され、以後、「みなし専任教員」も教授会に常時出席してすべての事項につき審議・決定に加わるほか、学院長選挙においても選挙権を行使するなど、本文に従った運用がなされている。

ただ、本法科大学院は専任教員17名（10月から18名）の小規模な組織であるため、通常の審議事項については教授会構成員に准教授も加えた会議で審議することとしており、教員の採用や人事に関わる事項を審議する場合にのみ、専任教授のみで構成される会議を開催している。内部的には、前者は「教授会」、後者は「人事教授会」と称して運用されている。【解釈指針9-1-1-1】【解釈指針9-1-1-4】

資料「近畿大学法科大学院学則」

（教授会）

第18条 教授会は、本大学院の専任教授をもって構成する。ただし、当分の間、非常勤の実務家専任教授については、実務基礎教育を中心とするカリキュラム編成等を審議する会議のみの構成員とすることができる。

（審議事項）

第19条 教授会は、本大学院の人事及び管理運営に関する重要な事項のほか、次の事項を審議する。

- (1) 教育課程に関する事項
- (2) 授業科目担当者の選考に関する事項
- (3) 学生の入学・休学・復学・退学・再入学及び復籍に関する事項
- (4) 成績評価及び課程の修了に関する事項
- (5) 実践的教育に関する事項
- (6) 教育内容の改善のための教員の組織的研究及び研修に関する事項
- (7) 学生の補導に関する事項
- (8) その他大学院に関する事項

（会議の招集）

第20条 教授会は、法科大学院長（以下、学院長という。）が招集して、その議長となる。 2 学院長にやむを得ない事故があるときは、あらかじめ定める本大学院の教授が学院長の職務を行う。 （定足数） 第21条 教授会は、構成員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。 2 人事についての会議は、構成員の3分の2の出席がなければ、これを開くことができない。 （議決） 第22条 教授会の議事は、別に定める場合を除くほか、出席構成員の過半数でこれを決し、可否同数のときは否決とする。 2 人事については、出席構成員の3分の2の多数でこれを決する。 （出典：近畿大学法科大学院学則）

本法科大学院の長として、法科大学院長を置いている。法科大学院長は別に定める法科大学院長選挙規則にのっとり選挙される。なお、法科大学院は法務研究科のみの体制であるため、法科大学院長が法務研究科長を兼ねるものとしている。【解釈指針9－1－1－2】

資料「法科大学院長選挙規則」

第1条 法科大学院長（以下、学院長という。）の任期は、2年とする。ただし、再選を妨げない。 第2条 学院長は、法科大学院教授会（以下、教授会という。）において互選する。 第3条 選挙は、投票により次の方法に従って行う。 （1）教授数の3分の2以上の投票を得た者があるときは、これを当選者とする。 （2）前号による当選者がいないときは、得票数が多い者2名につき決選投票を行う。 （3）最多数の投票を得た者が3名以上あるときは、その全部につき決選投票を行い、その得票数の少ない者を除外して、順次これに従って残余の2名につき決選投票を行う。 （4）次点者が2名以上あるときは、前号の例に準じて次点者のみにつき決選投票を行い、その当選者と最多数の投票を得た者につき決選投票を行う。 （5）決選投票において投票が同数のときは、教授就任の早い者をもって当選者とし、教授就任の時期を同じくするときは、出生の早い者をもって当選者とする。 第4条 当選者は、当選を辞退することができない。ただし、やむを得ない事由があり、教授会の承認を得たときは、この限りでない。 （出典：法科大学院長選挙規則）
--

本法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜等に関する重要事項は、教授会にて審議している（法科大学院学則第19条参照）。定例の教授会は、毎月第2月曜日の午後1時30分から開催することになっている。会議の開催に先がけて、法科大学院長を中心とした関係教員・事務職員で構成する執行部会を開催し、審議事項を吟味するとともに、会議時間の目安を2時間以内とし、効率的な会議運営を心掛けている。

教授会の下に、教務委員会、入試委員会、自己点検・評価委員会、図書委員会、学生委員会、編集委員会、臨床教育委員会、キャリア支援委員会、予算委員会を置き、それぞれの委員会で検討された提案を教授会にて最終決定している。また、各委員会は懸案

事項を審議するとともに、問題点が発生すればすぐに委員会を開き善後策を講じている。

【解釈指針 9－1－1－3】

資料「各種委員会の構成員」

【基準5－1－1参照】

基準 9-1-2

法科大学院の管理運営を行うために適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

(基準 9-1-2 に係る状況)

(1) 法科大学院は、法曹養成に特化した実践的な教育を行う専門職大学院であり、従来の大学院の研究中心の考え方から真の教育重視への大きな転換に向けて自己変革が求められている。このことから、既存の大学院各研究科の事務を担当する各学部事務部及び教学事務部とは独立した「法科大学院事務課」を「法学部・法科大学院事務部」に設置している。【解釈指針 9-1-2-1】

資料「学校法人近畿大学事務組織」

大学事務部局	教学事務部 教育改革推進センター 法学部・法科大学院事務部 経済学部事務部 経営学部事務部 理工学部事務部 薬学部事務部 文芸学部事務部 入学センター 学生部 キャリアセンター 人権事務室 保健管理センター	教学庶務課、共通教育課 法学部事務課、法科大学院事務課 入学課、入試広報課、高大連携課 学生課、厚生課 キャリア支援課、キャリア開発課
法人本部	秘書室 総務部 人事部 財務部 資金部 学術研究支援部 管理部	総務課、広報課、校友課 人事課、給与課 財務課、経理課、財務調査課 資金管理課、出納課 補助金事務課、研究支援課 施設管理課、用度課

(以下省略)

(出典：学校法人の事務組織図)

法学部・法科大学院事務部長を長として、法科大学院事務課には、専任職員4名（1名産休中）、定時職員1名、計5名の職員が配置されており、独立の本法科大学院の設置形態と、専任教員17名（10月から18名）、学生定員180名の規模に応じたものである。専任職員4名のうち2名の者は、平成14年10月1日から「法科大学院設置準備室」に配属され、設置準備各種委員会に関わり、法科大学院の設置の趣旨、教育の目的・理念を理解し、教育内容・方法等に精通した職員である。この2名の専任職員を中心に5名の職員が、分掌事務の処理、教員の教育上及び研究上の職務の補助、学生の学習・生活上の相談、教材の印刷、製本等について、教員と緊密な連携をとりながら業務を遂行している。【解釈指針 9-1-2-1】

資料「法科大学院事務課事務分掌」

法科大学院事務課

- (1) 大学院長印の保管に関する事項
- (2) 年間授業計画の立案・実施に関する事項
- (3) 教育課程及び履修に関する事項
- (4) 期末試験の実施に関する事項
- (5) 学位に関する事項
- (6) 履修要項、講義要項作成に関する事項
- (7) 履修登録管理に関する事項
- (8) 教室の使用管理に関する事項
- (9) 科目等履修生及び研修生に関する事項
- (10) 進級・修了に関する事項
- (11) 休学・退学・除籍・復学・再入学その他の学籍の異動に関する事項
- (12) 成績記録・学籍簿の作成及び保管に関する事項
- (13) 各種証明書発行に関する事項
- (14) 学生募集の企画・立案及び宣伝・広報に関する事項
- (15) 法科大学院要覧・学生募集要項の作成及び配布に関する事項
- (16) 入学願書の受付及び整理に関する事項
- (17) 入学試験志願者基本データ入力に関する事項
- (18) 入学試験の企画・立案及び実施の事務事項に関する事項
- (19) 入学試験の可否判定及び発表の事務事項に関する事項
- (20) 法科大学院適性試験実施に関する事項
- (21) 法科大学院適性試験実施委員会に関する事項
- (22) 法科大学院に係わる調査統計に関する事項
- (23) 教授会その他諸会議に関する事項
- (24) 予算編成に関する事項
- (25) 非常勤講師に関する事項
- (26) その他、法科大学院の庶務及び教務に関する事項

リーガルクリニック室

- (1) 法律相談受付・登録に関する事項
- (2) 法律相談資料作成に関する事項
- (3) 法律相談累加記録等に関する事項
- (4) 法律相談事務連絡、調整等に関する事項
- (5) その他、リーガルクリニック室の事務事項に関する事項

(出典：学校法人近畿大学事務組織規程)

(2) 本学では、事務職員が「一般教養、社会常識、部門業務、専門知識・技能を身に付け、更なる資質、能力の向上を図る」ことを目的として、役職や経験年数に応じて各種職員研修会を実施している。各種職員研修会には、全職員の参加が義務づけられており、法科大学院事務課職員も、全員参加している。【解釈指針9-1-2-2】

資料「職員研修会」

1. 目標管理制度実務研修会

日 時：平成19年8月31日（金）9時30分～16時30分……事務部長・事務長対象
：平成19年8月27日（月）～30日（木）の2日間……次長・課長対象
：平成19年9月11日（火）、12日（水）のどちらか1日……係長以下の職員対象
会 場：11月ホール小ホール
講 師：(株)ピーオーディ・ジャパン 一柳和孝氏

2. 苦情・クレーム対応に係る講演会

日 時：平成19年10月12日（金）14時～16時30分
会 場：B館3階301教室
テーマ：「苦情学」－苦情対応能力を身につける－
講 師：苦情・クレーム対応アドバイザー 関根眞一氏

（出典：人事部職員研修会案内文）

資料「人権研修会」

1. 日 時：2007年9月3日（月） または9月4日（火） 10時～12時
2. 場 所：A館3階301講義室
3. テーマ：「変革の時代と人権－大学教職員の課題」
4. 講 師：人権問題研究所 北口末広教授

（出典：人権委員会職員人権研修会案内文）

（3） 法科大学院事務課職員は、各種職員研修会参加のほか、法科大学院の目的、教育理念、教育内容・方法等に対する理解と認識を深めるために、適宜、FD研修会、講演会等にも出席している。

資料「講演会の開催」

（基準1－1－2参照）

基準 9－1－3

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること。

（基準 9－1－3 に係る状況）

学校法人近畿大学平成18年度事業報告書に基づき、法人全体の財政状況を分析する。平成18年度の消費収支は、帰属収入1,150億円、消費支出1,066億円、基本金組入87億円、消費支出超過額3億円である。平成18年度の貸借については、固定資産2,693億円、流動資産638億円、資産の部合計3,331億円、固定負債232億円、流動負債271億円、負債の部合計額504億円、正味財産が2,828億円である。貸借対照表の財務比率では、自己資金構成比率が、平成14年度79.6%、15年度79.9%、16年度82.5%、18年度84.3%、19年度84.9%と5年間で5.3%増加し、総負債率は、平成14年度20.4%、15年度20.1%、16年度17.5%、17年度15.7%、18年度15.1%と5年間で5.3%減少している。消費収支の財務比率を見ると、人件費比率が、低水準で推移しており、教育研究経費比率については、平成14年度から18年度の5年間に15.9%から16.9%へと僅かではあるが増加している。

別添資料 19「学校法人近畿大学平成18年度事業報告書」

「2. 消費収支計算の推移」(p.8～) 「3. 貸借対照表の推移」(p.12～)

法科大学院については、学生生徒等納付金を主とする消費収入に対して、人件費・教育研究経費を主とする消費支出が超過しているが、法科大学院の帰属収入は、法科大学院の教育研究、内容の充実に全額使用し、消費支出超過額は、法人本部から繰入金として負担されている。【解釈指針9－1－3－1】【解釈指針9－1－3－2】

法科大学院では、毎月第2月曜日開催の定例教授会及び臨時教授会において審議した内容・意見等を「教授会運営に関する細則」第5条に基づき、学長、理事長に報告している。その報告時に意見等を述べ、管理運営や予算編成等に反映させている。また、教授会に先がけて開催する執行部会の協議内容等についても報告し、意見等を述べている。【解釈指針9－1－3－3】

資料「教授会運営に関する細則」

第3条 教授会の議事は、これを議事録に記録し、学部長がこれを保管するものとする。

第4条 教授会には、当該学部担当の教務次課長又はこれに代わる者が出席し議事の記録その他庶務に当るものとする。

第5条 学部長は、教授会終了後5日以内にその審議結果を学長、理事長に報告しなければならない。

（出典：近畿大学学園例規集）

9-2 自己点検及び評価

基準 9-2-1

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、当該法科大学院の目的及び社会的使命を達成するため、当該法科大学院における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表していること。

(基準 9-2-1 に係る状況)

本法科大学院では、自己点検・評価委員会が、関係委員会、関係者、事務担当者などから意見を聴取し、あるいは、文書の提出を求める方法によって、2年ごとに自己点検・評価報告書を作成し、ホームページ及び刊行物の形で公表することを設置申請書において明らかにしている。

これにしたがって、本法科大学院の開設から2年を経過した平成17年度末に『自己点検・評価報告書』第1号、その2年後の平成19年度末に『自己点検・評価報告書』第2号を作成し、公表している。

また、自己点検・評価の一環として、研究教員の研究活動実績、実務家教員の各専門実務分野での活動実績等についても、上記の『自己点検・評価報告書』とホームページの研究業績データ (<http://rais.itp.kindai.ac.jp/researchdb/>) において公表している。

また、『自己点検・評価報告書』において、基準 5-1-1 に詳述した、学生による授業評価アンケートの総合的結果を公表している。

資料「近畿大学法科大学院自己点検・評価規程」

第1条 法科大学院は、教育水準の維持向上を図り、法科大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育活動等の状況について、2年ごとに自己点検及び評価を行う。

第2条 自己点検及び評価の項目は、次のとおりとする。

- (1) 法科大学院の理念・目的および基本組織
- (2) 教育内容・方法等
- (3) 学生の支援体制
- (4) 入学者選抜
- (5) 教員組織
- (6) 管理運営
- (7) 自己点検・評価
- (8) 施設・設備及び図書等
- (9) 社会への対応等

第3条 自己点検及び評価の結果については、外部評価委員による検証を受けるものとする。

第4条 外部評価委員は、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する大学関係者もしくは法律実務家を含む学外の有識者とする。

第5条 外部評価委員は、若干名とし、任期は3年とする。

第6条 外部評価委員は、法科大学院の推薦に基づき学長が委嘱する。

第7条 外部評価委員は、次のことを行う。

- (1) 法科大学院がまとめた自己点検・評価報告書の内容分析等の書面調査

(2) 自己点検・評価報告書に基づく事情聴取、授業観察、施設・設備の視察、学生インタビュー等の実地調査

(3) 調査結果の報告

第8条 自己点検及び評価に関する事務は、法科大学院事務部において行う。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(出典:近畿大学法科大学院自己点検・評価規程)

資料「法科大学院自己点検・評価委員会規程」

第1条 法科大学院に自己点検・評価委員会を置く。

第2条 本委員会は、法科大学院における教育、研究等の現況とその独自性についての自己点検・評価を適正に実施することにより、法科大学院における教育、研究等の充実と活性化をはかり、法科大学院の使命の実現に貢献することを目的とする。

第3条 本委員会は、法科大学院長(以下、学院長という。)が委嘱する教職員をもって構成する。

第4条 本委員会に委員長を置き、学院長がこれを委嘱する。

第5条 本委員会の委員の任期は、2年とする。

第6条 本委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴き又は書面の提出を求めることができる。

第7条 本委員会の事務は、法科大学院事務部において行う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(出典:法科大学院自己点検・評価委員会規程)

基準 9－2－2

自己点検及び評価を行うに当たっては、その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

（基準 9－2－2 に係る状況）

自己点検及び評価の実施体制としては、本法科大学院には開設当初から2名の専任教員により構成される自己点検・評価委員会が置かれていたが、平成17年度末にはこれを4名に（平成19年度のみ5名）に増員強化して自己点検・評価活動にあたっている。

【解釈基準 9－2－2－1】

2年ごとの自己点検・評価報告書の作成は、自己点検・評価委員会が中心となり、関連する委員会や事務担当者に原案の作成や資料提出を依頼して行っている。

自己点検・評価報告書を作成しない年度においても、平成18年度から、年度末に自己点検評価項目と関連する委員会の担当者からの活動報告書の提出を求め、活動の継続性を保つ方法をとることとした。この活動報告書は、活動の要点や、変更点などを簡潔に記載するものとしている。

自己点検・評価報告書の項目としては、「法科大学院の理念・目的、教育研究上の基本組織、学生の受け入れ、教育課程、教育活動、教員組織、施設・設備、図書などの資料及び図書室、学生生活への配慮、管理運営、学生の進路への配慮、情報化への対応、国際化への対応、社会との連携、自己点検・評価の組織体制等」の項目を設置申請書において明示していたが、『自己点検・評価報告書』第1号の作成過程において、これらを、以下のように再編成し、「現状の説明」「点検・評価」「長所と問題点」「将来の改善・改革に向けた方策」についてそれぞれ記述することにした。

第1章 法科大学院の理念・目的および基本組織

第2章 教育内容・方法等（第1節 教育課程、第2節 教育活動）

第3章 学生の支援体制（第1節 学習支援、第2節 生活支援）

第4章 入学者選抜

第5章 教員組織

第6章 管理運営

第7章 自己点検・評価

第8章 施設・設備（第1節 施設・設備、第2節 図書室および情報化への対応）

第9章 社会への対応（第1節 国際化への対応、第2節 社会との連携）

基準 9－2－3

自己点検及び評価の結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用するために、適当な体制が整えられていること。

（基準 9－2－3 に係る状況）

自己点検・評価報告書においては、教育活動等の改善のための課題や、認識された課題に対処するための議論や実際の取組の経過について詳細に記述するとともに、残されている課題については、基準 9－2－2 に記述した項目によって整理された各章及び各節ごとに、「課題」として記述する部分を設け、さらなる改善に活用することを意図している。【解釈指針 9－2－3－1】

平成 17 年度末の第 1 回自己点検・評価との関係では、①成績評価の客観性を図る措置として、相対評価の原則を導入する、②実務基礎科目群のカリキュラムの再編を図るための措置として、臨床教育委員会を新設し、教務委員会と共に議論をすすめる、③外部評価委員の制度を具体的に整備して、委員への依頼を済ませて平成 18 年度における実施を確実なものとする、④学生による授業評価アンケートへの非常勤を含む全教員の対応を明らかにするためにリフレクションペーパーのフォームを新たに作成する、などの改善措置がとられた。その後も、①平成 19 年度からカリキュラムにおける学生の履修選択の自由度を高めるとともに、実務教育科目群の強化を図るために 10 単位の自由選択を認めた、②平成 19 年度から成績評価の客観性をさらに高めるために平常点を 20%以内とする、③平成 20 年度からは学習の継続性を図るために進級・修了要件を満たさなかった場合にはその年度の履修単位をすべて無効とする、などの改善措置がとられている。これらの改善点については、平成 19 年度末の『自己点検・評価書』第 2 号に記述し、改善の歩みが明らかになるよう留意しつつ、新たな課題を記述している。

学生による授業評価アンケートの結果については、前期後期の学期中アンケートの結果とピア・レビューの結果が得られた時点で、定期的に FD 研修会を開催しており、これらの資料や、学生の成績資料等をもとに、授業や学習支援の体制の改善すべき点について話し合いがなされている。

基準 9-2-4

自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

（基準 9-2-4 に係る状況）

本法科大学院における自己点検・評価の結果について、外部者による検証を受けるため、外部評価委員の制度を導入している。

外部評価委員は、本学の教職員以外の者で、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する大学関係者もしくは法律実務家を含む若干名を法科大学院が推薦し、それに基づき学長が委嘱するものとしている。この委員は、（１）本法科大学院自己点検・評価委員会がまとめた自己点検・評価報告書の内容分析等の書面調査、（２）実地調査（自己点検・評価報告書に基づく事情聴取・質疑応答等、授業観察、施設設備の視察、学生インタビュー等）、（３）調査結果報告書の作成を行うものとする。

資料「近畿大学法科大学院自己点検・評価規程」

【基準 9-2-1 参照】

第 1 回外部評価は、17 年度中に元高裁長官、元日弁連会長、元検事総長の 3 名に委員を依頼し、18 年度に実施した。【解釈指針 9-2-4-1】

資料「外部評価委員」

② 外部評価委員の選任について

鈴木院長から、前回教授会にて執行部一任となった外部評価委員について、元東京高裁長官川寄義徳氏、元日弁連会長久保井一匡氏、元検事総長土肥孝治氏の 3 名に委嘱した旨報告があり、承認された。

（出典：平成 18 年 4 月教授会議事録）

上記の書面調査、実地調査を適切に経て作成された『近畿大学法科大学院外部評価報告書』の内容は教授会において報告され、それにつき議論がなされた。

平成 20 年度にも、19 年度末に作成した『自己点検・評価報告書』第 2 号をもとに、同じ外部評価委員により、外部評価を実施する予定である。

9-3 情報の公表

基準 9-3-1

法科大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

(基準 9-3-1 に係る状況)

本法科大学院の教育活動等の状況等については、法科大学院パンフレット及び募集要項等の印刷物や、近畿大学法科大学院のホームページにおいてその情報を公表している。

法科大学院パンフレットは毎年5月に発行し、募集要項は6月に発行している。

近畿大学法科大学院のホームページでは、新しい情報を随時「What's New」の欄において提供している。

また学内外で随時開催している入試説明会においても、本法科大学院のめざす法曹像、修業年限及び修了要件、成績評価及び進級基準、少人数教育や演習方式中心の教育方法、教育上及び経済的支援体制、教員や設備の概要を説明しており、またこのような説明会の開催については新聞広告その他で社会に広く周知を図っている。

「リーガルクリニック」における教育活動として行っている無料法律相談については、ホームページにおいて法律相談の趣旨と相談予約の方法についての掲載を行い、東大阪市や八尾市の「市政だより」にも掲載を依頼し、社会に広く周知を図っている。

別添資料3「近畿大学法科大学院 2009(パンフレット)」

別添資料4「近畿大学法科大学院募集要項 2009」

近畿大学法科大学院ホームページ参照

http://ccpc01.cc.kindai.ac.jp/L_school/index.html

また、各界の識者を招いて開催する講演会は公開で行われており、本法科大学院における教育理念や教育活動のあり方を社会に広く知らしめる一助ともなっている。

基準 9－3－2

法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること。

（基準 9－3－2 に係る状況）

年度ごとに作成する法科大学院パンフレットには、（１）設置者（２）教育上の基本組織（３）教員組織（５）入学者選抜（６）標準修了年限（７）教育課程及び教育方法（９）学費及び奨学金等の学生支援制度について概要を記載しており、入試説明会参加者、来訪者、法律相談依頼者等に配布している。

募集要項とホームページにおいては、上記の事項のほか（４）収容定員及び在籍者数（８）成績評価及び課程の修了についての情報等も加え、パンフレットよりも詳細な内容を記載している。募集要項については、パンフレットに「募集要項請求ハガキ」を添付して、請求者の便を図っている。

ホームページ、シラバス、**Bulletin** には、教育課程や成績評価についてさらに詳しく記載されている。【解釈指針 9－3－2－1】

パンフレット、募集要項、シラバス、**Bulletin** は、法科大学院事務課の学生相談カウンターに開設当初からの５年分が備えられており、事務課への来訪者は常時閲覧が可能である。

9-4 情報の保管

基準 9-4-1

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

（基準 9-4-1 に係る状況）

法科大学院設置認可申請書、教授会記録、教務関係記録、定期試験問題・答案、入学試験問題・答案、法科大学院パンフレット・募集要項、授業アンケート結果、ピアレビュー報告書、自己点検・評価報告書等の評価の基礎となる情報については、法科大学院長、各種委員会、法科大学院事務課によって収集を行い、法科大学院事務課内及び倉庫にて適切に保管している。【解釈指針 9-4-1-1】【解釈指針 9-4-1-3】

これらの資料は、近畿大学文書保存規程に則り、永久保存、10年保存、7年保存、5年保存及び1年保存の5種に分けて保管しているが、評価の際に用いた情報については、「近畿大学文書保存規定」第3条（4）に基づき、評価を受けた年から5年間保管することとしている。【解釈指針 9-4-1-2】

資料「近畿大学文書保存規程」

（保存期間・種別）

第3条 文書の保存期間は、法令又は別に定めるもののほか永久保存、10年保存、7年保存、5年保存及び1年保存の5種とし、その種別は次のとおりとする。

- （1）永久保存（種別は省略）
- （2）10年保存（種別は省略）
- （3）7年保存（種別は省略）
- （4）5年保存
 - ア 短期間（数年間）後例となる書類
 - イ 短期間効力の継続する書類
 - ウ 重要な往復文書など供覧文書
 - エ 各課文書収発簿
 - オ その他5年間保存を必要とするもの
- （5）1年保存（種別は省略）

（保存場所）

第5条 保存文書は、安全な場所に確実な方法で保存し、紛失、災害、盗難等の事故に備えて十分な予防措置を講じなければならない。

2 特に重要な文書は、保管に留意し、非常の場合には、他に先んじて持ち出せるよう見やすい位置に「非常持出」の表示をするものとする。

（出典：近畿大学文書保存規程）

2 優れた点及び改善を要する点等

(1) 優れた点及び特徴

(ア) 教授会を中核とした教員組織、法科大学院事務課による事務組織は新設の専門職大学院にふさわしい独立性を備えており、教員組織と事務組織の間の連携は、当初より本法科大学院の開設に向けて協力体制を築いてきたこともあり、非常に緊密である。

(イ) 基準9-1-3における法科大学院決算状況に現れているとおり、設置者は、本法科大学院の理念を深く理解し、研究教育活動を支えるのに十分な経費を負担している。

(ウ) 自己点検・評価の体制が整えられており、活動の継続性も強化されている。平成17年度末、平成19年度末に『自己点検・評価報告書』が作成及び公表され、改善すべき点が確認された。平成18年度には、高い実務的見識を有する3名の外部評価委員による外部評価も適切に実施され、平成20年度にも同様に実施する予定である。

(2) 改善を要する点

今後は、より適切な教育体制や管理運営体制を築くために、教員組織と事務組織の拡大も含めて整備していく必要がある。とくに事務組織については、法科大学院の事務に特化した貴重なノウハウが蓄積されつつあることから、安定した人事計画の策定が望まれる。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 基準ごとの分析

10-1 施設の整備

基準10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること。

（基準10-1-1に係る状況）

（1） 本法科大学院の授業を実施するために、60名収容の講義室を2室、30名収容の演習室を3室専用として使用し、さらに、60名収容のマルチメディア対応教室を1室共用で使用している。ほとんどの教室に移動式の机を配置し、科目の特性や履修者数に合わせて、効果的な授業が実施できるようなレイアウトで授業を行っている。また、同時限に開設する科目を原則3科目以内として時間割を作成し、可能な限り同じ教室で別の授業を連続して実施しないようにしているため、授業後の学生からの質問にも十分に対応できる。

（2） 実務基礎科目である「リーガルクリニック」を実施するために、リーガルクリニック室及びその準備室を設けている。リーガルクリニック室には相談ブースが4室あり、同時に4組までの法律相談を実施できる。また、「模擬裁判」を実施するための法廷教室は、本学法学部と共用の施設として、法学部棟（18号館）に設置している。【解釈指針10-1-1-1】

（3） 教員研究室は、8階に7室、9階に11室の計18室あり、各研究室の広さは約26㎡である。また、非常勤講師室には全教員に専用ロッカーを設置するとともに、パソコン設置のブースを7席用意し、授業等の準備を適切に行うことができる。【解釈指針10-1-1-2】

（4） 教員が学生を指導・面談するのは、専任教員は教員研究室、非常勤教員は非常勤講師室を主として使用しており、それぞれ6人がけのミーティングテーブルを備えている。また、「リーガルクリニック」を実施していない時間帯は、リーガルクリニック室を学習指導室として利用している。この部屋の相談ブースは、グループでの指導・面談にも利用可能である。【解釈指針10-1-1-3】

（5） 法科大学院事務課は独立した事務室で業務を行っており、事務室内に着席して対話が可能な学生相談カウンターを備えて、事務職員の立場で学生からの様々な相談に対応している。また、事務室とは別に教材や資料作成のための作業室と保存文書等を収納する倉庫を備えている。【解釈指針10-1-1-4】

（6） 学生の自習室は9階に3室設置している。席数はそれぞれ75席・56席・59席の計190席あり、全学生に書架とワゴンを備え付けた固定席を与え、専用の入退室カードを使って休日も含めて24時間の自習環境を確保している。また、全学生にノートパソコンを貸与し、共有のコピー機及びプリンターを設置し、TKC法科大学院教育研究支援システムを導入して、授業の予習・復習をサポートしている。専用の入退室カードにより、法科大学院図書室も休日も含めて24時間利用できるため、自習時に必要

となる文献や資料も常時利用可能となっている。【解釈指針10-1-1-5】

(7) 一部の教室を除いて、法科大学院が使用している施設は、法科大学院の専用施設である。法科大学院図書室は中央図書館の分室であるため、本学全学生が利用対象者ではあるが、法科大学院と中央図書館との連携の下、法科大学院教員及び学生の教育研究活動を最優先する方針で運営されている。【解釈指針10-1-1-6】

(8) 文部科学省平成16年度法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム「基礎知識及び学習到達度確認システム」は、択一式の問題を中心に、学生が自主的に問題に解答することにより、法科大学院の授業では直接ふれることのできない基礎知識習得の効率的な自習をさせるためのEラーニングシステムである。平成16年度は、関連のハードウェア・ソフトウェアを導入し、学内からのアクセスを確立した。17年度は、インターネットを経由して、学外（自宅等）からのアクセスを可能とした。18年度は、これまで投入してきた択一式等の問題に加えて、簡単な記述式問題等にも対応できるようシステムの改良を図った。

別添資料 13「KINKI UNIVERSITY LAW SCHOOL Bulletin 2008」p.95

法科大学院教室等配置図

10-2 設備及び機器の整備

基準10-2-1

法科大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

(基準10-2-1に係る状況)

(1) 講義室・演習室すべてに情報コンセントを設置し、また、講義室のうち1室にはビデオやDVD等のAV設備を常備し、教材等をプロジェクターで投影することもできる。さらに、マルチメディア対応の教室には、AV設備のほかに、授業収録システム及びサテライトシステムを備えており、会議や講演会等のイベントにも利用できる。

(2) 教員研究室には、机・書架・ミーティングテーブル・両開き書庫・パソコン・プリンター・ロッカー等必要な備品を完備している。ミーティングテーブルは6人掛けであるため、オフィスアワーでの指導には余裕を持って対応できる。また、幅90cm高さ240cmの書架を二重連として10連程度備え、収納効率を上げ、快適な教育・研究環境を確保している。

(3) 学生の自習室は、学生個人にパーテーションで仕切ったキャレルデスクを固定席として使用させ、個人管理としている。各席には情報コンセント・120cmの書架・3段引出し付きワゴンを備え、全学生にノートパソコンを貸与し、自習室にはそれぞれ3台のプリンター及びコピー機を備えて学習の便宜を図っている。休日も含めて24時間の入退室システムを導入しており、停電や断水等特別な事情がない限り、夏期及び冬期休暇中も利用可能としている。なお、自習室での学生一人当たりの占有面積は約1.4㎡である。

(4) 作業室には教材や資料を作成するためのコピー機・輪転機・帳合機を備えている。また、コピー機のスキャナー機能と専用パソコンの仕組みにより、必要な文献や図表等の資料をPDFファイルに加工して各教員研究室で利用できる。

(5) 事務室には、業務を行うにあたって必要な備品を完備している。各職員に机とパソコンを用意し、コピー機・プリンター・シュレッダーを各1台備えている。ミーティングテーブルと作業台を各1台、さらに、4席の学生相談カウンターを設けている。自習室の入退室システムを管理するパソコンも事務室内に設置しており、トラブル等への対応も迅速にできるようになっている。

資料「1002教室 AV 設備」

- ・ 液晶プロジェクター
- ・ DVD プレーヤー
- ・ ビデオカセットレコーダー
- ・ ビジュアルプレゼンター(液晶モニター付)
- ・ ノートパソコン

(出典:法科大学院資料)

10-3 図書館の整備

基準10-3-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されていること。

(基準10-3-1に係る状況)

本法科大学院設置と同時に、法科大学院図書室が開設されており、所蔵資料、担当職員、設備がそれぞれ整えられている。

(1) 法科大学院図書室は、近畿大学中央図書館の分室であり、法科大学院における高度な法学教育及び研究ならびに学生の学習を支援するために、蔵書、データベース等の所蔵資料が法学関連のものに特化された法律専門図書室である。法科大学院所属の教員及び学生は、専用の入退室カードにより、法科大学院図書室を休日も含めて24時間利用することが可能である。また、所蔵資料の貸出は、法科大学院教員及び学生のみが可能であり、基本的に、法科大学院専用図書室として利用されている。【解釈指針10-3-1-1】【解釈指針10-3-1-6】

別添資料20「法科大学院図書室利用案内」

(2) 法科大学院図書室の業務は、中央図書館の閲覧部門と同様に業務委託により行われている。担当する職員はおおむね司書資格を有し、図書館業務に精通しており、ロー・ライブラリアンとして教員の研究・教育及び学生の学習に必要な法情報調査・提供等を行うことができる。特に学生が図書あるいはデータベース等によって学習に必要な法情報の収集を支援するために、入学者向けの図書館ガイダンスや学生向けの講習会を適宜実施している。【解釈指針10-3-1-2】【解釈指針10-3-1-3】【解釈指針10-3-1-6】

(3) 法科大学院図書室は、法科大学院棟内に416㎡のスペースを有し、75,000冊の図書が収容可能である。利用者が閲覧あるいは自習に利用できる座席は45席設けられている。平成20年5月1日現在の蔵書数は、26,597冊（内訳は和図書16,658冊、洋図書2,285冊、製本雑誌7,654冊）であり、また、雑誌は、和雑誌295種類、洋雑誌64種類を継続している。図書あるいは雑誌等の資料は、教員の研究や学生の学習に必要かつ有益と思われる内容のもの以外にも、実務的な内容の資料、すなわち、「リーガルクリニック」等の実務関連教育に利用可能であるものも備えるように配慮している。

さらに、法律関連のデータベースに限定すると、法科大学院図書室では、判例検索、文献検索及び外国法検索等用データベースとして26種類のデータベースを提供している。そのほか、語学事典等のデータベース12種類も利用可能である。これらのデータベースは、図書室に設けられた文献検索コーナーに設置された利用者用パソコン5台で利用することができるようになっており、法科大学院教員及び学生は備え付けのプリンターによって印刷することも可能である。なお、法科大学院図書室の所蔵資料については、図書室に備え付けられたコピー機2台により、教員及び学生に貸与されたコピーカードを用いて複写することも可能となっている。【解釈指針10-3-1-4】【解釈指針10-3-1-7】

別添資料 20「法科大学院図書室利用案内」p.25-32 データベース
--

(4) 上記所蔵図書及び雑誌等の法科大学院図書室所蔵資料の選定は、担当職員の協力も得て専任教員全員が定期的に図書目録等によって、各教員の専門的知見をもとに、責任をもって行っている。特に、実務的な内容の資料については、実務家教員の助言を得て、研究者教員とともに検討・選定することによって、研究及び教育の両面からみて、偏向ないし遺漏のない所蔵資料となるよう格別の配慮をしている。【解釈指針10-3-1-4】 【解釈指針10-3-1-5】

2 優れた点及び改善を要する点等

(1) 優れた点及び特徴

(ア) 本法科大学院の施設、設備は、法科大学院開設と同時に完成した校舎にあり、様々な機器を備え付けたマルチメディア教室や専用の自習室を擁するなど非常に充実したものである。法科大学院は校舎の8階・9階・10階を利用しており、生駒山を望み、眼下に東大阪市街を見渡すことのできる快適な環境である。

(イ) 自習室は3室に分けて190席用意し、収容定員180名全員が固定席で学習できる環境を提供している。専用の入退室カードにより、休日も含めて24時間利用を可能にしており、それぞれのライフスタイルに合わせた効果的な学習ができる環境である。また、「TKC 法科大学院教育研究支援システム」を導入し、全学生に貸与しているパソコンを使用して、授業の予習・復習をサポートし、必要な情報を電子掲示板で提供している。

(ウ) 教員研究室は学内他学部他学科の研究室と比較して広く作られており、学生との面談にも余裕をもって対応できる。非常勤講師室にはパソコン設置のブースを7席設け、授業などの準備を行うとともに、授業の前後に学生からの質問に答えるためのミーティングテーブルも設けている。

(エ) その他の法科大学院関連施設も、法廷教室を除いて、法科大学院棟の8階・9階・10階にあるため、図書室と自習室との連携をはじめ、各施設間で有機的な連携をもち、教員及び学生の研究・教育・学習に最適な環境を提供している。

(オ) 図書室は、別に自習室が備えられているため、閲覧スペースを45席確保するととどめ、資料の充実を念頭に設計し、75,000冊の図書が収納可能となっている。現在、26,500冊余の図書を所蔵している。図書室は中央図書館の分室であるため、大学としては図書資料の重複所蔵を控える方針ではあるが、Law Libraryとしての機能充実を優先課題として、基本図書や利用頻度の高い図書、コア・ジャーナル等は中央図書館所蔵分と重複して所蔵している。

(カ) 各種判例等の検索は、全学生に貸与しているパソコンや図書室に設置している専用端末、また「TKC 法科大学院教育研究支援システム」を使用して、必要な時にアクセスできる環境にある。

(2) 改善すべき点

(ア) 学生定員が充たされた場合には講義室・演習室の狭隘さが問題となる可能性があるため、この点について検討する必要がある。1学年の入学定員60名を1クラスとして、現在の講義室で授業を実施しようとする、机の大きさの点や教室内の通路の点で、やや余裕がなくなると考えられる。また、法科大学院棟は完全な専用施設ではないため、授業を延長せざるを得ない場合や、授業後の質問に教室内で解答する場合に、廊下が騒がしくなることがあるといった問題が生じている。

(イ) 図書室に収納された他大学の紀要に欠落部分があり、本学の中央図書館や法学部資料室との連携も含めて、漸次改善していくように検討する必要がある。

(ウ) 古い蔵書や外国文献等の整備が不十分であり、とくに教員の研究活動に支障の生じる恐れがあり、この点も(イ)と同様に漸次改善していく必要がある。

自己評価書別添資料一覧

近畿大学法科大学院

No.	資料名
資料1	法学部履修要項(平成20年度)
資料2	大学院法学研究科履修要項(平成20年度)
資料3	近畿大学法科大学院2009(パンフレット)
資料4	近畿大学法科大学院募集要項2009(付、プレゼンテーションシート)
資料5	法科大学院時間割表(平成20年度前期・後期)
資料6	休講・補講一覧(平成19年度)
資料7	年度別履修者数(平成16年度～19年度)
資料8	成績評価基準(平成19年度前期・後期・平成20年度前期)
資料9	KINKI UNIVERSITY LAW SCHOOL Syllabus 2008
資料10	KINKI UNIVERSITY LAW SCHOOL Syllabus 2007
資料11	成績得点分布表(平成19年度前期・後期)
資料12	近畿大学法科大学院自己点検・評価報告書 第2号
資料13	KINKI UNIVERSITY LAW SCHOOL Bulletin 2008
資料14	平成20年度法科大学院ガイダンス
資料15	各種勉強会のお知らせ
資料16	飯田先生レジュメ(1年生、2・3年生)
資料17	入学前メッセージ配信メール
資料18	前期必修科目の教科書・指定参考書一覧
資料19	平成18年度事業報告書
資料20	法科大学院図書室利用案内
資料21	法科大学院学則

別紙様式一覧

資料名	
別紙様式1	「開講授業科目一覧」
別紙様式2	「学生数の状況」
別紙様式3	「教員一覧・教員分類別内訳」
別紙様式4	「科目別専任教員数一覧」